様式 1－表紙

令和 3 年度　認証評価

秋草学園短期大学
自己点検・評価報告書

令和 3 年 9 月

様式 2－目次

目次

自己点検・評価報告書 1

1. 自己点検・評価の基礎資料 2

2. 自己点検・評価の組織と活動 10

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 12

［テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神］ 12

［テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果］ 15

［テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証］ 20

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 27

［テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程］ 27

［テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援］ 41

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 68

［テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源］ 68

［テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源］ 76

［テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］ 80

［テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源］ 82

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 91

［テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］ 91

［テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］ 93

［テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス］ 96

【資料】

［様式 9］提出資料一覧

［様式 10］備付資料一覧

［様式 11～17］基礎データ（様式 15 未作成）

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、秋草学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和３年９月 28 日

理事長
秋草　征志
学長
北野　大
ALO
中村　陽一

1. 自己点検・評価の基礎資料

（1）学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和 24 年	各種学校秋草学園発足（東京都中野区）
昭和 27 年	秋草編物技芸学院を開設
昭和 30 年	学校法人に組織変更
昭和 35 年	編物に洋裁・和裁を加えた服装の総合学園を開設
昭和 37 年	秋草服装学院と改称
昭和 44 年	秋草保育専門学院開校
昭和 50 年	秋草栄養専門学院開校
昭和 51 年	三校を専門学校に昇格
昭和 53 年	学校法人組織に変更（文部大臣認可）
昭和 57 年	狭山市に秋草学園高等学校開校
平成 7 年	所沢市に秋草学園福祉教育専門学校開校

＜短期大学の沿革＞

昭和 54 年	所沢市に秋草学園短期大学を（幼児教育学科第一部・第二部）創設
昭和 60 年	秋草学園短期大学に国文科及び経営科を増設
平成 9 年	秋草学園短期大学に学位授与機構認定の専攻科幼児教育専攻を設置
平成 13 年	国文科を日本文化表現学科に、経営科をビジネスマネジメント学科に名称変更 秋草学園短期大学に地域保育学科第一部・第二部を増設
平成 17 年	日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科、地域保育学科第一部及び第二部の入学定員を変更
平成 19 年	地域保育学科第一部を地域保育学科に名称変更 日本文化表現学科とビジネスマネジメント学科を統合し文化表現学科を設置 日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科及び地域保育学科第二部学生募集停止
平成 21 年	日本文化表現学科廃止
平成 22 年	ビジネスマネジメント学科廃止
平成 24 年	地域保育学科第二部廃止
平成 29 年	文化表現学科入学定員を変更
令和 2 年	専攻科幼児教育学専攻を廃止

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和３（2021）年５月１日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
秋草学園短期大学	埼玉県所沢市泉町 1789 番地	415 人	1,030 人	653 人
秋草学園高等学校	埼玉県狭山市堀兼 2404 番地	320 人	960 人	718 人
秋草学園福祉教育専門学校	埼玉県所沢市東所沢 １丁目 11 番 11 号	40 人	100 人	63 人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和３（2021）年５月１日現在

秋草学園短期大学組織図
（令和3年5月1日現在）

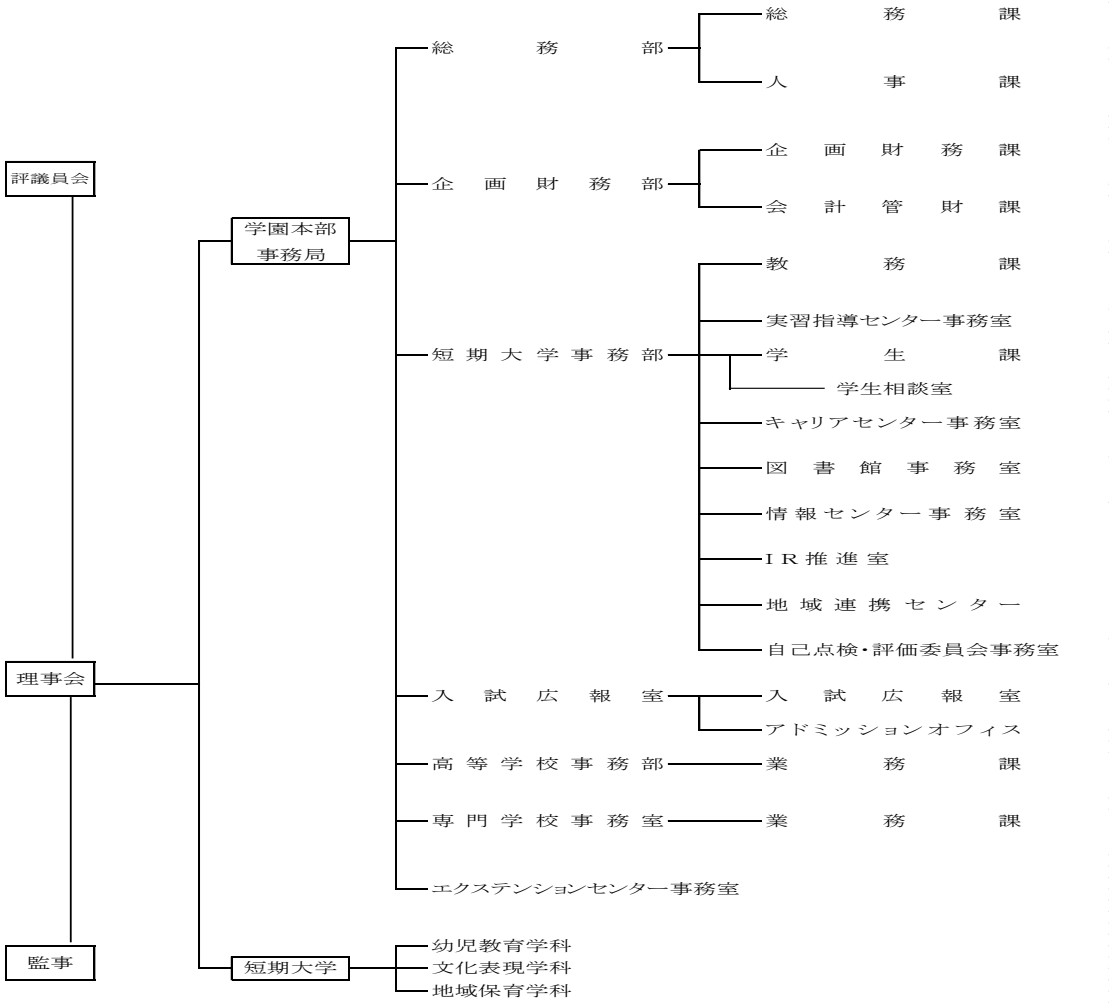

（4）立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■　立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が立地する所沢市は、埼玉県の南西部にあって東京都に隣接している。令和３年４月末日現在の人口は 344,220 人であり、平成 19 年に 34 万人を越えて以降は 34 万人前半の数字を維持している。元々昭和 30 年代半ばから東京のベッドタウンとして発展した地域で核家族世帯が多いが、この 10 年間で 1 世帯当たりの人数が 2.34 人から 2.12 人と減少している。また年齢別ではこの 10 年間で、15 歳未満（年少人口）が約 4.4 万人から約 4.0 万人に逓減しているのに対し、65 歳以上（老年人口）は年々増加し、令和元年には９万人を越え、令和２年度末には人口の 27.0%を占めるに至った。

■　学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 28（2016）年度		平成 29（2017）年度		平成 30（2018）年度		令和元（2019）年度		令和 2（2020）年度	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
北海道・東北	20	5.7	12	3.6	15	5.1	6	1.9	6	2.4
北関東	3	0.9	2	0.6	8	2.7	6	1.9	0	0
埼玉県	167	47.5	168	50.0	143	48.3	174	55.2	129	52.0
東京都	154	43.8	148	44.0	123	41.6	124	39.4	106	42.8
南関東(千葉・神奈川)	2	0.6	0	0	1	0.3	0	0	0	0
甲信越	2	0.6	3	0.9	4	1.4	1	0.3	5	2.0
その他	3	0.9	3	0.9	2	0.6	4	1.3	2	0.8
合計	351	100.0	336	100.0	296	100.0	315	100.0	248	100.0

［注］

□　短期大学の実態に即して地域を区分してください。

□　この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。

□　認証評価を受ける前年度の令和２（2020）年度を起点に過去５年間について記載してください。

■　地域社会のニーズ

本学では、幼児教育・保育系の学科は約 10,000 人、文学・文化・ビジネス系の学科は約 5,000 人の卒業生を社会に送り出し、それぞれが幼児教育・保育及び企業等の現場において中核として活躍し高い評価を受けている。こうした実績を踏まえて、本学教員は地域行政機関の協議会、審議会や委員会の委員または委員長の委嘱を受け、その専門性から地域社会の発展等に大きく貢献している。

さらに、大学として、地域の生涯学習ニーズに応えるために「エクステンションセンター」を設置し、地域住民対象の公開講座を開講するほか、本学卒業生や保育現場の職員を対象とする「現職保育者研修会」の実施や、保育士資格を持ち現場への復帰を希望する方々を対象とした「潜在保育士就職支援研修会」さらには埼玉県からの依頼を受け、保育士養成の委託訓練校を受託するなど行政と共同で本学教員及び行政職員を教師として保育士不足の解消を図る取組等、保育現場の研修支援にも大きな役割を果たしている。また、所沢市は市内の教育機関との官学連携を積極的行なっており、本学を含めた４つの大学と協定を結び、人材や研究成果等の知的資源を活用したまちづくりを推進している。

■　地域社会の産業の状況

所沢市は埼玉県の南西部にあり、北に頂点をもつ三角形の形状を成している。北東部は三芳町に、北部は川越市、狭山市、北西部は入間市、南部は柳瀬川を挟んで東京都と接しており、面積は 72.11 平方キロメートルである。

所沢市は、西武新宿線、池袋線により東京都心と結ばれ、東京のベッドタウンとして発展してきた。近年では、圏央道の東名道～中央道間の全線開通や、関越道～東北道～常磐道間の開通など、高速交通体系の整備が進んでおり、市内から中央道や東名高速道路への連絡が可能になるなどアクセスの利便性は大きく向上している。また鉄道に関しても、西武鉄道と他の鉄道会社の相互乗り入れの開始により、東京・横浜方面への利便性は向上している。その一方で、県立狭山自然公園をはじめ、狭山丘陵など武蔵野の自然が数多く残り、自然との共生が進められている。

所沢市は県内８番目の市として昭和 25 年に誕生し、埼玉県内の市町村別人口では、さいたま市、川口市、川越市に次ぐ第四の都市となっており、平成 26 年の産業別事業所数割合では、卸売小売業が全体の 23.5%と最も多く、以下宿泊・飲食サービス業（11.6%）、建設業（10.8%）、医療福祉（9.6%）、生活関連サービス・娯楽業（9.6%）と続いている。産業３分類別（農業・工業・商業）の構成比でみてみると、事業所数では、第１次産業（農業）は 0.2%、第２次産業（工業）は 18.0%、第３次産業（商業）は 81.8%となっている。各産業別割合の推移は、第１次産業はそもそも非常に割合が低く横這いであり、第２次産業の割合が減少し、第３次産業の割合が増加する傾向にある。

■　短期大学所在の市区町村の全体図

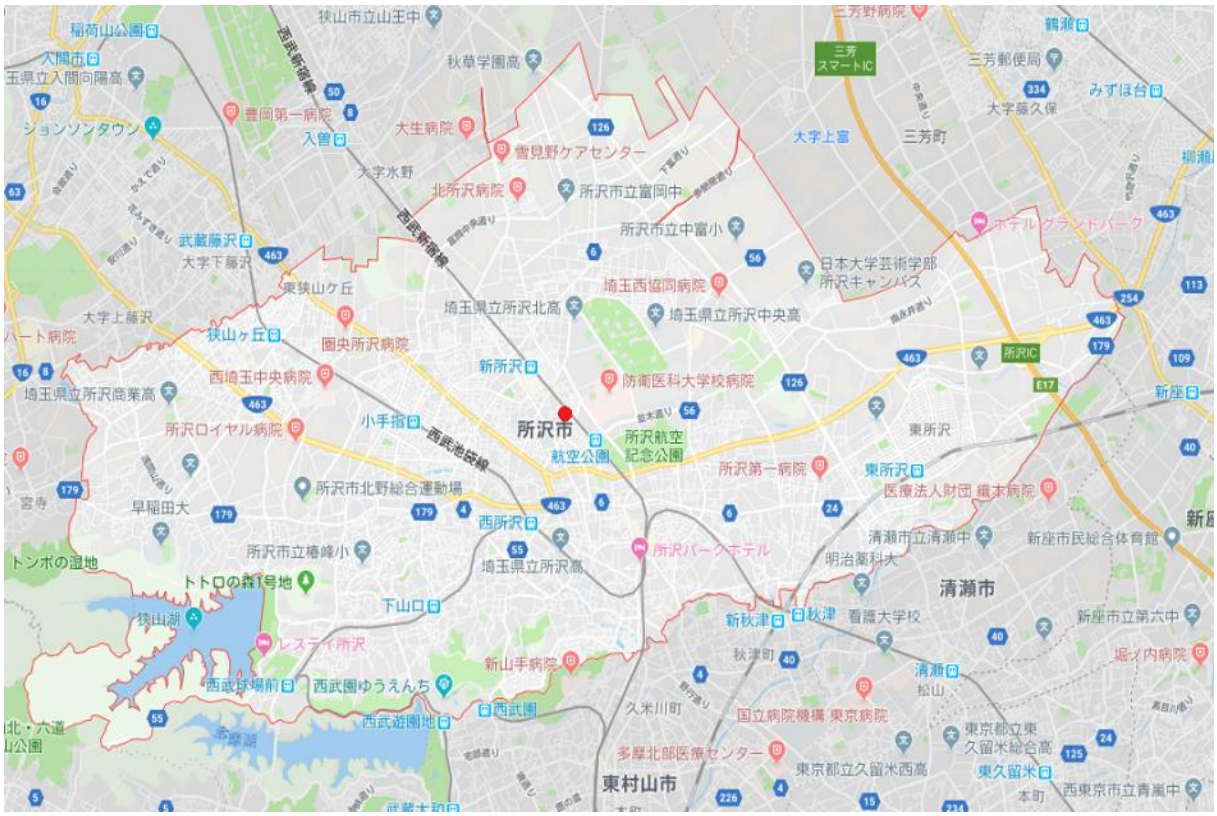

（5）課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
学則の文言と自己点検・評価報告書に記された学科の教育目標の文言が異なる。また、学校案内に掲載されている学科の教育目標の文言も学則と異なっている。入学者受け入れの方針についても自己点検・評価報告書、ウェブサイト、募集要項の間で食い違いがみられるので表記を統一されたい。
(b) 対策
学科の教育目標に関して、学則及び学校案内の文言を精査し、学則の文言に統一する。また同様に、入学者受け入れの方針に関しても、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項の文言を統一する。
(c) 成果
学科の教育目標及び入学者受け入れの方針の文言を統一することにより、学内外の混乱を避けることができた。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

（6）短期大学の情報の公表について

■ 令和３（2021）年５月１日現在

① 教育情報の公表について

No.	事　項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開 〈「情報の公開等」URL〉 https://www.akikusa.ac.jp/akitan/school-top/about/ （以下同じ）
2	卒業認定・学位授与の方針	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開、及び学生便覧に掲載
3	教育課程編成・実施の方針	
4	入学者受入れの方針	
5	教育研究上の基本組織に関すること	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学ホームページ内「各学科＜講義一覧＜シラバス」のページにて公開 〈URL〉 【幼児教育学科第一部】 https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/infant1/resume/ 【幼児教育学科第二部】 https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/infant2/resume/ 【文化表現学科】 https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/bunka/resume/ 【地域保育学科】 https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/nursery/resume/ 及び、学生便覧に掲載

9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開、及び学生便覧に掲載
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開

② 学校法人の情報の公表・公開について

事　項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	１．本学園ホームページ内「情報公開」のページにて公開 〈URL〉 https://www.akikusa.ac.jp/gakuen/infomation.html ２．左記の書類全て閲覧可能とし、学園本部事務局、短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園所属者、その他利害関係者への閲覧に供している。

［注］

□ 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和２（2020）年度）

■ 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

経常補助金、特別補助金、修学支援金、父母負担軽減事業補助金等公的資金については、本学作成の請求データを国、県、事業団がチェックし振り込まれる。本学は受け皿として別口座を設け管理している。管理体制、実施状況については、年２回公認会計士による監査を受けており、特段の指摘事項はない。

公的研究費補助金の取り扱い、不正使用の防止等については、「秋草学園短期大学に

おける競争的資金等の取り扱いに関する規程」に基づいて管理運営されてきたが、平成 26 年２月の研究費の不正使用の防止を目的とした「公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正及び８月の「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」の設定に対応するよう関係規程の改正を行った。そのため、それ以降の公的資金の適正管理、不正防止については、「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、及び「秋草学園短期大学における公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」に基づいて管理運営が行われている。また、合わせて公的資金の運用管理に関わりのある教職員については、毎年コンプライアンス研修を受講し不正防止に努めるとともに、誓約書の提出を義務付けている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■　自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・自己評価委員会は、学長を委員長として、理事長、常任理事、学科長、専攻科長、事務局長、ALO及び理事長の指名による者で構成される。委員会は、実施計画の策定時や評価結果の取りまとめ時に開かれ、自己点検・評価報告書を教授会と理事会に提出している。

また、委員会の承認を受けて、各学科の教員及び事務職員で構成される専門部会を設置する。専門部会は、ALOを主査とし、実施と評価に関わる取りまとめ作業を行っている。

■　自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

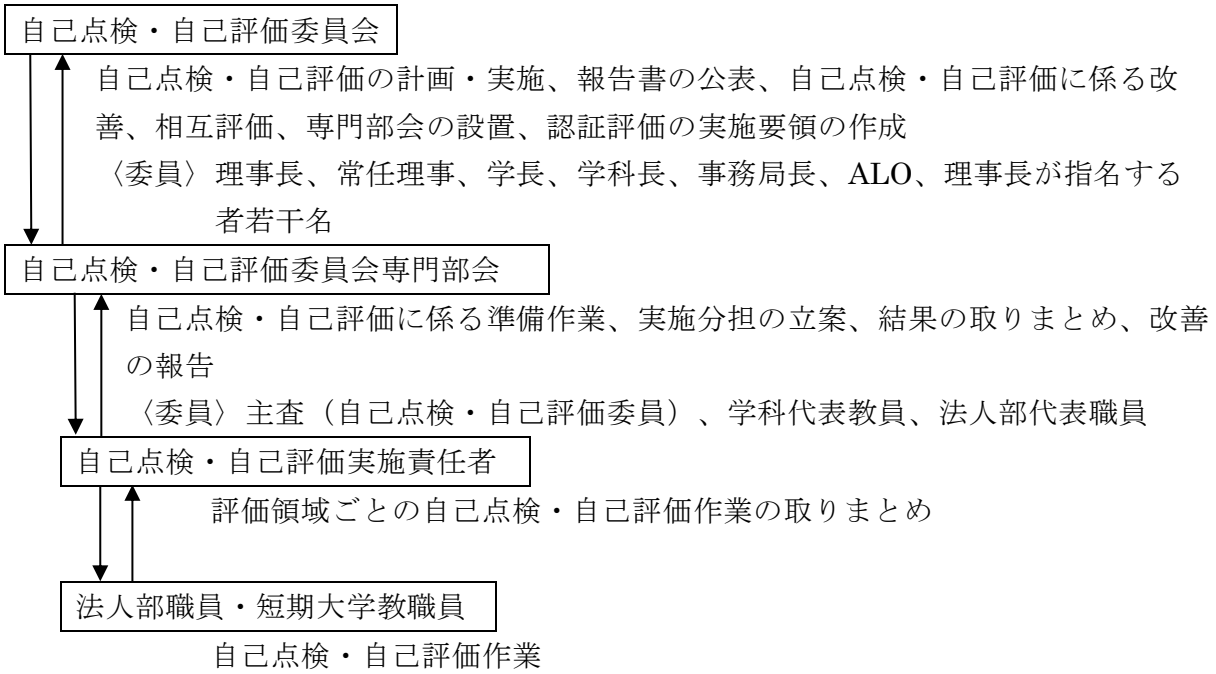

■　組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、平成６年に自己点検・自己評価委員会を設置し、それ以降毎年自己点検・

評価を実施しており、評価結果を冊子やホームページにより公表してきた。

あわせて平成17年より「秋草学園短期大学自己点検・自己評価委員会規程」、「秋草学園自己点検・自己評価専門部会設置細則」、「秋草学園短期大学自己点検・評価及び第三者評価実施要領」と規程の整備をおこない、その結果として平成20年度、平成27年度の短期大学基準協会の第三者評価において適格認定を受けている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和２（2020）年度を中心に）

令和２年度から令和３年度の活動記録は以下のとおりである。

開催日	開催委員会	内　　容
令和2年 11月11日	令和２年度 第１回自己点検・自己評価委員会専門部会（報告書作成）	・「令和２年度自己点検・評価報告書」（案）校正分担者の確認 ・「令和２年度自己点検・評価報告書」公表スケジュール確認 ・令和３年度自己点検・評価のスケジュール確認
令和2年 11月25日	令和２年度 第２回自己点検・自己評価委員会専門部会（報告書作成）	・「令和２年度自己点検・評価報告書」（案）の最終的な総確認 ・令和３年度自己点検・評価の第１次原稿締切を令和３年２月２６日として取りまとめをおこなう
令和2年 11月25日	令和２年度 第１回自己点検・自己評価委員会	・「令和２年度自己点検・評価報告書」（案）の最終確認 ・令和３年度自己点検・評価の実施日程の公表・確認 ・教授会、理事会の承認を受け、「令和２年度自己点検・評価報告書」公表
令和3年 6月23日	令和３年度 第１回自己点検・自己評価委員会専門部会（報告書作成）	・「令和３年度自己点検・評価報告書」（案）校正分担者の確認 ・「令和３年度自己点検・評価報告書」公表スケジュール確認 ・令和４年度自己点検・評価のスケジュール確認
令和3年 9月1日	令和３年度 第２回自己点検・自己評価委員会専門部会（報告書作成）	・「令和３年度自己点検・評価報告書」（案）の最終的な総確認 ・令和４年度自己点検・評価の第１次原稿締切を令和４年２月４日として取りまとめをおこなう
令和3年 9月8日	令和３年度 第１回自己点検・自己評価委員会	・「令和３年度自己点検・評価報告書」（案）の最終確認 ・令和４年度自己点検・評価の実施日程の公表・確認 ・教授会、理事会の承認を受け、「令和３年度自己点検・評価報告書」公表

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］

＜根拠資料＞

提出資料　1　大学案内【令和３年度入学者用】
提出資料　2　ウェブサイト「情報公開」https://www.akikusa.ac.jp/akitan/
提出資料　3　学生便覧
提出書類　4　建学の心
備付資料　1　秋草学園創立 70 周年記念誌
備付資料　2　秋草学園短期大学公開講座案内
備付資料　3　所沢市との「官学連携に関する基本協定書」
備付資料　4　大学関係者評価委員会議事要録
備付資料　5　科目履修生制度による資格取得のパンフレット
備付資料−規程集
備付資料　1　学校法人秋草学園エクステンションセンター運営委員会規程
備付資料　2　学校法人秋草学園エクステンションセンター実施細則
備付資料　3　秋草学園短期大学大学関係者評価委員会運営内規
備付資料　4　秋草学園短期大学地域連携センター運営内規

［区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
(2)　建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
(3)　建学の精神を学内外に表明している。
(4)　建学の精神を学内において共有している。
(5)　建学の精神を定期的に確認している。

＜区分　基準Ⅰ-A-1 の現状＞

「愛され信頼される女性の育成」を建学の理念に掲げ、戦後の荒廃した世相の中で、社会における女性の役割が大きくなるとの認識に基づき、職業人として自立した女性を育成することを目的とし、女子教育の推進に努めてきた。

また、建学の理念に謳う「愛され信頼される女性の育成」を具現化する重要な基盤として、「礼節、勤勉、協調」の精神を教育の支柱と位置づけ、全学科の教育指導が行われてきた。

大学案内（提出-1）、本学の Web ページ（提出-2）には建学の理念、教育理念について説明した文章を掲載し、学内外に表明している。また、学生便覧（提出-3）にも明記し、さらに建学の理念について詳しく記述した小冊子「建学の心」（提出-4）を入学時に全員に配布して周知徹底を図っている。さらに学生に対しては年に一回程度、学長講話という形で建

学の理念の理解の徹底を図っている。そのため、現状において建学の理念はほぼ学生に共有されていると考えるが、現在実施している種々の事項を今後も継続し、必要に応じ改善しながら徹底していく。更に、毎年度初めに行われる教職員全体会においては、建学の理念とともに、理事長、学長が教育の理念の意義と重要性について新規採用教職員や非常勤講師を含む全教職員に説明を行い、共有を図っている。この他、オープンキャンパスにおいても積極的に学長が受験生に説明を行っている。

建学の理念を教育により効果的に反映するための作業については、幼児教育学科の「教養演習」、地域保育学科の「地域保育基礎講座」、文化表現学科の「キャリアデザイン」などの科目で、教育を通じて「愛され信頼される女性の育成」という教育理念を伝えている。さらには平成 29 年度の大学祭「秋草祭」において、シンポジウムを開催し、学祖秋草かつえ先生の教えを直接に受けた卒業生によるパネルディスカッションを開催した。なお、平成 30 年度に創設者秋草芳雄先生及び学祖秋草かつえ先生の胸像を本学の玄関に設置し 3 月 14 日に除幕式を行った。この結果本学で学ぶ学生及び全ての教職員が登校時に両先生の尊顔を拝することになり、より強い建学の理念の理解につながった。

［区分　基準Ⅰ-A-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

(2)　地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

(3)　教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分　基準Ⅰ-A-2 の現状＞

地域社会に向けた公開講座としては本学のエクステンションセンターが実施している（備付-2）（備付-規程集 1～2）。本講座は発足以来 10 余年を経過し、毎年半期ごとに 20 程度の講座を開講し、毎期延べ 350 人程度の受講生が多様な分野の講座を学んでいる。なお、令和２年度は新型コロナウイルス感染対策対応のため、予定していた講座は全て開講できなかった。そして、令和２年度より社会人のためのリカレント教育の一環として科目等履修生制度を活用した、図書館司書の資格や医療事務、情報処理に関する資格取得の支援を開始した（備付-5）。また、昨今の保育士不足対策として「潜在保育士」を対象とした再教育を令和元年の夏に実施した。令和２年度は新型コロナウイルス感染対策のため、この再教育は開催できなかったが、令和３年以降も事情が許せば継続して行う予定である。

また、所沢市と秋草学園とは「官学連携に関する基本協定書」（備付-3）を平成 29 年 7 月に結び、所沢市が主催する約 10 の委員会において、委員長または委員として貢献している。この種の活動は所沢市以外にも狭山市、東村山市などの委員会にも教員を委員として派遣しており、地方自治体の行政の支援を行っている。また、市が主催の環境講演会などにも講師を派遣している。さらには所沢市こども未来部長、所沢商工会議所専務理事及び泉町保育園園長からなる「大学関係者評価委員会」を組織し、本学の教育について定期的に助言をいただき、可能なことから実施に移している（備付-4）（備付-規程集 3）。

地域保育学科では、所沢市を中心とした近隣の区市町村の子ども関連施設、児童館、特別支援学校等および行政が主催、後援する文化団体、商工業団体等と連携し、教員および学生のボランティア活動を通した交流活動を行っている。その多くはイベントへの準備や参加、運営補助を内容としている。これらは学科発足以来の活動であり、地域の行政、商工業、教育機関および文化団体等との交流活動は定着し一定の評価を得ている。また教員及び学生によるボランティア活動についても積極的に参加し、支援している。いくつかの例を挙げると、所沢市での「サンタを探せ」におけるサンタクロース役、新所沢商店街でのお祭りへの参加など枚挙にいとまがない。なお、令和２年度は新型コロナウイルス感染対策のため、これらのボランティア活動は実施できていない。特筆すべきボランティア活動としては熊本地方の水害で大きな被害を受けた保育園に対し、本学の学生が手作りでおもちゃを作り、現地に送付した活動がある。この活動に対し朝日新聞が記事として紹介してくれたほか、現地の保育園からも丁重な感謝が寄せられている。さらには新型コロナウイルス感染対策に日夜従事している医療関係者への感謝として、学生を中心に千羽鶴を折り、所沢市内にある防衛医科大学校病院に送付した。

文化表現学科では地域社会に向けたリカレント教育、ボランティアなどを通じて「地域・社会」に貢献している。リカレント教育に関しては、図書館司書課程をはじめ各種の資格課程に関して積極的に正規授業を開放している。地域・社会の地方公共団体、企業等との協定締結については、インターンシップに関して令和元年度まで所沢市及びその周辺地域の自治体、医療法人、民間企業等と連携協定を結んでいる。文化表現学科の学生は、これらの企業で年間２回のインターンシップを実施してきたが、令和２年度は新型コロナウイルスの国内での感染状況悪化により、企業側から「受入不可」の方針が伝えられたため、全て中止となった。ただし、教育課程に明記しているため、受講希望者に対しては学内で所定のプログラムに基づいてインターンシップを実施した。また、令和２年度より教育課程に配置する「キャリアスタディ―産業人に学ぶ―」の科目を産業界との連携によって遠隔授業により進め、教育的効果を上げることができた。

ボランティア活動については、教育課程の中に取組み(選択科目)、地域の団地自治会が運営する「グリーンポケット」と連携し市内の清掃活動を定期的に実施している。また、各種団体などの求めに応じた取組を適宜実施し、地域・社会に貢献している。なお、令和元年度から地域連携センターを発足させ、外部からのボランティア依頼、共同研究の依頼等についての窓口とした。(備付-規程集 4)。具体的な作業としては依頼されたボランティア内容の教育上からの判断、共同研究に対する本学の対応の是非、さらには実施状況の把握などがある。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

各学科の教育課程の中で、実務的な側面からの建学の理念の具体化、つまり職業人としての自立した女性に必要とされる「知識・技能・実践力」の習得については、その目的を十分に果たしていると判断しているが、定量評価が難しい「ひと」「短期大学士」としての「素養」の育成にはアクティブラーニングの教授法などの工夫が必要であろう。

現在実施しているエクステンションセンターでの公開講座については、受講生のより関心の深い講座内容に変更し、さらにＰＲを活性化していく。所沢市との地域連携協定に関

する活動については今後も継続して行っていく。

また、インターンシップについては協定先であっても、希望する学生が出ない業種や日数などの条件が合わない企業がある。今後はインターンシップ受入れ先機関の更なる開発と学生の希望とのマッチングを図る必要がある。

地域保育学科による地域活動が定着するのに伴いインターンシップ受け入れ事業体や人数が増加しているが、派遣学生数が限られている。そのため、今後は地域連携センターを中心として全学的な地域での活動をバックアップしていく予定である。

文化表現学科では、地域・社会への貢献について質量ともにさらに充実させる必要がある。具体的には正規授業に地域・社会貢献を取り込んでいくこと、社会的課題である人口流出地域での貢献の取組をいかに取り込んでいくかである。インターンシップにおいては、参加学生数をふやすことと、卒業後の就職に結びつけることが肝要である。また、インターンシップだけでなく教育活動の展開においても産業界や自治体との連携、地域社会への貢献を通じ、授業の活性化を図ることが課題である。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

建学の理念である「愛され信頼される女性の育成」は創立時はもとより現在でも社会に通じる考え方である。愛される、信頼されるという受け身の表現になってはいるが、他者を愛してこそ愛されるのであり、人間として約束を守れる、社会人としてきちんと仕事ができてこそ、信頼されるのである。建学の理念をわかりやすく説明する言葉として、学祖秋草かつえ先生は「礼節の心を養い、美しいマナーで人と接することのできる人」「勤勉な態度で生活し、何事にも努力を惜しまない人」「協調の精神を理解し、豊かな心で人と交わることのできる人」 を挙げている。これら建学の理念、教育方針を大切にし、今後も女子教育に特化した学園として発展すべく努力を続ける。

令和元年 12 月 15 日をもって本学園は学園創立 70 周年を迎えた。これに伴って平成 30 年度より各方面へ教育環境整備のための寄附のお願いや記念式典等イベントの開催について広報を行っており、その結果として多くの寄附の賛同と、令和元年 12 月 16 日に所沢くすのきホールで挙行された記念式典への文部科学大臣、所沢市長をはじめとする多数の来賓の方々の出席と挨拶をいただくことができた。周年行事に合わせて記念誌も刊行し（備付-1)、教職員学生生徒をはじめとした学園関係者、寄附をしていただいた方々、式典等のイベント参列者に配布し、改めて本学の建学の理念を学内外に表明する機会を持つことができた。

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

＜根拠資料＞

提出資料　1　大学案内【令和２年度入学者用】
提出資料　2　ウェブサイト「情報公開」https://www.akikusa.ac.jp/akitan/
提出資料　3　学生便覧

提出資料　5　秋草学園短期大学学則
提出書類　6　シラバス
備付資料-規程集
備付資料　5　秋草学園短期大学教学マネジメント委員会規程

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
(2)　学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
(3)　学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

＜区分　基準Ⅰ-B-1 の現状＞

幼児教育学科では、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現する「子どもを愛し、子どもと保護者から信頼される保育者」を育てるため、「豊かな人間性と幅広い専門知識とともに、社会人としての高い倫理観を併せ持った人材の育成」を教育目的・目標として掲げている（提出-5）。建学の理念に基づいたこの教育目標を達成するためには、学生一人ひとりが社会人としての良識をわきまえ、保育者に必要な教養と専門的知識・技術を身につけ、常に子どもに寄り添う素直な気持ちと、ものごとを柔軟に考える思考力を持つことが必要である、と考えて教育活動が行われている。この教育目的・目標については、大学案内や本学ホームページ等で学内外に表明している。令和元年度は、入学前教育の機会を捉えて教育目的・目標の教示を行うことで、学生の理解を深めることができた。また、学生自身が卒業までに本学科の教育目的・目標を達成することができたかどうか、卒業年次の「教職実践演習」等の授業内で各自総合的に確認する機会を作ったことで平成 30 年度の課題の一部は改善された。また、教育目的・目標に基づく人材養成が地域社会の要請に応えているか、キャリアセンターと連携しつつ定期的に点検するところであるが、新型コロナウイルス感染拡大により点検できなかった。

地域保育学科では建学の理念を根底に、「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する職業人を養成する」という教育目的・目標を明確に示している。それらは学生便覧に明記している。また大学案内、ホームページ、入試ガイド誌等で学内外にも公表している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域社会の要請に応えているかについては、地域や社会のニーズや学生の学修の様子等から定期的に点検している。なお、平成 30 年度から JABC 日本ベビー&チャイルドケア協会と提携し、ベビーマッサージの講習を開始した。令和２年度からは正規の授業である「親子関係論」の中で資格の取得が可能となり、地域保育学科３年生の学生合計 42 名がベビーマッサージ指導者の資格を同協会から授与された。

文化表現学科は、建学の理念である「愛され信頼される女性の育成」を前提に、教育目的・目標を、「歴史的に醸成された文化・文学の諸事象を深く理解するとともに、現代社会が求める多様な表現方法・技術を駆使できる人材を育成すること」としている。これに基づいて教育課程は教養教育課程、専門基礎課程、キャリア教育課程及び専門教育課程を

編成している。これらの教育目的・目標及び教育課程は、ホームページにも掲載して公開しているほか、大学案内、入試ガイド誌等で学内外に公表している。新入生については「学生便覧」を年度当初に配布し、新入生オリエンテーションで説明をしている。非常勤講師等には、前期の授業の開始にあたって開催する「非常勤講師教職員会」で、学科長が学科の教育目的・目標の説明をしているほか、短期大学部のホームページにも掲載しており、いつでも見ることができる。学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかの点検は、外部の第三者を加えた「教学マネジメント委員会」に報告し、定期的に点検している。

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

(2)　学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

(3)　学習成果を学内外に表明している。

(4)　学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-2 の現状＞

幼児教育学科の学習成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現した「子どもを愛し、子どもと保護者から信頼される保育者として、豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者に成長すること」である。具体的には、保育者としての深い教養と幅広い専門知識を学び、保育の場で活用できる技術を身につけるとともに、柔軟な思考力や豊かな表現力、他者との尊重ができるコミュニケーション力を養うこと、社会人としての責任感やマナーを身につけることである。こうした学習成果の査定は、各教科内での作品制作や文章表現、グループワーク等の取り組みなどの評価や、定期試験の成績評価等の学内における評価、さらに各実習先からの評価等によって定期的に行っている。幼稚園教諭２種免許状、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等も、学外への学習成果の表明とみなすことができる。学習成果は、社会的に有用性があり２年ないし３年間で実現可能なものと考えられる。

地域保育学科の学習の成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現し、学科の目的である「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者」として学生が成長することにある。具体的には３年間の学びの中で豊富な体験や多くの資格取得を目指しながら保育者として必要な教養や専門的知識や技術を身につけ、さらに保護者や地域社会とも自信を持ってコミュニケーションをとることができる力を身につけることである。それらは学習成果として大学案内等を通して学外にも公表している。また、学習成果は学校教育法や短期大学の規程に照らして学科会等で定期的に点検している。なお、平成 30 年度より学習の成果の一つとして、ベビーマッサージ指導者資格を導入している。

文化表現学科の学習成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を具現化するとともにディプロマ・ポリシーに定めた内容を学生が着実に実現することである。このた

めに、教育課程では①幅広い教養を身につけるとともに、現代社会が求めるコミュニケーション能力と多様な表現方法・技術を駆使できる②広く社会に認められている資格や技能を活かして社会へ巣立つ能力を持つ、ことを前提として科目を配置している。教育を通じて得られるこれらの成果は、学科として決めているだけでなく、担当科目の教員が科目ごとに決めて、教育効果を確認している。さらに、これらの学習成果は何より学生自身が認識すべきものであるとの前提に立って、教育課程やシラバス（提出-6）でも明示し、学生の自己認識を促している。また、専任教員が学科会を通じて確認しているほか、非常勤講師等には、前期の授業の開始を前に開催する「非常勤講師教職員会」で、学科長が学科の教育目的・目標のほか学習の成果についても説明している。大学のホームページにも掲載しており、いつでも閲覧することができる。さらに、学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして定期的に点検し、組織的に教育課程の改善等につなげている。

［区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

(2)　三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

(3)　三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

(4)　三つの方針を学内外に表明している。

＜区分　基準Ⅰ-B-3 の現状＞

幼児教育学科では、平成 29 年度に「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」を策定したが、令和２年度に、作業部会、学科会で検討を重ね、更なる一体的な整合性を図った。この新たな三つの方針を令和３年度「学生便覧」に明記し、授業科目のシラバスにもできる限り反映させるよう専任・非常勤を問わず各教員が心がけることとしている。学外的にはホームページ上で表明している。学科所属の専任教員・非常勤教員には三つの方針が十分に周知されており、それらに基づいた教育活動が行われている。

地域保育学科では建学の理念を根底に、三つの方針（学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ）を互いにそれぞれが密接な統一と関連を持って定めている。定めるに際しては学科内で様々な観点から十分に議論を重ねたものであり、その方針に沿って入学前から卒業後まで一貫した教育活動を展開している。三つの方針については、ホームページで学内外に公表している。高校生を対象とする学校説明会や本学におけるオープンキャンパス時は特に絶好の機会と捉え広報している。

文化表現学科は、令和２年度より新教育課程を導入するのに伴い、令和元年度に三つの方針を全面改訂した。改定に当たっては短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、学科会で検討を重ねたうえで決定した。三つの方針は相互に関連付けて齟齬を来さないよう一体的に定めた。シラバスの作成を含めた教育活動を進めていくに当たっても新しい三つの方針を前提として展開している。また、新しく定めた三つの方針はホームページで学内外に公表し、高校生を対象とする学校説明会や本学におけるオープンキャンパ

ス時にも説明し入学希望者に理解を得るよう努めている。

上述のように三つの方針については各学科で検討、改定、表明を行っているが、全学的な方針の策定については、平成 27 年に設置された「教学マネジメント委員会」にて、規程に基づいて（備付-規程集 5）行われており、毎年の委員会の中でその適切性を確認している。また、三つの方針を踏まえた取組み、教育活動については、「大学関係者評価委員会」において外部の見識者の意見をいただいた上でその適切性を検証し、次年度の取組みに役立てている。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

幼児教育学科の学生に対して、令和２年度は、入学前教育の機会を捉えて教育目的・目標の教示を行うことで、ある程度学生の理解を深めることができた。しかし新型コロナウイルス感染の影響で、予定していた対面での入学前教育の一部が中止を余儀なくされたため、十分に教示することは適わなかった。また、学生自身が卒業までに本学科の教育目的・目標を達成することができたかどうか、卒業年次の「教職実践演習」等の授業内で各自総合的に確認する機会を作っている。

地域社会の要請に応えているかどうか、という点については、更に点検する方法を検討中であるが、令和２年度はキャリアセンターとの連携の中で検討したにとどまり、実習巡回や実習連絡会等が新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となったため、点検することができなかった。

総合的学習成果を示す一つの基準としての GPA 評価制度を活用しつつ、クラス指導教員及び学生各自で学習成果を詳細に振り返る機会を設けている。

「履修カルテ」や振り返りレポートを活用しながら、卒業年次の「教職実践演習」等、幾つかの授業の中で、学生各自の学習成果を振り返る機会を増やすことで改善を図っているが、令和２年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学生との面談が制限されたため、予定していた学習成果の振り返りの機会が十分ではなかった。今後状況が落ち着き次第、短大の規定に照らして、より詳細に学習成果を点検することが課題である。

令和２年度に改定した「三つの方針」については、今後学生に伝えるのみでなく、学内外に広く周知していかなければならない。そして各方針がどのように達成されているか、適切な時期に確認する必要がある。

地域保育学科での学習の成果は、建学の理念および地域保育学科の教育目的に見合った内容・方法であるか、様々な観点から検討することが課題である。平成 30 年度から学内講習会での取得であったベビーマッサージ指導者資格は、令和２年度より正規な授業科目として導入された。さらに保育士資格、幼稚園教諭２種免許状については全員の取得をめざし、図書館司書、児童厚生２級指導員、ピアヘルパー、おもちゃインストラクター等の資格取得については常に前年を上回る取得率を目指しているが、試験が行われるピアヘルパーに関しては、近年合格率が低下している。指導体制は変更していないため、その原因は探っていく必要がある。今後は、改めて地域保育学科の根幹を為す三つの方針について整理していく予定である。

文化表現学科では新しく定めた三つの方針を、ホームページで周知しているが、今後は

大学案内や入試ガイドを含め高校生、高校教員に公表していく計画である。とくに、ディプロマ・ポリシーを前提とした学習の成果を学生自身が認識して授業に臨むよう指導することが重要である。また、学習成果の可視化を進め、公開していく必要がある。非常勤講師や保護者も学生の授業成果を確認・認識していることが望まれるが、現状ではその把握ができているとはいえない。成績評価のルーブリックを学生に事前公開することなどによって、成績評価を可視化することが課題であり、教員が個別に実施している例が増えているがまだ十分とは言えない。また、授業コマごとの教育目標の設定も課題である。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］

＜根拠資料＞

提出資料　7　秋草学園短期大学自己点検・自己評価委員規程
提出資料　8　秋草学園短期大学自己点検・自己評価専門部会設置細則
提出資料　9　秋草学園短期大学自己点検・評価及び第三者評価実施要領
提出資料　10　秋草学園第Ⅲ期５ヵ年計画
備付資料　6　秋草学園短期大学自己点検・評価報告書【平成 29 年度】
備付資料　7　秋草学園短期大学自己点検・評価報告書【平成 30 年度】
備付資料　8　秋草学園短期大学自己点検・評価報告書【令和元年度】
備付資料　9　高短連携委員会議事要録
備付資料　10　秋草学園短期大学アセスメントポリシー
備付資料–規程集
備付資料　6　秋草学園高短連携委員会内規
備付資料　7　秋草学園短期大学資格取得奨励金支給内規

［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
(2)　日常的に自己点検・評価を行っている。
(3)　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
(4)　自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
(5)　自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
(6)　自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分　基準Ⅰ-C-1 の現状＞

本学では、自己点検・自己評価委員会規程（提出-7)、自己点検・自己評価専門部会設置細則（提出-8)、自己点検・評価及び第三者評価実施要領（提出-9）を整備し、これらに基づき自己点検・自己評価委員会と専門部会を組織し、自己点検・評価を実施している。日常的な自己点検・評価作業に伴い早急な対応が必要となったものについては、学科会、各種委員会、学科長会、教授会などで検討され、改善策を具体化している。

年間を通しての自己点検・評価の総括は、専門部会が中心となって報告書の取りまとめを行い、その結果は自己点検・自己評価委員会での承認を経て教授会への報告を行い、その後理事会の承認を経て、毎年学長名で Web 上に公表されている（備付-6～8)。平成 30 年度からの第三期第三者評価（認証評価）開始以降、報告書の作成業務がなかなか予定通り進まずに平成 30 年度、平成 31 年度の報告書はどちらも公表が本来の６月から年度末にまでずれ込んでしまった。そのため令和２年度の報告書作成にあたっては少しでもこの状況を改善すべく準備をすすめていたが、突然世界中を襲った新型コロナウイルス感染症が、学事日程をはじめ様々な学校業務に影響を与え、それに対応する中で報告書の作成業務が後倒しとなり、結果的に 12 月末の公開となった。令和３年度は６月と９月に自己点検・自己評価委員会専門部会による校正作業を経て、９月に自己点検・自己評価委員会に報告書（案）の提出が行われ、いくつかの指摘を経て教授会、理事会での承認を受けて公開となった。

自己点検・自己評価報告書の最終原稿の点検作業にはすべての教職員が関与しており、その成果は中期事業計画（５ヵ年計画）（提出-10）に一部反映されるほか、各種委員会や学科会などの検討を経て、次年度の教学運営などに反映されている。

高等学校との連携については、秋草学園高等学校との間で高短連携委員会を組織し、月に１回程度の委員会を開催して、お互いの連携を強めると共に意見交換を行うことで改善が行われている（備付-9）（備付-規程集-6)。また、平成 29 年度から、大学関係者評価委員会運営内規を整備し「大学関係者評価委員会」を設置し、近隣の保育園園長、商工会議所専務理事、所沢市こども未来部長に委員を委嘱した。令和３年２月に令和２年度の第１回の委員会を開催し、本学の三つの方針について、また、その方針を踏まえた取組についての意見交換、教育の質の向上に関する取組事例の報告、代表学生との意見交換などを実施した。各委員からは、コロナ禍において今までとは違った形での柔軟な学生支援の在り方や、地域社会（実習園・就職先企業等）との関わり方を求める意見や、入学定員充足（収支改善）のための取組みとして、現役学生の満足度が高いことからその点を学生募集に繋げるべきとの意見、更には、障がい学生支援やハラスメント防止への取組に対し評価する意見などをいただいた。そして、社会が大きく変化していく中であっても弛まぬ教育の質の向上と、短期大学として実践的な知識の習得、現場を意識した教育の実施、またコロナ禍であっても教職員や学生同士のつながりが希薄にならないような、コミュニケーション、交流の場の創出が全体として求められた。今後も引き続き、様々な意見をいただきながら委員会委員と連携していくこととなっている。

自己点検・評価報告書は毎年公表をすることで、全ての教職員が毎年度の報告書を確認することができ、その結果は翌年以降の改革・改善の指標となっている。

［区分　基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

(2)　査定の手法を定期的に点検している。

(3)　教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

(4)　学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分　基準Ⅰ-C-2 の現状＞

本学では、平成 30 年度より学修成果の評価に関するアセスメントポリシーを定め（備付-10）、大学全体、各学科、科目それぞれにおけるポリシーに従って学習成果の評価・検証をおこなうように努めている。本アセスメントポリシーについては、毎年教学マネジメント委員会において定期的に点検を行うとともに、大学関係者評価委員会委員からの意見聴取を行うこととしている。

幼児教育学科では、教育の質の向上・充実のために教育課程を定め、シラバスに科目の目標を明確に示し（Plan）、それに従って授業を行い（Do）、学生の学習成果を定期的に各種試験結果や授業態度等で評価（Check）し、さらにＦＤ活動に積極的に取り組んでいる（Action）。このような PDCA サイクルの中で全教員が日常的に自己点検・評価を行うと共に、学科会や授業の連携を通して、学習成果の査定を定期的に検討することにより、教育力の向上と充実に努めている。

地域保育学科では、学習成果の査定に関して、主に毎月開催される学科会で、委員会報告や学生の動向といった事項の中で取り上げられ共通の理解を得ている。なお、学生の動向についてはそれが個人情報であることを鑑みつつ、関係者以外に漏洩することの無いように、教員に対して取り扱いについては注意を喚起している。教育の質の向上と充実のための PDCA サイクルは個々の教員として試験やレポート、作品等により学習成果を確認し授業評価と合わせて教育の向上に努めているが、学科として組織的に行っているとは言い難い。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更について、適宜確認し法令順守に努めている。

文化表現学科では学習成果の質保証と査定（アセスメント）について、以下のような仕組みによって量的・質的データとして把握し、確認している。

①全科目を通じて GPA を用いた数値化によって把握する。

②各科目の担当教員がシラバスに記載した「授業の目標」に基づき「評価の要点」「総合評価の割合」を厳守して学生の学習成果を評価する。

③教員は定期試験だけで学生の学習成果を評価するのではなく、学習の進行状況に応じて中間試験、小試験、レポート等を課して学習成果を継続的に評価し、総合評価へとつなげていく。レポート等の評価に当たっては一部科目でのルーブリック評価を取り入れた。

これらの質保証の範囲は教養教育科目、専門基礎科目及び専門教養科目、キャリア教育の各課程に及ぶほか、図書館司書、ウェブデザイン実務士、情報処理士、医療事務の各資

格課程においてはその取得率及び取得人数を定量的に把握することで確認している。また、情報処理士課程においては、資格認定団体である大学教育実務検定協会の評価方法を取り入れたルーブリック評価による質保証を行っている。尚、学習の成果として予め定めた一定の資格を取得した場合や検定に合格した場合は受験料に相当する額を授与する「資格取得褒賞制度」を設け、平成 30 年度から正式に規定に位置づけた（備付-規程集 7)。教育の質を向上させるための PDCA サイクルは個々の教員が学生の授業アンケートや他の教員による授業参観後の指摘に基づいて改善に努めており、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更については、適宜確認し法令順守に努めている。前年度に課題であったアセスメントポリシーの策定、教科科目に関してのルーブリック評価については一部で実施しているが、新型コロナの感染状況が悪化したことで十分といえるほどの進捗は見られなかった。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

幼児教育学科では、表現系の授業の連携に力を入れることによって、担当科目教員間で PDCA サイクルの取り組みが共有されているものの､更なる教育の質の向上と充実のため、令和元年度からの新教育課程導入に合わせて、教育の質の保証を点検、確認するべくアセスメントポリシーを明確に策定することが課題である。

地域保育学科では、この点については結果として様々な試みは行っているが、計画的な活動はなされていない。令和３年度は科目担当教員の大幅な変更も予定されており、各科目と教育の目標についての確認を行っていく。

文化表現学科では、前年度に十分な取り組みができなかった新教育課程の導入に合わせたアセスメントポリシーの明確な策定をする必要がある。また、PDCA サイクルの組織的取組や教科科目に関しては適宜ルーブリック評価の導入を増やし、明確で公平性を担保する質保証の仕組みを導入することも大きな課題である。新型コロナの感染状況の悪化に伴い、令和２年度は遠隔授業を取り入れたが、遠隔で課題を設定する場合は、それに対応した評価ルーブリックの導入が評価の公平性を担保するうえで不可欠であり、今後早急にルーブリック評価の手法確立を進めていく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の理念の教育内容への反映については、学科長会で自校教育の一環として、しばらく行われて来なかった学長講話の再開を決定した。具体的には平成 31 年１月 30 日に在学生オリエンテーションの一環として幼児教育学科第一部１年生、地域保育学科１・２年生、文化表現学科１年生及び幼児教育学科第二部１・２年生を対象に学長講話を実施し

た。講話の内容は建学の理念のほかに学ぶ目的、社会人としてのルールなどである。令和元年度以降は教務委員会においても教育課程に組み入れる方策を検討している。また、「建学の理念推進委員会作業部会」を組織し、令和元年度からは授業以外でも建学の理念を共有できる場を設けることを目標とした。また、各学科においては、建学の理念を伝えていく中心となる授業科目として、幼児教育学科の「教養演習」、地域保育学科の「地域保育基礎講座」、文化表現学科の「キャリア形成基礎講座」、「短大生基礎力演習」があり、各授業科目の毎年のシラバス作成において教務委員会でその内容を精査している。また、当然のことながら、自己点検・評価作業と、秋草学園５ヵ年計画との連動については平成 30 年度より秋草学園５ヵ年計画が第Ⅲ期に入ったことから、今後もこの連携を注意深く行っていく。

GPA 制度については平成 27 年度より全学科で導入された。この制度の活用として、４月１日時点で GPA3.0 以上の学生への履修上限単位数の緩和、各学期における成績が GPA2.0 未満の学生へのクラス指導教員による学修指導、GPA1.0 未満の学生への退学勧告を可能とすること、卒業式等の代表学生の選出の基準、成績優秀学生の選出基準等とすることなどが定められ、適切な運用を行ってきた。

幼児教育学科では、専任教員はもちろんのこと、非常勤講師に対しても、全教職員会で学科長が説明をすることで、教育目標の共有を図った。学生に対しても、入学前後の集合教育やクラスミーティング等で教育目標を周知できるようにした。また、GPA 評価制度が活用できるよう学科会で検討すると共に、学内のＦＤ研修への教員参加を促した。

地域保育学科では、平成 27 年度の学生便覧より建学の理念に基づく教育の目的・目標及び学習成果の記載をしており、その内容については、学科会において定期的に検討を行っている。さらに１年次の「地域保育基礎講座」の授業などでこれらについて学生への周知をし、学生が高い意識を持って学習ができるような教育を行っている。今後は、学習成果の査定に関する PDCA サイクルの構築について、更なる強化を図っていく必要がある。

文化表現学会では、プレースメントテストについては、実施の前段階として、英語、数学などの科目編成や、能力別クラス編成に関して教員組織などの体制を構築している必要があるが、文化表現学科では英語については選択科目、数学については教育課程にないことから当面実施せず、学科教育の特性、ディプロマ・ポリシーで謳っている考えに基づいて言語・表現能力に関して入学前教育等で学生の能力を把握し、入学後の学習に生かしていくこととした。また、教育課程の改編については、社会の人材ニーズの多様化、学生の学びの多様化に合わせて令和元年度に改革案をまとめて文科省に届け出し、令和２年度から新カリキュラムを導入した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

地域社会への貢献の一環として、エクステンションセンターの受講生の拡大を図るため講義内容の再検討及び広報の強化に努める。具体的には市役所や公共施設にポスターを掲示すること、受講生のリピートでの参加や友人・知人への勧誘を依頼することなどが考えられる。

秋草学園５ヵ年計画の目標とその達成状況に連動して自己点検・評価作業が行えるよう検討する。

幼児教育学科では、学生全員に「教育目的・目標」の更なる理解を求めていくために、学科会等において、教育目標を更に学生に伝えていく手立てと、その教育の効果をどのように検証したらよいかを更に協議し、全教員が協働して学生教育にあたることとする。地域社会の要請に応えられているかどうかは、具体的に卒業生にどんな能力が求められているか、また何が不足しているのか、キャリアセンターとの連携や実習連絡会等を通じて、会に参加される外部の保育者に引き続きヒアリングを行うことで点検していく。また、GPA評価制度の更なる活用について、また短大の規定に照らした学習成果の点検方法を学科会やカリキュラム検討作業部会で検討する。令和２年度も入学前指導の際、入学予定者に「入学者受け入れの方針」を丁寧に伝える機会を設けた。入学後も幾つかの授業で連携を行い、「教育課程編成・実施の方針」の理解を促し、卒業年次生には「卒業認定・学位授与の方針」を伝え、自らの学習成果の振り返りを行う。令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学生との対面が大幅に制限されたため、令和元年度に予定していた改善計画を十分に実行することができなかった。従って、今後非常勤講師も含め、教員同士で「三つの方針」を具現化できる授業のありかたを共に考える機会を設けて改善に向かうこととする。教育の質保証については、より積極的に教育力の向上や充実を図るために、学内ばかりでなく学外のＦＤ研修等に多くの教員が参加できるよう学科長を通じて更に支援し、引き続き授業の連携を図ることによって、互いに PDCA の共通理解を更に深めることと、学科会、各種作業部会の中で、教員同士が PDCA サイクルの検討を継続して行う。また、学科での学習成果の査定は教学アセスメントポリシーに沿って行う。

地域保育学科では、令和３年度においても本学の教育方針を理解し、新型コロナウイルス感染拡大の影響による新しい生活様式の中でボランティア活動、インターンシップ等に協力をいただける行政・事業体と共同して、地域保育学科の目的・目標の達成に向けて、地道できめ細やかな指導を徹底する。児童厚生２級指導員、ピアヘルパー、おもちゃインストラクター等の資格取得については前年を上回る取得率と公立保育士合格者数の拡大を目指す。更に、「三つの方針」は地域保育学科の教育活動の根幹を為すものであるため、今後学科会等において点検評価・見直しを行う。教育の内容・充実に向けて学習成果の査定や PDCA サイクルについて、学科の中で組織的に取り組んでいく。

文化表現学科では今後、ゼミナールの授業を中心に地域・社会との連携協力を一段と進めていく計画である。また、新型コロナの感染の深刻化により、昨年実施できなかった秩父市をはじめ中山間地域での社会貢献活動に関し、状況が改善されれば具体的取り組みを進めていく計画である。インターンシップに関しては新型コロナの感染状況が改善されれば、学習の成果（ディプロマ・ポリシー）を重視する観点に立って、連携企業を増やすだけでなく、企業の選択を進めていく。また、令和２年度より教育課程に配置した「キャリアスタディ―産業人に学ぶ―」の科目については、産業界との連携によって遠隔授業で進めていくことができたが、新型コロナウイルス感染状況が改善されればこれらの授業を対面で実施していく計画である。自治体との連携では、教育課程に配置している「ゼミナール」の授業において、学習の成果の視点に立って効率的な連携の在り方を検討していく。また、大学案内、ホームページ、高校教員対象の説明会などの場を通じて、新教育課程と三つの方針及び教育の効果について広く内外に公開し、積極的に説明していく計画である。また、非常勤講師に対しても、非常勤講師教職員会の場や個別説明などを通じて新教育課

程の趣旨を伝えていく。学習の成果については、成績評価のルーブリックを学生に事前公開することなどによって、成績評価の可視化につなげていく計画を一段と進めるほか、授業コマごとの教育目標の設定も進めていく。ルーブリック評価についてはその手法を確立し、教科科目の拡充を進めていく計画である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］

＜根拠資料＞

提出資料　2　学生便覧
提出資料　4　ウェブサイト「情報公開」https://www.akikusa.ac.jp/akitan/
提出資料　6　シラバス
提出資料　11　学生募集要項【令和２年度入学者用】
提出書類　12　令和元年度学年暦
備付資料　11　学生指導簿
備付資料　12　新入生アンケート結果
備付資料　13　学修行動調査結果
備付資料　14　満足度調査結果
備付資料　15　文化表現学科パンフレット（資格・検定合格者一覧）
備付資料　21　保育者になりたい人のためのワークブック～秋草学園短期大学幼児教育学科の歩き方
備付資料–規程集
提出資料　8　秋草学園短期大学履修規程
提出資料　9　秋草学園短期大学アドミッション・オフィス運営内規

［区分　基準Ⅱ-A-1　短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
　① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
(2)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
(3)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
(4)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-1 の現状＞

幼児教育学科では、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念を根幹とし、現代の保育ニーズに応えられる豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者の養成を行っている。平成 29 年度に策定した卒業認定・学位授与の方針について、定期的に点検を行っている。令和２年度に更に３つの方針に整合性をもたせるため、組織的議論を重ねて新しい卒業認定・学位授与の方針を策定した。幼児教育学科では、以下のような能力や人間

性を備えた者に対し短期大学士の学位を授与する。

1）礼節を重んじ、勤勉で、社会人としての良識ある言動ができる。
2）幼児教育学・保育学の知識と技能をしっかりと習得している。
3）周囲の人と協調することができ、コミュニケーション能力を身につけている。
4）自分で積極的に課題を見つけて考えることができ、子どもと育ち合う姿勢をもっている。
5）子どもを取り巻く環境や社会問題の理解を通して、多様なものの見方ができる。
6）自然と生命を大切にする心をもち、それを子どもに伝えることができる。
7）自分を生き生きと表現することができると共に、他者の表現を受け入れることができる。

以上幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針は、地域社会で求められる保育者に必須の条件を示してあり、社会的に通用性がある。卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示し、学習成果に対応している。

地域保育学科の保育者養成は、建学の理念のもと、子育て支援をはじめとした現代の保育ニーズに対応できる専門的知識を修得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者を養成することにある。以下のような知識・学力と人間性を身につけた者に対して短期大学士を授与する。

1）保育者として必要な教養や専門的知識を身につけていること。
2）主体的に学ぶ力を身につけ、保育の質の向上、自己の資質向上に取り組めること。
3）仕事やそれ以外の活動を通し社会貢献できる力を有していること。
4）子どもの人権を守り、子どもの最善の利益を優先できること。
5）多様な問題に直面したとき、それを乗り越える精神的強さを有していること。
6）所定の年限在籍し、所定の単位数を修得していること。

以上のように学位授与の方針について、学生便覧、ホームページ、大学案内等において表明し学内外に周知を図っている。保育者養成とする本学科の学位授与の方針は、地域社会のあり方、子育て支援の必要性という現代社会の中で特に職業人としてまた社会人として求められているものであり、毎年幼稚園教諭、保育士としての専門職としてほぼ 100 パーセント近い数値で就職していることからこれらの方針は社会的通用性があると考えるが、令和３年度は現状にさらに適した方針を再検討していく。

文化表現学科は、令和２年度からの教育課程の変更に際し、令和元年度に学位授与の方針（ディプロマポリシー）を全面改定した。新ディプロマ・ポリシーは、これまでの内容との継続性を保ちつつ、新しい教育課程に対応させるものであり、社会の求める教養人、職業人の基本的能力や心構えを具体化しており、その内容は十分に社会的・国際的通用性を有している。なお、ディプロマ・ポリシーは、教育課程のあり方とともに定期的に学科会で点検している。

1）日本の伝統及び現代文化に加え、異文化に対する理解を深め、多様で寛容な思考や表現ができる。
2）他者の主張や考えに耳を傾け、その内容を理解したうえで自分の思いや考えを表現することができる。
3）社会の新しい動きに関心を寄せ、絶えず向上心をもって新たな知識や技能、資格を

習得し、適切な判断のもとに物事を実践できる。

４）礼節、勤勉、協調の精神を持ち、主体的に様々な人々と協働して社会に貢献できる。

このディプロマ・ポリシーは、カリキュラム・ポリシーと一体化した内容であり、学習成果に対応している。また、ディプロマ・ポリシーに沿って、卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示し、シラバスや教育課程で明示している。尚、卒業認定・卒業要件修得単位数は２年以上本学科に在籍し、教養教育科目８単位以上、専門教育科目 60 単位以上（うち必修科目 14 単位)、合計 68 単位以上を修得すること、と規程で定めている。

［区分　基準Ⅱ-A-2　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

(2)　学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。

② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3)　学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

(4)　学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分　基準Ⅱ-A-2 の現状＞

幼児教育学科では、「卒業認定・学位授与の方針」に対応した「教育課程編成・実施の方針」を明確に示し、教育課程を短期大学設置基準にのっとり体系的に編成し、その学習成果の獲得を判定している。シラバスに達成目標や準備学習と授業の内容、成績評価の方法・基準、教科書等の項目を明示し、学生に年度ごとに説明を行っており、学生ひとり一人が確かな学力を積み上げていくことができるよう、学びの順序の最適化を図っている。また教育課程の見直しを学科会やと作業部会等で定期的に行っている。更に卒業認定・学位授与の方針を達成するのに必要と考えられる学力を身に付けるためのサポートとして、「基礎演習」と「教養演習」の本学科独自科目を開講していたが、令和元年度より「基礎演習」を「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」と分割して更なる基礎学力の習得・定着を図っている。当学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与に必要な知識や能力を習得するために、教育課程を大きく「教養教育科目」と「専門教育科目」に分

けて以下のように編成・実施している。

1）どのように社会と関わるかを考え、学びに向かう力をつける。

2）教育・保育の専門知識と技能を身につける。

3）幼児教育・保育の理解を深めるため、他者と対話を重ねながら主体的に学ぶ。

4）保育における具体的な援助方法を学ぶ。

5）学んだことを生かし、自分の得意分野を伸ばす。

地域保育学科の教育課程は、子育て支援を核とした現代の保育ニーズに対応できる専門的知識・経験を修得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者を養成することにある、とする学位授与の方針に沿って学生が目標を達成できるよう、一般教育科目と専門教育科目を連携して編成されている。そのため学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のように定められている。

1）入学初年次には、大学における学びの全般を支え、専門教育の基盤となる教養教育科目を配置する。

2）専門教育科目は、保育の専門分野の体系に基づいて、知識・理論や実践的な技能をバランス良く学べるよう構成している。

3）地域保育学科の特色である子育て支援を核とした保育ニーズに対応できるよう、「地域活動Ⅰ・Ⅱ」、「地域子育て支援論」、「カウンセリング論」を始めとする地域理解、心理学系、児童館関連の科目等に力を入れている。

4）保育に直結する多彩な資格取得や資質向上をめざした科目を準備している。

5）主体的・自立的な学びのまとめとしてゼミ形式による卒業研究を課している。

6）透明で厳格な成績評価を行うとともに教育の内容や方法を検証し教育の質の向上を図る。

幼稚園教諭２種免許状､保育士資格を取得するには､定められた必修教科が多数あるが、３年間の教育課程の中にバランスよく配置し、また年間に履修できる単位数の上限を定めている。子育て支援に必要とされる資格取得のための講座等も、学生が履修し易いよう配置している。開設講座はすべてシラバス上に必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、授業時間数、予習・復習時間、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を示し、学生が受講する際参考となるようにしている。成績は５段階で評価されるが、教員は学生が卒業後、専門職としての社会的責任を持つ立場になることを念頭に評価を行っている。評価は各期末の試験のみならず、各教科担当者は小テストやレポート、発表、作品、授業態度等総合的に評価し客観性・公平性を期している。担当教員の配置も、専門性や業績を重視し専門的知識や技術が得られるよう配慮している。さらに、本学科独自の講座を多数開講しており、学科の特色を活かした学習の場となっている。本学科の代表的な独自教科として「地域活動Ⅰ・Ⅱ」､「総合演習Ⅰ・Ⅱ（ゼミナール)」､「地域子育て支援論」､「カウンセリング論」を始めとする心理学系、児童館関連の科目等に力を入れている。教育課程の見直しについては、日頃の学習の成果や保育者養成に関わる法律や規則の改正を機に適切に行っている。なお、令和元年度から「地域活動Ⅰ」の授業内容を見直した。主な改正内容はボランティア活動の必要性、ボランティア活動の歴史、およびボランティア活動を行う際の注意点などを取り入れた点であった。また、これに連携して令和２年度は「地域活動Ⅱ」の内容を見直したが､新型コロナの影響により学生の学外活動が行えなかった。そのため、

地域活動Ⅰでは学内における教員へのインタビューと共同活動、地域活動Ⅱでは被災地である熊本県の保育所へのおもちゃ作り、近隣の病院に入院している子どもたちへの折り紙作りなどを行った。令和３年度は、さらに内容を変更し、所沢市との連携強化、SNS を用いたボランティア活動などを行う予定である。

文化表現学科は、令和２年度からの教育課程の変更に際し、令和元年度のディプロマ・ポリシーを全面改定するとともに、これに対応するようカリキュラム・ポリシーを一体的に策定した。新カリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

１）人間、社会、文化への基礎的な理解と教養を身につけるように編成している。
２）多様な表現技法と基礎的な情報処理能力を習得できるように編成している。
３）時代に対応した多様な資格課程を設定し、学生がそれぞれの多様な能力を発揮できるように編成している。
４）キャリア教育、インターンシップ、ゼミ教育等を通じ、多様なものの見方と豊かな心を育むように編成している。

学科・専攻課程の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。授業科目の編成は学習成果に対応した専門領域群を核として、分かりやすく配置しており、年間に履修できる単位数の上限を定めている。成績評価は一定の教育の質の修得を前提に厳格に適用している。シラバスには学習成果とその獲得に必要な項目（到達目標、授業内容、準備学習の内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）及び教育手法（アクティブラーニングの有無）を明示するようにしている。教員配置は専任教員、兼任教員ともに資格・業績を基にした適切なものとなっている。

［区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教養教育の内容と実施体制が確立している。
(2)　教養教育と専門教育との関連が明確である。
(3)　教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-3 の現状＞

幼児教育学科では、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培う教育課程を編成している。専門教育の基礎となるよう、教養教育科目で、「日本国憲法」や「英語」、「体育実技・講義」、「表現とアート」、「生活の科学」等 12 の授業科目を行っている。特に保育者となるための専門教育とつながりを持ちつつ、女性が職場や地域社会で活躍することの意義について学習し、キャリアデザインの重要性を理解するための「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を必修の教養教育科目としている。専門教育科目としては、保育者としての幅広い専門知識や実践的な保育技術を身につけられるように科目の配置を行っている。さらに、専門教育科目を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を養い、自ら課題を見つけその解決方法を探り実践できる力を育て、他者を尊重できるコミュニケーションの力を育成する。その上で教養教育と専門教育とを関連づけた学習成果を評価し、その測定方法について改善に取り組んでいる。

地域保育学科では、幼稚園教諭２種免許状、保育士資格に必要な要件である日本語表現、英語、体育、情報処理、日本国憲法などを中心に教養科目を開設している。それら科目群は専門教育の基礎となるものであり相互の分野が有機的に関連しあい教育効果が高められなければならない。従って日頃よりレポートや発表、試験等によりその成果を測定・評価し主体的に取り組めるよう授業の改善に努めている。

文化表現学科の教育課程は短期大学設置基準にのっとり幅広く深い教養を培うことができるよう次のような科目群に分けて編成している。その主な内容は以下の通りである。

１）教養教育科目・専門教養科目

カリキュラム・ポリシー１（人間、社会、文化への基礎的な理解と教養を身につける）を実現するために編成。12 科目を配置している。

２）専門教育科目

カリキュラム・ポリシー２及び３を実現するために編成。「観光・エアライン・外国語」、「ファッションビジネス」、「Web デザイン」、「情報・マルチメディア」、「ビジネス実務・医療事務」、「文化・文学・図書館」、「マンガ・イラスト・アニメ・創作」の７つのフィールで合計 50 科目を配置している。教養教育科目、及び専門教育科目は互いに関連性を持たせるよう配置しており、例えば教養教育科目の「文学に親しむ」は専門教育科目の「古典文学を読む」「近代文学を読む」「女性文学を読む」の授業科目の前段階として位置づけている。専門教育課程には 50 科目を配置しているが、これらはいずれも教養教育としての意味も持たせており、学科全体として幅広く深い教養を学ぶように編成している。教養教育の効果については、試験やレポートによってその効果を厳密に評価し、改善に務めている。

［区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

(2)　職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-4 の現状＞

幼児教育学科では、幼稚園教諭２種免許状、保育士資格を取得し、将来保育者として保育現場で働くことを希望する学生がほとんどであるため、保育者に必要な教養と専門的能力を身につけることができるよう編成した教育課程の中で職業教育を実施している。当学科の教育課程での学習を修了した学生たちの多くが学科で受けた職業教育を生かし保育現場での専門就職を果たすという点で、その学習効果の測定・評価が可能である。更に保育の現場に必要な職業教育の内容については、実習連絡会などで保育現場からの評価や要望を参考としながら改善に努めている。

地域保育学科の教育課程は、現代の保育ニーズに対応できる専門的知識・技術を習得させ幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者育成に向けて、短期大学設置基準に沿った専門教育と教養教育をバランスよく学べるよう実施している。幼児教育者・保育者育成につ

いて、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価と、学外におけるボランティアやインターンシップ、各種実習での外部評価と自己達成感、幼稚園教諭２種免許状、保育士資格、児童厚生２級指導員資格、ベビーマッサージ指導者などの各種資格の取得状況、とこれらの資格取得を活かした専門就職率等により測定・評価している。評価結果も参考とし、効果の測定・評価については必要に応じて改善に取り組んでいる。

文化表現学科では、職業または実際生活に必要な能力を育成するように編成し、教育課程の中で職業教育を実施している。従ってその実施主体は学科教員であり、その中心となるキャリア教育科目は令和元年度まで 11 科目を設定していたがいずれも選択科目であり、教育の徹底を期すには不十分であったため、令和 2 年度からの新教育課程では 5 科目に再編成し、そのうち２科目「キャリアスタディ―企業人に学ぶ―」と「キャリア形成基礎講座」については必修科目とした。従来、プレ・インターンシップを含むキャリア教育に関して選択科目である「社会人基礎講座」で対応していたが、2 つの必修科目の設定により、社会人基礎講座は廃止しキャリア教育の実効を上げることとした。さらに、従来のインターンシップは社会人基礎講座のプレ・インターンシップを受講した学生のみが参加できる仕組みであったが、社会人基礎講座の廃止により、学科の学生全員がインターンシップに参加することが可能となった。また、多様な知識や技能を習得させるために配置している専門教育課程も実際生活に必要な能力を養うように編成している。例えば「観光・エアライン・外国語」、「ファッションビジネス」、「Web デザイン」、「情報・マルチメディア」、「ビジネス実務・医療事務」、「文化・文学・図書館」、「マンガ・イラスト・アニメ・創作」の７つのフィールド（専門科目群）ではいずれも、職業または実生活に資する授業科目を数多く配置している。さらに実践的な資格の取得を目指し、図書館司書課程、医療事務資格課程、ウェブデザイン実務士課程、情報処理士課程を置くほか、キャリア教育 11 科目及び単位化はされていないが就職関連講座を置き、キャリアデザインをサポートしている。また資格取得率等により教育効果の測定・評価を行い、教育課程の改善にも努めている（備付-15）。

［区分　基準Ⅱ-A-5　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
(2)　学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
(3)　入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
(4)　入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
(5)　高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
(6)　授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
(7)　アドミッション・オフィス等を整備している。
(8)　受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

(9)　入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-5 の現状＞

本学では学生募集要項（提出-11）に「建学の理念・教育目標」とともに設置３学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に記載している。入学者選抜の方法（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）全てにおいて個人面談や面接を実施しており入学者受入れの方針に沿って選抜を行っている。複数の入学者選抜方法それぞれの試験項目を点数化し、合計点で選考することにより総合的かつ公正な選抜を行っている。授業料その他入学に必要な経費も納入時期も含め一覧表で明示しており、さらに分納等様々な対処要領も明確に記載している。

アドミッション・オフィス（備付-規程集 9）については、秋草学園短期大学関係規程の 2214 でアドミッション・オフィス運営内規を設けており、内規に基づき適正に運営されている。　受験の問い合わせについては、入試広報室で電話（直通フリーダイヤル含む）・SNS 等活用し、適切な対応を行っている。

幼児教育学科では、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念と、「現代の保育ニーズに応えられる豊かな人間的魅力とたしかな保育技術を備えた保育者の養成」という教育目的・目標に基づいて、平成 29 年度より以下のような入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を掲げている。

１）知的好奇心が旺盛で、自分の感性を大切にする人
２）基本的なマナーが身についている人
３）入学後の学習に必要な基礎学力をもっている人
４）保育者を目指す意思が強く、学習意欲が高い人
５）自分の考えを的確に伝えることができ、他者の考えを受け入れることのできる、基本的コミュニケーション能力のある人

以上の入学者受け入れの方針は、学生募集要項にも掲載し、入学前教育においても入学予定者に周知している。当学科では入試広報室との共同体制でさまざまな入試方法を用いて入学者選抜を行っているが、すべての試験形態において面接を必修としており、調査書や学科試験における入学前の学修成果の把握・評価のみならず、人物を重視する幼児教育学科の入学者受け入れの方針に適った入学者選抜を行っている。令和元年度より「自己アピール・自己表現」の力、学習に意欲的であるかどうか、に着目した総合型選抜の入学者選抜を実施している。本学科への受験については、入学希望者に対し、オープンキャンパスの際、学科教員と職員とで丁寧な個別相談を行っている。令和２年度には、自己アピール型、授業参加型や指定校推薦等、早期に入学を決定した者に対して、基礎学力向上のために入学前課題の提出を義務付けている。また２月より３月まで初心者を対象とした４日のピアノレッスンを行った。さらに、入学前教育の一環として、入学後の学習の心得や実習等について理解を深めるため、２月に計３回の入学前教育を Web で実施した。例年入学後のオリエンテーションや新入生交流研修旅行を通して、学生の仲間づくり、学生と教員との関係作りの機会も設けて入学者を受け入れているが、令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、新入生交流研修旅行は中止となった。

地域保育学科では学科の学習成果にふさわしい入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を掲げており、以下の方針を大学案内に明示している。

１）基礎的な学力を有し主体的に学ぶ意欲がある人

２）地域貢献や子育て支援に旺盛な興味と関心を持ち、積極的に諸活動に取り組める人

３）子どもと保護者の気持ちをあたたかく受け止め、自分自身も成長していくことができる人

４）自他の人権を尊重し、教養とマナーを備えた人

選抜方法として、総合型選抜特待、総合型選抜（保育士資格・幼稚園教諭２種免許状の取得を目指し、さらに本学科で開設しているその他の資格取得に意欲があるもの)、学校推薦型選抜（指定校推薦、公募推薦)、一般選抜を設けている。すべての選抜試験は、学科試験や調査書等の成績だけではなく、地域保育学科の入学者受け入れの方針に添った人物を重視する入学者選抜の方法をとっている。入学前の学習成果の把握・評価については提出された調査書、ならびに学力、面接試験で行っており、入学前教育においても入学前の学習成果の把握に努めている。

文化表現学科では、令和２年度からの教育課程の変更に伴い、３ポリシーを改定するとともに、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）も、アドミッション・ポリシー及び具体的な学習の成果に対応するように一体的に改定して、その内容を大学案内、入試ガイド、学生便覧等で公開している。新しいアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

１）年齢に相応しい知識、技能、人間力が備わった人

２）日本の伝統文化や現代文化、さらには異文化に関心を持ち、多様性を受け入れ意欲的に学ぼうとする人

３）社会とのかかわりを意識的に捉え、判断し、実践しようとする意欲のある人

４）自分の発想や主張を表現するための手法や技術を習得しようとする意欲のある人

入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価の基準となっている。また入学者選抜の方法においても重要な判断材料となっている。

入学者選抜に関する広報ならびに選抜関係業務は主に入試広報室が担当しており、入学者の選抜方法について、総合型選抜については、アドミッション・オフィス（備付-規程集 9）が合否判定をし、教授会へ報告している。その他の選抜の判定は、入学者選抜試験委員会が検討し、教授会の審議を経ることで全学的な視点から検討し実施している。学力試験に加え面接試験の結果なども点数化することで、評価基準の明確化を図っている。入学試験に関しては、受験生の多くが総合型選抜または学校推薦型選抜で受験するため、各学科で選抜方法に応じた選抜基準を検討し、面接者に謂れのない不利益が生じないよう、またアドミッション・ポリシーに沿った受験生の能力・学習成果に対応しているか見極めることを重視して取り組んでいる。

授業料、その他入学に必要な経費等については、ホームページや学生募集要項に掲載することで明示するとともに、問い合わせがあった際には随時対応を行っている。

入学者選抜に関する問い合わせについては、入試広報室が対応しており、オープンキャンパスなどの機会には、各学科の教員で構成する入学者選抜試験委員会委員に加え、各学科長と職員を交えた多くのスタッフが個別相談に応じることで、入学希望者個々の質問、希望に対応す

ることができている。高大接続の観点から、入学希望者の関心や学力に応じて適切に助言を行い、アドミッション・ポリシーに対応している。

広報については、入試広報室と入学者選抜試験委員会が協同して、広報に関する内容（学生募集要項等の作成からオープンキャンパス・高校訪問・進学ガイダンス等）について協議し、検討する体制が整っている。学生募集事務は入試広報室が行っている。またスマートフォンやWeb での資料請求者が増えてきているため、前年に引き続きスマートフォン対策と SEO（検索エンジン最適化）対策を重視するようにしている。入学後の学生の修学状況については出身校への学校訪問を通して報告し、高校生の興味・関心の動向や進学の動機、入学者受け入れの方針について意見を聴取している。

入学手続者に対して、入学までの期間に各学科が入学前教育を実施している。入学後のオリエンテーション、新入生交流研修旅行を通して学習態度の涵養と学生相互の仲間づくり及び学生と教員との関係づくりの機会を設けている。

［区分　基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学習成果に具体性がある。

(2)　学習成果は一定期間内で獲得可能である。

(3)　学習成果は測定可能である。

＜区分　基準Ⅱ-A-6 の現状＞

幼児教育学科の学習成果の査定は、各教科内での作品制作や文章表現、グループワーク等の取り組みなどの評価及び定期試験の成績評価等の学内における評価のみならず、各実習先からの評価や、幼稚園教諭２種免許状、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等の外的評価等によって定期的に行われている。幼児教育学科では、幼稚園教諭２種免許状、保育士資格を取得し、将来保育者として現場で働くことを希望する学生がほとんどであるため、学習成果としては、個々の授業科目の単位を本学の規定通りに取得することは言うまでもなく、幼児教育学科における学習の集大成である保育所実習、施設実習、教育実習の各実習で、それまでの学習成果が発揮されている。また、学習成果を獲得した学生たちの多くは幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両資格を取得し、現場で保育者として働くことになるため、幼児教育学科の学習成果には実際的な価値があり、専門就職という点で学習成果は測定可能なものとなっている。

地域保育学科の学習成果は、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価と、学外におけるボランティアやインターンシップ、各種実習での外部評価と自己達成感、幼稚園教諭２種免許状、保育士資格、児童厚生２級指導員資格などの各種資格の取得状況とこれらの取得を活かした専門就職率等によって明確であり、測定可能である。その他の資格として図書館司書、ベビーマッサージ指導者、ピアヘルパー、レクリエーション・インストラクター、おもちゃインストラクター等があり必要な学びの後、試験等を受け合否判定が出るもの、授業時の学習成果が資格認定に繋がるなど一定の学習成果として資格取得が連動したものとなっている。学習成果は３年間で実現可能であり社会的に有用

である。

文化表現学科の学習成果は、図書館司書資格、医療事務資格、ウェブデザイン実務士資格、情報処理士資格などの資格課程については具体性があり、測定可能である。例えば、具体的な学習成果の一つとしての司書資格取得は、社会的にも認知された実際的な価値を持つものであり、必要な教科の学習成績で合格点を取ることと卒業要件を満たすことが条件となっている。また、客観的に測定された学習成績に基づき、在学期間内で獲得可能である。同様に医療事務資格、ウェブデザイン実務士資格、情報処理士資格も必要な教科の学習成績で合格点を取ることと卒業要件を満たすことが条件となっており、客観的に測定された学習成績に基づき、在学期間内で獲得可能である。専門教育課程の創作系科目における評価は、具体的な作品の完成度を専門教員が評価を下して確認しており、測定可能である。

［区分　基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

(2)　学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(3)　学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分　基準Ⅱ-A-7 の現状＞

測定可能な学習成果として、GPA、学位取得率、免許・資格取得率等が挙げられる。GPA が低い（2.0 未満）学生に対しては指導教員が面談を行い学習面と生活面で指導を行う（備付-11）ことで、GPA 値の改善を目指し、成績不良が留年・退学に繋がらないように支援している。取得可能な免許・資格は学科で異なるが、学科毎に免許・資格の取得状況について勘案し、取得率の向上を図っている。なお、ポートフォリオとルーブリックについては、一部学科のみで作成・活用している。

学生に対してアンケートによる新入生調査（備付-12）、学修時間・学修行動調査（備付-13）、学生満足度調査（備付-14）を行い、集計・分析した上でその結果を全教員に周知し、学生の学修指導や生活指導、学内整備等に活用している。インターンシップ、留学、４年制大学編入について、説明会・報告会等の場を設け学生に開示することで、学生生活を充実させ卒業後の進路決定の選択肢を広げる一助としている。また、教職員が幼稚園・保育所・施設、企業訪問を行う際、雇用者から聴取した就職者の様子等をキャリアセンターが取りまとめて回覧している。

免許・資格取得状況や専門職への就職率、学修時間・学修実態、学位取得率、コンピテンシー到達度自己評価の公表を行っている。また、入学試験別に入学者の追跡調査を行うため、入試の選抜区分、留年者、休学者、中退者、各種資格取得等の活動実績、GPA など

の成績、単位取得数、資格取得、就職などのデータ収集を行い、適切な入学者受け入れが行われているかどうかの検証を行っている。平成 30 年度からコンピテンシー到達度自己評価のアンケートを Web のアンケートフォームで実施を開始し､学生１人１人に対し Web 上でコンピテンシー到達度自己評価の結果をグラフで開示している。令和元年度からはこれまで紙で行っていた授業評価アンケート、学生満足度調査、学修時間・学修行動アンケートを Web のアンケートフォームで実施している。また、卒業時に学生１人１人の在学中の成績順位の推移、成績評価の割合の推移、コンピテンシー到達度自己評価の結果、取得資格、取得学位などを載せた学位証書補足資料を作成し、卒業学生へ配布している。

［区分　基準Ⅱ-A-8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(2)　聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分　基準Ⅱ-A-8 の現状＞

学生の就職支援のために､「キャリアセンター」の専任職員４名と、各学科より選出された教員８名で組織する「就職指導委員会」が、学生の就職内定獲得をめざして就職ガイダンス、就職支援講座等の企画、運営を行っている。令和２年度もキャリアセンターが中心となり、就職指導委員会で就職に関する問題を審議しながら､就職に関する様々な学生支援を行った。令和２年度は、コロナ禍であり、就職関連講座は、Google Classroom を利用し実施した。履歴書添削、面接練習は、感染防止対策を行った上で実施した。

卒業生の進路先からの情報収集については、平成 27 年度から継続して以下のような形で行っている。幼児教育学科・地域保育学科は、６～７月にかけての「幼稚園・保育所・施設訪問」の折に、全教職員が約 300 園を訪れ、求人依頼・採用のお礼とともに卒業生の様子を聴取している。その結果は報告書に記入し、キャリアセンターがファイルにまとめた後、回覧している。しかし、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止した。

また、９月に 60 園以上が出席して開催された「幼稚園・保育所・施設懇談会」は、令和元年度より「幼稚園・保育所・施設就職フェア」と改名し、園、施設の方に来校いただき、直接学生が園の説明を聞くことができる内容に変更した。令和元年度は、47 の園、施設の方々が参加し、学生が情報を得る良い機会となった。しかし、令和２年度に関しては、コロナ感染拡大防止のため開催できず、Web にて配信した。90 以上の園、施設が参加し、新たな発信方法に気づく機会になった。

文化表現学科では、例年２月～3 月にかけて企業約 40 社への採用のお礼及び求人依頼の訪問を行うが、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止とした。また、就職関連講座の中で令和元年度より 12 月に 24 社出席の「合同企業説明会」、２月には 12 社出席の「企業人事部模擬面接」を開催したが、令和 2 年度は「合同企業説明会」は Web 配信による 30 社の参加で開催し、「企業人事部模擬面接」は中止とした。

在学生の就職意欲の向上に関する取り組みについては、幼児教育学科・地域保育学科におい

て、今後の就職活動の参考となるよう、保育園、幼稚園、公立保育士、企業のそれぞれの活動報告を卒業年次生に発表をしてもらった。感染防止の観点から、Web にて１月に配信し、在校生から感想、質問を募集し、今後に活かすよう努めた。

卒業後アンケートを例年､採用側､卒業生側双方から回収を行っている(備付-18～19)。回答を集計し、ホームページに掲載している。また、令和２年度は、アンケート結果を授業で活用し、本学の就職先の様子、採用者が感じること、卒業生が在学中に学んでおいてよかった点などを伝え、学ぶ意欲の向上につながる取り組みを行なった。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

幼児教育学科では、卒業認定・学位授与の方針について入学時オリエンテーションや卒業年次の授業等で学科の学生に直接伝える機会を増やすことによって、周知徹底を進めてきた。しかし令和２年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、入学時より学生に対面で伝えることがほとんどできなかったため、遠隔（オンライン）での入学前教育や卒業年次の授業で伝えるにとどまった。今後は状況が落ち着き次第、できるかぎり対面で学生に「卒業認定・学位授与の方針」伝えるよう努め、学生が理解を深めているかどうか、確認することを課題としなければならない。

学生は科目登録の際、また授業を受ける前に自主的にシラバスを見ることが少ない現状がある。とくにカリキュラム・ポリシーに関する理解が不足している傾向があるため、理解を深める手立てとして、入学前指導の段階から「教育課程編成・実施の方針」について説明している。しかし令和２年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、入学時より学生に対面で伝えることがほとんどできず、遠隔（オンライン）での入学前教育や卒業年次の授業で伝えるにとどまった。今後は状況が落ち着き次第、できるかぎり対面で学生に「教育課程編成・実施の方針」伝えるよう努め、学生が理解を深めているかどうか、確認することを課題としなければならない。

幼児教育学科では、令和元年度より教養教育科目に「キャリアデザインⅠ・II」と基礎学力向上のための「基礎演習Ⅰ・II」を配置し、１年次の必修科目とすることで、専門教育科目と教養教育との連携を図りつつ学習成果が上がるよう努めてきた。令和２年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、社会人としてのマナー等、実践的に学ぶ機会をもつことができなかった。令和３年度より、再び対面授業で学生に内容を伝えるよう努めていく。また、教養教育科目の学習成果の査定方法が今後の課題である。

幼児教育学科では､令和元年度より初年度学生のために｢基礎演習｣を｢基礎演習Ⅰ･II｣とし、通年科目としてより丁寧な指導を始めた。しかし令和２年度は新型コロナウイルス感染防止のため、対面による実践的な授業を行うことが困難であった。令和３年度は、再び実践的な学びが可能となるよう努め、科目の学習効果の評価・測定の改善を図ることが課題である。また保育者として必要な専門的能力を実習において身に付けるために､｢実習研究」における実習事前指導の内容を再検討し､｢基礎演習Ⅰ・II」との結びつきの強化を図る必要がある。

課題であった入学者の入学後の動向を IR 推進委員会や入試広報室との連携を通して､令和２年度も継続して探っており、総合型選抜入学試験による入学者の入学後の動向を、今後も継続して見ていく必要がある。入学後一年以内で休学・退学に向かってしまう学生の

入学試験時のデータとの直接的な相関関係は明確には見いだせていないが、一定の傾向は示されているため、今後も引き続きデータ分析を継続する必要がある。

幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の二つを取得することが社会的な要請として強まっているが、学生個々の事情が複雑であるため、両方の資格取得を促すことが困難であることも多い現状ではある。今後も引き続き免許取得辞退者を減らすことが課題として残る。GPA2.0 を下回る学生たちを学級担任と実習教科担当、また基礎学力をつけるための教科担当者と連携し、個々の学生の学習に関する情報を共有しつつ、支援のありかたを検討している。しかし令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で学習成果に問題のある学生との面談が制限され、Web で相談にのることが多かったため、支援が不足しがちであったことは否めない。今後は更に学習支援をしていくことが課題である。

地域保育学科では、学位授与の方針については、学生必携である学生便覧に明示しているが、より周知を図るため日頃の適切な指導が必要である。学位授与の方針は職業人としてまた社会人としても求められているものであり、学内外に対して積極的に広報する。今後も学位授与の方針については、様々な観点から定期的に点検する。教育課程および教科の配当年次や指導内容の見直しについて、学位授与の方針や学習の成果に鑑みながら社会や学生のニーズに応じて柔軟な対応が必要である。幼稚園教諭２種免許状、保育士資格に必要な専門的教育科目要件が多くを占めるため、人文、社会、自然分野に関する幅広い教養教育科目の開設や選択が困難である。豊かな感性と資質を持った保育者を養成するという学位授与の方針に基づいて、現代の保育のニーズに対応できるような幼児教育者・保育者育成にいっそう努める。またより多くの資格を取得できるように支援していく。入学説明会やオープンキャンパスをはじめ各種入試説明会において地域保育学科の受け入れ方針をこれまで以上に訴えていく必要がある。現代の保育のニーズに対応できるような幼児教育者・保育者育成にいっそう努める。

文化表現学科では、前年度の自己点検・評価において改善の必要があるとしていた三つの方針の改善、教養教育科目、専門教養科目、キャリア教育科目等の専門科目以外の数が専門科目に比べて格段に多く、単位の視点から見た場合、著しく不合理になっている現状を改善した。ただし、令和２年度より課題となっていた新教育課程における各教科のアセスメントポリシーについては評価が十分にできているとは言い難い状況にある。ディプロマ・ポリシーに沿った教科の見直しを継続的に行い、教育効果の実質化を図っていく必要がある。また、多様な知識や技能を習得させるために配置している専門教育課程だが、学びのニーズが多様化している現状において、実際生活に必要な能力や社会的課題に対応する能力を養う科目の配置を検討していく必要がある。

入学者受入れについては、現状は概ね問題なく実施しており大きな課題は見当たらない。しかしながら入学者受入れの方針における定期的な点検については、計画的な点検要領の策定が必要である。また、高等学校関係者の意見聴取についてもできていない。

これまで IR 推進室で行なってきた分析は、国などの補助金獲得のために行なってきた側面がある。IR 推進室でのデータ分析が大学運営の支援に十分に活用されているとはいえない。

卒業生の進路先での評価と情報の継続収集のため、卒業後アンケート、訪問での情報収集を効率よく、かつ継続して実施していく必要がある。さらに、得た評価と情報を「学習

成果の点検」に具体的に有効活用していくために必要となる、「収集方法・収集項目」と「フィードバックの方法」の再考が課題である。コロナ収束を見ない現在、講座を web で継続実施する可能性もあるため、理解を深め、学ぶ意欲を持ち続けることのできる内容、配信方法の工夫を早急に検討する必要がある。また、web を活用しての就職活動が今後も行われていくと予測される。学生の ICT スキルを高めることも課題の一つである。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

平成 30 年度より学生募集を停止していた専攻科幼児教育専攻の２年生３名が令和元年度末（令和２年３月）で修了し、在学生がいなくなった。そのため、平成９年の設置から 23 年間続いた専攻科の課程は廃止となった。

［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］

＜根拠資料＞

提出資料　1　大学案内【令和２年度入学者用】
提出資料　3　学生便覧
提出資料　6　シラバス
提出資料　11　学生募集要項【令和２年度入学者用】
提出書類　13　大学案内【令和元年度入学者用】
提出書類　14　学生募集要項【令和元年度入学者用】
備付資料　11　学生指導簿
備付資料　14　満足度調査
備付資料　15　文化表現学科パンフレット（資格・検定合格者一覧）
備付資料　16　授業アンケート結果
備付資料　17　授業参観評価表
備付資料　18　卒業生アンケート結果（就職先回答分）
備付資料　19　卒業生アンケート結果（卒業生回答分）
備付資料　20　幼児教育学科第二部パンフレット
備付資料　22　入学前教育に関する案内・課題等（幼児教育学科）
備付資料　23　入学前教育に関する案内・課題等（地域保育学科）
備付資料　24　入学前教育に関する案内・課題等（文化表現学科）
備付資料　25　オリエンテーション日程表
備付資料　26　オフィスアワー一覧表
備付資料　27　秋草学園短期大学駅ボランティア体験要項
備付資料　28　就職関連講座日程表
備付資料　29　実習の手引き
備付資料　30　学友会委員会名簿
備付資料　31　学生指導要録

備付資料　32　就職内定状況表【平成 29 年度】
備付資料　33　就職内定状況表【平成 30 年度】
備付資料　34　就職内定状況表【令和元年度】
備付資料　35　各学科 GPA 分布表（修学支援制度資料より）
備付資料　36　シラバス作成要領
備付資料–規程集
提出資料　10　学校法人秋草学園文書保存規程
提出資料　11　学校法人秋草学園奨学金規程

［区分　基準Ⅱ-B-1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
- ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2)　事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
- ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
- ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
- ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3)　教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-1 の現状＞

幼児教育学科では、学位授与の方針に基づいた学習成果の獲得を支援するために、全教員がシラバスに示した成績評価基準に従って、それぞれ多様な方法を用いて指導を行い、教育目的・目標の達成状況を把握しながら学習成果の評価を行っている。学習成果をより具体的に把握するために、学期末の試験のみでなく授業時の小テスト、レポート、発表、作品提出等多様な方法を取り入れており、学生に対する個別の指導や支援をきめ細かく行っている。

また、各教員は学期ごとに学生による授業評価を受け、その結果を認識して事後の授業改善に取り組んでいる。さらに、ＦＤ活動の一環で一定期間の授業公開が義務付けられており、自分の授業の反省を行い、他の教員の授業を参考にしている。

各教員は、各自の授業における学習成果を認識しているのみならず、学科会や教授会を通じて、学生の学習成果の獲得状況を把握しており、学級指導教員を中心に履修や卒業に向けての指導も個別に行っている。授業内容については、令和２年度 Google Classroom による遠隔授業を行う中で、授業担当者間でクラスルームに入室し合うことで、意思の疎通や調整を図ることができている。

地域保育学科に所属する教員は、本学科における保育者養成の目標と学位授与の方針を理解し、シラバス上に成績評価基準を明示し、教育目的・目標の達成状況を把握しながら学習成果を評価している。学習成果をより公正で客観的に把握するために、期末の試験のみではなく授業時の小テスト、レポート、発表、作品提出、さらに授業への取り組み姿勢など様々な観点から評価している。ＦＤ活動の一環として、教員は定期的に学生から授業評価を受け、その結果を参考にして授業内容や授業方法を修正する等、より適切なものして授業に生かしている。また教員間の授業相互参観も実施しており、この評価を基に授業方法の改善に取り組んでいる。なお、それらは公開されている。学生の学習成果獲得に向けて、学科の教員は必要に応じて互いの授業内容について情報交換ならびに協力調整を行っている。社会的責任の大きい保育者を養成し、資格取得を目指す学科であるため、各教員は学生に対して、きめ細かな指導は欠かせない。特に学級指導教員は履修・卒業に至るための学習面の指導のみならず生活面にわたっての支援も行なっている。毎月の学科会では、学生のそれらについての情報交換をする場を設けており学生支援に役立てている。令和２年度は、Google Classroom を用いた授業を行うこととなったが、教員間で意見交換を行い、単なる代替ではなく対面授業では行えなかった、すべての学生の意見表出など、より質の高い授業を行うことを目指した。

文化表現学科の教員は、学習成果の査定を適切に行うために、シラバスにおいて成績評価の基準を明示するとともに評価項目のウェイトを学生に示し、教育目的・目標の達成状況を把握しながら学習成果の獲得状況を評価している。期末の試験や課題、レポートの提出のほかに、授業時の小テストや、口頭での質問に対する回答にも留意し、学習指導と学習支援を行っている。また、授業時に、学生自身の学習状況を「ふりかえりの記録」に記入させ、学習課題の明確化と理解度の自己評価を実施している。学生個人の「学習のカルテ」を作成し、学生自身が自分の学習成果の到達状況を記録することで、自己成長の自覚を促している。学生による授業評価はＦＤ推進委員会が指定した教科について全科目にわたっ

て定期的に受けており、その結果について各自が確認し、授業方法の改善等によりフィードバックを行っている。授業内容についての協力・調整等は、非常勤講師も含めて個別に行っている。また、クラス担任制や少人数でのゼミナール指導などを通じ、学生に対して履修及び卒業に至るまでの学習支援ならびに生活指導を個別に行っている。

さらに文化表現学科の教員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、学生への配布資料の作成やプレゼンテーションのためのスライドの作成、課題の通知や提出にメールや SNS を利用するなど、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

学生による授業評価は、平成 30 年度まではアンケート集計を外部委託しており、費用の問題もあって、ＦＤ推進委員会が指定した教科（前期・後期それぞれ、非常勤講師を含む全教員について、受講者が多い科目を中心に選定）に絞って行われていた。令和元年度より江本 IR 委員長により、学生がスマートフォンを用いて回答し、学内で集計作業を行えるシステムが構築されたため、非常勤講師を含む全教員の全ての授業においてアンケートと集計が実施されるようになった。

令和２年度は、前期は７月１日から７月 13 日まで、後期は 12 月 16 日から 12 月 24 日まで行なった。その結果を元に PDCA サイクルを用いて授業の改善計画を提出し、授業に活かしている。また、集計結果は web 上で学内において公開されている。なお、平成 29 年度からは、授業評価の結果が思わしくない教員には学長からのヒアリングが行われ、改善に向けて話し合いが行われているが、本年度も引き続き行われた。

また、非常勤講師を含む教員間における授業の相互参観を、前後期それぞれにおいて実施している。令和２年度は、前期は７月１日から７月 31 日まで、後期は 11 月 26 日から 12 月 16 日までの相互参観期間を設けた。特に専任教員には最低３つの授業の参観を義務付け、その評価を記述して提出している（授業公開コメントシート）。その結果は学内で公開しており、評価を受けた教員は改善・対処法を提出している。なお、本年度は、コロナ禍における遠隔授業が中心となったため、対面授業・遠隔授業のどちらでも参観可とした。

短大事務部職員をはじめとする全ての事務職員は、各部署での業務を通して学生の学習成果を認識し、その学習成果獲得に直接的、間接的に様々な貢献をしている。学生の入学目的は、卒業、資格取得、資格を活かした就職等であるが、すべての学生が目的を達成して卒業できるように履修指導、就職指導等のきめ細かい学生支援を行っている。例えば、学生の学修成果の獲得に対して最も関係が深い教務課職員は、例年は入学直後のオリエンテーションにおいて、学生便覧やパワーポイント等を利用して、学生に対して分かりやすい学習や科目選択のためのガイダンスを行っている。その内容としては、卒業と資格取得のための要件説明や、教科履修計画及び履修の方法などであり、学生が履修登録を行う上で非常に重要なものである。また、教育実習、保育実習を実施する学科においては、実習の概要についても説明を行っている。あわせて在学生には、１月末から２月初めの時期、年度の終わりにあたり、次年度の科目履修についてのガイダンスを行っている。このほか教務課では、事務室において常時職員が相談に来た学生に対する個別指導を行っている。しかしながら、令和２年度に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、４月からの様々な学生対応は学生が登校できない状況の中、全て実施することができず、試行錯誤の中でメールによる対応や、令和２年度より遠隔授業を進めるために導入した Google Classroom を活用した学生への対応が行われた。前述の在学生オリエンテーションについ

ても、動画配信等により学生が登校せずとも実施できる方法に切り替えて行われた。本学では、履修登録を学生自身が Web 登録で行っており、入学直後の履修登録の際には教職員が立ち会い、登録方法の説明や学生からの質問等に応じている。選択科目については、１回目の授業を受けた後からの登録の変更も可能であり、３回程の授業が終了した後に履修取り止め届けの提出期間を設けている。欠席の多い学生、履修登録を忘れている学生など問題のある学生については、関係する学科、指導教員に連絡するとともに、必要に応じて職員自らも指導に当たっている。このように教務課職員は、学生からの相談相手になるとともに、学科や教員との連絡調整役となり、学生への学習支援を通して学習成果の獲得に貢献している。但し、令和２年度は、履修登録や履修指導についても全学生が通常通り登校していない状況の中であったため、職員が学生の希望を確認の上、学生に代わって履修登録や履修取り止め手続きを行ったり、履修登録のために学生を分散して登校させたりという配慮を行った。また、履修指導についてもメールや電話による個別対応を丁寧に実施した。

教育実習、保育実習、児童館実習の実習教育を支援する実習指導センターの職員は、実習施設と担当教員との連絡調整、学生からの相談対応、実習生調査書等の書類の準備、整理等の業務を通して、幼稚園教諭２種免許状及び保育士資格の取得という学習成果の獲得に貢献し、履修及び卒業に至る支援をしている。こちらの業務についても、そもそも実習の受入先の園や施設も令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況において受入れの辞退や日程変更等の様々な対応があり、担当職員は学生派遣において学生・担当教員・実習先間の調整を綿密に行い、各学生の資格取得の支援に携わった。

企業、幼稚園、保育所等への就職を支援するキャリアセンター職員は、企業志望者には１年次に週１コマ、また幼稚園・保育所等志望者には卒業年次前期に週２コマの就職関連講座を実施し、その中で自己分析、マナー、履歴書の書き方、小論文・面接対策等の指導を行っている。その他一般常識試験対策として筆記試験対策集中講座や公立保育士志望者を対象とした特別講座に関する業務などを行い、就職という学習成果の獲得に貢献し、履修及び卒業に至る支援をしている。本業務担当職員も、令和２年度は前述の Google Classroom や Zoom を活用した就職関連講座の実施、学生に対しメールや電話での個別相談対応、アポイントメントを取っての密を避けた対面での面談などを行い就職に向けた支援を積極的に実施した。

学生課の職員は、奨学金業務を通じて学生の経済的支援を行ったり、保健業務を通じて学生の健康を管理、更には学生相談室のカウンセラーとの協働による学生の精神的なサポート等をすることにより学生生活を支援し、また、学友会の活動やクラブ・同好会の活動などについてのサポートを行うことにより間接的に学習成果の獲得に貢献し、履修及び卒業に至る支援をしている。あわせて、今年度より学長の意向を受け、優秀学生等に対して学生表彰業務を行うこととなり、業務を通して学生の学修意欲の向上にも寄与している。

図書館の職員は、図書の貸し出し、購入図書の選定、図書に関する相談の受付などを通じて、また情報センターの職員は、情報処理に関する授業における教員の補助、履修登録方法の指導、コンピュータに関する相談の受付などを通じて、それぞれ学習成果の獲得に貢献し、履修及び卒業に至る支援をしている。特に情報センター職員は、学習成果獲得のための前段階として、遠隔授業実施のための学生の通信環境整備の支援を個別対応やマニ

ュアルの作成などで多くの時間を費やして行った。

また事務職員は、各学生による学科の教育目的・目標の達成状況に関してそれぞれの業務を通して、例えば学生便覧、シラバスの作成、履修登録、成績の処理、各資格申請手続き、実習園からの評価、就職状況などを通して把握している。

なお、学生の成績記録については、学園の文書保存規程（備付-規程集 10）に基づいて適切に保管している。成績原簿は永久保存としており、大学のサーバー内にデータとして保管するとともに、万が一に備えて打ち出しを行い、書類としても保管している。その他の教育実習や保育実習に関する実習園からの評価や、教員による採点簿等の成績記録についても、規程に基づいて適切に保管している。

図書館は司書を中心に選書やレファレンス・サービスを通じ、学習支援としての資料や情報提供のサービスを行っている。図書館は専任職員１名（司書）、嘱託職員１名（司書）、非常勤職員４名を配置し、図書館サービスを行っている。情報検索システムとＡＶ利用環境の更新により利便性の高いものとなっている。開館時間は、夜間部学生の利用を前提に日曜、祝祭日以外の９時より 21 時 10 分となっているが、令和２年度は学生が登校する期間や時間を考慮し開館の対応を行った。また、本学には司書課程をもつ学科が２学科あり、情報サービス演習などの演習科目の実習場所としても図書館は活用されている。また、幼児教育・保育系の学生の実習時期には利便性を図るため、長期貸し出しを実施し、平成 30 年 10 月より貸出冊数を８冊に増やした。蔵書構築については「学習図書館」としての位置付けから、司書による選書のほか各学科の意見や希望などを参考に選書を行っている。平成 28 年度より、図書館ホームページを公開し、図書館外からの蔵書検索や文献複写の申込、資料の予約サービスなどを開館時間外にもホームページ上から利用できるようにして、学習支援の向上に努めている。また、令和元年度より、今まで本学図書館のホームページからのみ閲覧・複写が可能だった「秋草学園短期大学紀要」を更に周知するため、JAIRO Cloud（クラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス）を使った公開を開始した。これにより CiNii Articles でも本学の紀要が検索可能となった。著者名や英語タイトル、キーワードでも検索ヒットさせることが可能な為、より多くの機関・個人からの閲覧が期待できる。

情報センターは、情報教育に関わる授業でのアシスタント業務と教育用、学校事務用のそれぞれの端末についてのヘルプサービス及び学内 Web と公開 Web 双方についての運用支援を行い、学生への支援及び教職員への技術支援を通じ、直接および間接の両面から学習支援を効果的に実施している。情報センターはセンター長、スタッフ２名で構成され、情報活用支援サービスを行っている。日常業務は２名のスタッフが行っており、センター長は情報基盤整備に関わる業務やセンター業務の統括を行っている。学内は令和元年度にコンピュータ室の新機器類が導入され、Windows（40 台）２室、Windows（24 台）１室および Macintosh（20 台）１室のコンピュータ室を設置し、授業内容により使い分けている。この中で Mac のコンピュータ室は令和２年度まで使用し、その後廃止となる予定である。これらのコンピュータ室は履修登録やレポート作成等、学生が自由に利用できる環境を整えている。幼児教育学科一部・二部は選択科目として、地域保育学科と文化表現学科は必修科目として、コンピュータの操作を学ぶ授業科目がある。学生のほぼ全員がこれらの授業を履修し、コンピュータ室を利用している。学生は学内 LAN に固有のドライブを割

り当てられており、授業で作成するファイルをはじめとする個人資料を保存することができる。また、学内 LAN を通して、教員から資料を配布する SEND ドライブおよび課題等を提出する POST ドライブも設定しており、授業等で有効に活用されている。休講・補講情報等については各部署からの連絡配信システムにより、学生は携帯電話・スマートフォン等から確認することができる。また、学生へ在学中に使用できる学籍番号のＧメールアドレスを貸与しており、教職員が学生の個人情報を収集せずに、学生への連絡が可能になっており、急な休講や台風等の災害時の連絡にも利用されている。

幼児教育学科では、学習成果の獲得に向けて、施設設備と技術資源を有効に活用している。コンピュータ利用技術に精通した教員も増えてきており、その技術を各自授業や学生支援の際に積極的に活用している。コンピュータ利用に関して不得手な教員のためには、必要十分な利用技術の習得ができるよう、学内 FD 活動の中でコンピュータ技術の指導を行い、外部で実施される研究会や講習会への参加を促している。全学科において令和２年度は、新型コロナウイルスの影響で、遠隔授業を余儀なくされたため、全教員が Google Classroom 等の情報機器操作に取り組み、授業や学生との交流に積極的に活用している。また、FD 活動として Google Classroom の利用方法や動画コンテンツの作成の仕方など、全教員、及び非常勤講師に対して複数回おこなっている。

［区分　基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
(2)　入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
(3)　学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
(4)　学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
(5)　学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
(6)　学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
(7)　学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
(8)　学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
(9)　必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
(10)　学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分　基準Ⅱ-B-2 の現状＞

入学手続者への入学前の情報提供は、各学科でそれぞれの対応を行っている。入学後に授業や学生生活を円滑に進めていくために、課題の送付や、スクーリングを実施している（備付-19～21）。どの学科も日程を定めて、入学予定者を学校に登校させ、専任教員から入学に向けてのアドバイスや、学科の特色を表した入学前教育の授業を複数回行っている。

令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の為の緊急事態宣言などの影響で、新入生向けオリエンテーションは入学後２日間（幼児教育学科第二部は３日間）ではなく、６月に実施となった。(備付-22)。令和元年度のような全体会は実施せず、密を避ける事を念頭に学科ごとの説明を実施し、学長講話をはじめ、「学生便覧」を基に本学の建学の理念、目的、教育目標、教育方針について説明を行っている。その後は各学科に分かれ該当学科の「三つの方針と学習成果」について説明し、続いて、教科履修計画表と時間割表を基に、卒業及び資格取得要件の履修や登録方法等についてを、教務課員がガイダンスを行なった。また、本学では学級指導教員制をとっており、オリエンテーション期間中の指導時間やオフィスアワー（備付-23）を活用して、学習の方法や単位履修、成績についての個別指導、助言を行っている。平成 28 年度入学生からは、半期終了時点でその期の GPA 値が 2.0 未満の学生に対し、学級指導教員による個別指導を行うことが教務委員会において承認され、実施されている。また、卒業延期生、進級停止者等個別指導を必要とする学生には、教職員が連携をとりながら学習面や生活面についての支援を行っている。特に進級停止者については、令和２年度から保護者への通知も発送し、学生の現状の理解を得るようにしている。更に、後期授業終了後に再度オリエンテーションを実施し、学習成果の獲得に向けたきめ細やかな指導体制をとっている。

「学生便覧」は入学式当日に全ての入学生に配布し、卒業までの学生生活のガイドブックとして活用するよう指示をしている。令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い入学式に配布できなかった為、教科書発送時に同封した。また、シラバスは教科担当者が作成した原稿を学科長及び教務委員会委員等の第三者による内容精査を経た後（備付-36）に学園ホームページ上に公開している。記載事項については毎年教務委員会にて検討を行い決定しており、令和元年度のシラバスには、平成 30 年度までと同様に、授業の内容及び到達目標・授業計画・各授業に対する予習/復習の内容・予習復習のための時間・課題に対するフィードバックの方法・成績評価の方法・教科書・参考文献・注意事項を明記し、随時閲覧して受講前後に活用できるようになっている。また、令和元年度からは、授業科目と学位授与の方針との関連、ナンバリングコードを記し、学修の段階や順序等教育課程の体系性を理解しやすいように改善した。

幼児教育学科では、入学予定者に対しては入学前教育で、入学者に対しては入学後のオリエンテーションで、授業や学生生活についての情報をきめ細かく提供している。

学習成果の獲得状況をデータに基づき学習支援の方策を点検し、GPA3.00 以上の成績優秀学生への対応と共に、学習上の困難を抱える学生のために、令和２年度より教養教育科目に基礎学力向上を目的とした「基礎演習 I,II」を１年次学生の必修科目として新設し、その中で語彙力・文章力、コミュニケーション力向上のためのカリキュラムを組んでいる。また学習上の困難を抱える学生については、上記科目以外にも、平成 30 年度より、非常勤講師による補習指導を行い、学習成果の獲得に向けて対応している。特に実習指導に関しては、授業時間についても保育者養成課程の規定の 1.5 倍程度の時間を割き、それ以外に

も実習の準備の整わない学生や実習後に更に徹底した指導の必要な学生に対して、実習教科担当教員が個別指導に相当の時間を費やしてきた。但し令和２年度は、新型コロナウイルスの影響で、対面授業が制限されたため、予定していた内容に若干の変更が生じた。

またピアノのレッスン内容等、一定の実技科目等には個別課題を課し、習熟度別の学生対応を行っている。

地域保育学科の学生は、通常の授業や実習の中で自分の考えや指導案、記録等を文章としてまとめ書く力が必要とされている。そのため国語に関しての学力向上を図っていかねばならないが、現状は十分ではない。各教科においても基礎学力が不足する学生に対して、組織的な補習等は行っていない。学習成果の獲得に向けて丁寧な指導を心がけているが基礎学力不足や学習上の悩み解決にむけて対策や工夫が求められる。なお進度の早い学生や優秀学生には、時間外を使ってのボランティア活動への積極参加や学習の成果をさらに深める機会を設けるとともに、学内活動のリーダーとなるよう励まし支援している。また、平成 30 年度から GPA に基づいた指導・助言を行っている。学生の相談には学級指導教員以外にもゼミ担当教員をはじめ、オフィスアワーや休み時間等を利用してすべての教員が学生の相談にのっている。さらに学科会において学生の動向を議題として取り上げ情報の共有化を図り指導の手がかりとしている。

地域保育学科施設実習（６月）、幼児教育学科施設実習（７月～９月）、地域保育学科後期保育所実習（８月）、幼児教育学科後期保育所実習（10 月）は新型コロナウイルス感染症の影響のため中止となった。各実習とも代替実習を実施した。

幼児教育学科教育実習（10 月〈後期〉・11 月〈前期〉）、地域保育学科教育実習（10 月〈後期〉・11 月〈前期〉）は５日間に短縮して実施した。幼児教育学科後期教育実習は６月から 10 月に時期が変更となったため実習園への新たな依頼が必要となったが、10 月は比較的新型コロナウイルス感染の影響が少なく、PCR 検査を求められた幼稚園には派遣せずに、全学生を実習園に派遣した。実習期間を５日間に短縮したため、後期実習における責任実習はできる範囲での対応を実習園に依頼した。

幼児教育学科前期保育所実習（２月）、地域保育学科前期保育所実習（２月）、児童館実習（２月）は緊急事態宣言発令中の派遣となった。２月１日に学内にて前期保育所実習に派遣する学生に簡易 PCR 検査を行った。保育所、児童館とも新型コロナウイルス感染症の影響により、実習を断られた園、実習延期となった園があった。そのため３月に延期になった園や３月に新たに実習依頼した園があった。実習期間中に発熱等のため医療機関で PCR 検査を受けた学生がおり、その都度実習園に検査結果の報告を行った。

文化表現学科の教員は、「短大生基礎力演習」における国語、数学、社会、小論文作成を主とした基礎学力チェックテストの結果をもとに、問題のある学生には個別指導をする機会を設けている。また、情報処理に関連する科目では能力別のクラス編成を行い、進度の遅い学生、進度の速い学生双方に配慮した指導を実施している（「情報処理演習」、「文書処理演習」、「表計算演習」など）。進度や技能が上位の学生には、積極的に資格取得や検定試験の受験を勧め、資格取得のための特別授業を行っているほか、おおむね２級以上の上級資格取得者には検定料等を褒賞金として給付している。また、国際的なコミュニケーション能力の向上のため、教養教育科目の中に英会話のほかに中国語、韓国語会話を設け、前後期の２期開講、各期週２回、30 時間の演習授業を行うなど学習意欲の高い学生に対し配

慮した教育を行っている。また、専任教員はオフィスアワーを週に１コマ設定し、研究室で学習や進路の相談に応じたり、悩みを聞いたり適切な指導助言を行っている。また、カリキュラム・マップを学生への履修指導に活用している。さらに、学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき、補講等が必要な学生に対しては特別の授業を実施しており、適宜学習支援方策を点検している。

令和２年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から前期、後期ともに遠隔授業を取り入れた教育を行った。特に前期は大半の授業を遠隔とし、後期については、対面でしか教育効果のあげられない科目（実習等）については、冬期の感染拡大を見越して、期の前半に週 2 コマ実施する等、集中的な授業を行い 11 月 2 週までに所定の授業を終えることができた。

［区分　基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
(2)　クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
(3)　学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
(4)　宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
(5)　通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
(6)　奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
(7)　学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
(8)　学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
(9)　留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
(10)　社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
(11)　障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
(12)　長期履修生を受入れる体制を整えている。
(13)　学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分　基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学生の生活支援のための教職員の組織については、各学科より選出された教員８名と学生課職員３名で構成された学生委員会がその任にあたっている。学生委員会では、１）学生の生活指導、２）学友会活動である学友会役員会・総会、学園祭などの行事の実施、各種委員会やクラブ活動員の育成、並びに学内外での活動や各種大会への参加指導に関すること、３）学園行事である入学式、新入生研修交流旅行、卒業式等の実施指導に関すること、４）学生への経済的支援（奨学金等）に関すること、５）学生ロッカーなどの学内の

環境整備、保健衛生（定期健康診断の実施）、学生相談室との調整に関すること、６）夜間学生対象の自動車通学の管理に関すること、７）消防避難訓練や防犯対策に関すること、８）ＧＰＡ等に基づく学生の表彰制度等に関することについて協議運営をしており、その職務は非常に多岐に亘っている。

学友会の運営については、各学科から選出された学友会役員６名が中心となり活動している。その企画から運営にあたっては「学生が主体的」に活動できるよう、教職員が学生とコミュニケーションを密に図り、きめ細やかな指導、助言を行い支援に取り組んでいる。学友会各種委員会では、学級委員、体育委員、生活委員、保健委員、選挙管理委員、秋草祭実行委員、卒業パーティー＆アルバム委員が選出され、各委員の役割に沿って、学級活動や授業の補佐、学園祭をはじめ学園行事等の運営や取りまとめを行っている（備付-30）。 学友会部活動では、硬式テニス部の他スポーツ系２団体、キッズクラフトクラブの他文化系９団体が、顧問（教職員等）の指導のもと、学内外での活動や各種大会への参加に向け活動を行っている。

学生のキャンパス・アメニティについては、カフェテリア形式の約220席ある学生食堂を学生が利用しやすくするために、令和元年度にレイアウト改修工事を実施し内装のリニューアル、テーブルや椅子の新規入替を行い、より明るい女子短期大学に合った空間へと環境整備を行った。食堂のメニューについては、外部委託業者が授業日の11時30分～13時30分まで、日替わりランチ定食等10種類程度を提供している。その他設備として、飲料・カップ麺・カロリーメイト等の自動販売機６台、給湯茶機１台、電子レンジ２台、大型テレビ１台が設置されている。学生食堂に隣接した売店では、文房具・弁当・菓子類等を扱っており、営業時間帯は10時30分～19時40分となっている。また、３階の屋外「フレンド」（学生談話室）には、開放的な空間として59席と飲料自動販売機２台が設置され、校舎外の硬式テニスコート２面と隣接する芝生広場には、イス・テーブル・パラソルと飲料自動販売機１台が設置され、学生同士の交流の場として活用されている。

学生寮は設置されていないため、宿舎が必要な学生には本学指定業者を紹介して斡旋を行っている。通学のための支援として、駐輪場（約150台収容）及び駐車場（21台収容）を設置している。特に駐車場については、幼児教育学科第二部の学生で本学所定の「自動車通学許可申請書」を提出し、学生委員会で承認された者を対象として貸出しを行っている。

学生への経済的支援として、日本学生支援機構奨学金を本学の学生は多く利用している。また、都道府県の保育士修学資金、篠原欣子記念財団奨学金（給付型）、学校法人秋草学園秋草かつえ奨学金、秋桜会教育振興基金などの奨学金に採用しており、採用状況については下記表の通りである。学生の約４割が奨学生であり経済的に厳しい学生が多い状況である。本学独自の奨学金については、「学校法人秋草学園奨学金規程」（備付-規程集11）に基づき、学業・人物ともに優秀であるにも拘らず、経済的事由によって修学困難な者に対し、奨学金を貸与している。その返還方法及び期限は、無利息とし本学を卒業した月の翌月から起算して６ヶ月を経過した後７年以内に返還しなければならないとなっている。

日本学生支援機構奨学金制度の、令和２年度採用状況は次表のとおりである。

令和２年度各種奨学金採用状況表

奨学金種／学科	幼教一部	幼教二部	地保	文表	計
日本学生支援機構第一種	14	17	15	2	48
日本学生支援機構第ニ種	40	27	32	17	116
日本学生支援機構一・二種併用	10	2	10	2	24
日本学生支援機構給付型	13	15	15	7	50
日本学生支援機構給付・一種併用	8	8	1	1	18
日本学生支援機構給付・二種併用	2	5	2	2	11
日本学生支援機構一・二種・給付併用	3	3	0	2	8
埼玉県保育士等修学資金	8	8	7	0	23
東京都保育士等修学資金	6	1	3	0	10
さいたま市保育士等修学資金	0	0	0	0	0
生命保険協会保育士奨学金（給付）	1	0	0	0	1
篠原欣子記念財団奨学金(給付型)	0	0	1	0	1
秋草かつえ記念奨学金	0	0	0	0	0
秋桜会教育振興基金	0	0	0	0	0
合計	105	86	86	33	310

※(　) 日本学生支援機構一・二種併用者数含む

なお、令和２年度はコロナ禍で対面授業に代わって一部遠隔授業を実施した。そのため全学生に一人当たり４万円を通信補助費として支給した。さらには自宅外通学の学生はアルバイトの減少など生活に困窮をきたしているため、５０名の学生に一人当たり１０万円の支給を行った。この原資には同窓会からの寄付金及び教員の研究旅費の流用などに寄った。

学生の健康管理については、学校保健法に基づく定期健康診断を８月に実施し全学生の健康状態を把握している。保健室に看護師（派遣看護師）を輪番制で配置し、月曜日～土曜日の幼児教育学科第二部学生の下校時 21 時 20 分まで対応している。メンタル面のアンバランスから夜間眠れないなどの不眠が続き休養に来る学生も少なくないため、学生が安

心して利用できるよう寝具類を清潔に保ち環境整備に努めている。

また、保健室利用状況（月毎の利用者数・症状・処置対応等）を全教職員に報告するとともに、「保健だより」も季刊で発行し、健康管理や感染症等の予防について、ポスター掲示や春・夏休み中の事故防止等のプリント配布により周知に努めている。怪我等の応急処置については簡単な医薬品を揃え、学生の課外活動参加による引率時にも持参できるよう救急箱（５箱）の準備をしている。

学生相談室には、週２回（木曜日：12:30～17:00　金曜日：14:00～20:00）専門の女性カウンセラーを１名配置し、学生生活を送る中での不安、悩み、健康等について相談役となり支援を行っている。なるべく多くの学生に安心して利用してもらえるよう心がけ、リフレッシュメントを提供し和やかな会話が進むような環境づくりや、学生の反応やリクエストに応える形でサポートを行っている。

学生の防犯対策については、埼玉県警察本部や所沢警察署生活安全課による防犯対策講座や、所沢中央消防署の指導による消防避難訓練と、火災や自然災害等の発生時の注意や講話を実施している。また、所沢警察署生活安全課では、本学学生のために近隣の巡回指導も実施している。

また学生のネット被害を防止するため、外部講師による講演を企画したが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止した。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取については、ＦＤ推進委員会において、４月に新入生を対象に「新入生アンケート」を、１月に全学生を対象に「学生生活満足度調査」を実施している。その学生の意見や要望の聴取により、学生生活支援のための環境づくりや指導に努めている。

社会人学生の学習を支援する体制として、全国でも数少ない夜間の課程として、幼児教育学科第二部（夜間部３年課程）入学定員 100 人を設置している（備付-20)。授業は月曜日～土曜日、一日２コマ（第１時限：18:00～19:30、第２時限：19:40～21:10）開講している。教務課とキャリアセンターが連携して、昼間は幼稚園・保育所・施設等で働きながら卒業及び資格取得を目指す学生への支援に取り組んでいる。

障がい者受け入れのための設備は、エレベーターと車椅子用リフト、トイレを備えているが、平成 28 年度以降の課題となっている障がい者向けトイレ設備増設に向けての動きはないが、令和２年度から「障害学生への支援に関する」委員会発足及び規程が作成され、障害学生への支援体制の充実が図られた。留学生及び長期履修生の受け入れについては、平成 31 年度から認定された留学生認定者１名が在学となっている。令和２年度については、留学生に対する日本学生支援機構による「特別修学支援奨学金の申請」を行うなど、留学生への支援を行った。

学生の社会的活動については､令和元年度まで実施していた(令和元年 11 月 30 日実施)所沢市・所沢市社会福祉協議会・西武鉄道の協力を得て「駅ボランティア体験会」地域保育学科と文化表現学科の学生 84 名(令和元年度実績)が参加して、車椅子利用者や視聴覚障害の基本的なサポート方法について体験し知識を修得している。受講者には「駅ボランティア証」が西武鉄道より交付されていたが（備付-24)、令和２年度は新型コロナウイルス感染の影響により中止となった。また、「所沢市民フェスティバル」や「野老澤町造商店イベント（サンタをさがせ)」への学生派遣なども毎年継続して行っていたが、令和２年度に

ついては、新型コロナウイルス感染の影響もあり、中止となった。その他、地域から寄せられるボランティア募集については、学内に専用掲示板を設け学生に情報提供をしている。様々な課外活動に参加することで地域の人々と積極的に関わり将来に向けての幅広い経験を体得している。また、令和元年度から本学内に「地域連携センター」を開設し、外部からのボランティア依頼及び共同研究などの窓口業務を一本化し、外部からの依頼に効率的に対応していくことを進めている。また、平成 29 年度に本学と所沢市による「官学連携に関する基本協定」が締結され、地域社会の発展と人材育成のための取り組みを行ってきた。

地域保育学科では、学科の目的である「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得し、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者」を育成するために、社会的活動を重要な教育課程の一つとして位置づけている。具体的には「地域活動Ⅰ・Ⅱ」などで所沢市を中心とした近隣の区市町村の施設、児童館、特別支援学校等および行政が主催・後援する文化団体、商工業等における学生のボランティア活動であり、今後もさらに力を入れていく。

文化表現学科では、地域貢献活動及びボランティア活動について教育課程の中に取組んで実施していくことを基本とし、地域の団地自治会が運営する「グリーンポケット」と連携し市内の清掃活動を定期的に実施しているほか、各種団体などの求めに応じた取組を適宜実施し、地域・社会に貢献している。また、既存の教養教育科目やゼミ活動において地域志向の教育活動を展開しており、ゼミで所沢を舞台とする絵本の制作などを実施している。さらに、所沢商工会議所の要請に基づいて、学生が同会議所の会報誌の取材・執筆を担当している。

［区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
(2)　就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
(3)　就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
(4)　学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
(5)　進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-4 の現状＞

学生の就職支援のために、「キャリアセンター」を設置し、職員４名と、各学科より選出された教員８名で組織する「就職指導委員会」が、卒業後の学生の就職先が決まるように、就職ガイダンス、就職支援講座等の企画、運営を行っている。令和 2 年度もキャリアセンターが中心となり、就職指導委員会で就職に関する問題を審議しながら、就職に関する様々な就職支援を図った。

２階の短大事務室（教務課・学生課・実習指導センター）内にあり、学生が利用しやすい環境にある。資料閲覧場所には実習指導センターと共有して学生が使用できるパソコン２台、プリンター１台、テーブル７台、椅子 38 脚とコピー機１台（職員兼用）の機器備品等が備えている。求人票については、新着求人を１階掲示板に掲示するとともに、過去

３年分以上の「求人票ファイル」、「内定報告書」及び 1,500 園以上の「園別ファイル」を閲覧棚に収めてあり、常時閲覧できるようにしている。また、平成 30 年度より、求人票の電子化を実施し長期休業中などキャリアセンターに足を運ばずに、学生個人がスマートフォンで随時求人票を確認できるように学生サービスの向上を図っている。

本学学生の就職希望先は、文化表現学科は主に一般企業、幼児教育学科と地域保育学科は幼稚園・保育所・施設である。一般企業志望者には卒業年次前期に週１コマ、幼稚園・保育所・施設志望者には卒業年次前期に週１コマをそれぞれ「就職関連講座」として時間割に組み込み、自己分析・ビジネスマナー・履歴書の書き方・小論文・面接対策等を行っている（備付-28)。なお、就職関連講座では、就職支援を専門とする外部講師を招聘して支援を行っている。

平成 28 年度から文化表現学科では、在学生（１年生）に対し９月から始まる就職関連講座の周知と出席率の向上を図るため、７月に就職関連講座のオリエンテーションを行ってきた。その中で、夏休みの宿題として就職活動への動機づけを目的とした課題（企業研究等）を課していたが、令和２年度より単位化され、学科主催に変更となった。１年次に「キャリアスタディ」「キャリア形成基礎講座」の授業が開講され、キャリアセンターも授業内にて必要な支援を行なった。令和元年度より 12 月に実施している「合同企業説明会」「企業人事部模擬面接会」はキャリアセンターを中心に、学生が早期に希望職種の選択肢を絞り、企業説明会へ参加し、採用試験へと繋げるといった一連の就職活動をスムーズに進めていくことができるようにしていたが、令和２年度は対面ではなく Web による「合同企業説明会」に変更、「企業模擬面接会」は緊急事態宣言発令により中止とした。春季休業中には、一般常識試験対策として筆記試験対策集中講座を、また、公立保育士採用試験の志望者には、公務員採用試験の合格を目標に掲げ、専門の外部講師による講座を別途設けていたが、令和２年度は Web にて対応した。

こうした一般企業向けの就職関連講座、合同説明会などは、幼児教育学科、地域保育学科の一般企業への就職希望者も受けることができるよう配慮をしている。

幼児教育学科においては、「キャリアデザイン」という授業が令和元年度より１年次にて開講され、女性のキャリアデザインについて考える機会を増やしている。２年次の「就職関連講座」に引き継がれるよう、授業内容については担当教員とキャリアセンターが連携し、より就職活動がスムーズに進むよう取り組んでいる。

就職状況については、幼児教育学科・地域保育学科の学生は、資格を生かして幼稚園・認定こども園・保育園・施設に就職している。一般企業の事務、販売職等にも就職している（備付-32～34)。

地域保育学科では、企業向けの就職対策講座は文化表現学科の講座に参加できるようにしている。また、「地域保育基礎講座」「総合演習Ⅰ」においてキャリアを意識した講義内容を設けている。また、「地域保育基礎講座」「公務員試験対策講座」において公立保育士を目指す学生のサポートを行っている。

文化表現学科の学生は、一般企業に事務職・販売職などへ就職している。また、「卒業前研修」を内定者 15 名で実施し、今後求められる「社会人のマナー」について演習を中心に実施した。更に今年度から幼児教育学科・地域保育学科にも埼玉県「ＰＲ出前講座」と連携した形で「卒業前研修」を実施した。これらの就職状況については、各学科のクラスご

とに「就職先一覧表」を作成し、教員に配布している。また、就職関連講座の中で、就職先を順次学生にも伝えて就職意識の高揚を図っている。なお、就職活動を継続していたが未内定のまま卒業した学生に対しては、現在も全学科共通して就職支援を行っている。就職を希望する卒業生に対しても、求人票の紹介など就職支援を行っている。

進学、留学については、他大学から指定校などの「編入一覧」等を掲示し、希望者が出た際には個別指導を行い受験対策の支援を行っている。令和２年度の進学は、四大編入、専門学校、短大、留学に進んでいる。なお、キャリアセンターでは、幼児教育学科第二部の夜間部の希望する学生に対し、昼間の保育所や幼稚園でのアルバイトを紹介斡旋している。二部アルバイト学生のミスマッチや契約期間内の退職を防ぐため、入学予定者を対象（保護者含）に「アルバイト希望者説明会」を実施し事前の諸注意等の説明を行っている。

実習指導センターを始めとする関係部署とキャリアセンターの情報共有を図っている。在学生については、実習の中止や辞退をした学生に関する情報を実習指導センターから受け取り、就職活動のトラブルを未然に防ぐため、一人ひとりの学生の状況を把握したうえで円滑な就職活動に活かすよう努めている。令和２年度も実習期間中の就職活動の様々なルールの確認を、後期実習直前に実習教科担当と就職指導委員長・キャリアセンター・実習指導センターで協議し周知徹底し改善を図った。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

幼児教育学科では、科目間での内容の重複を防ぐことなど、専任教員間での連携は比較的スムーズにできたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染の影響で遠隔授業が主となったために、教員が学生の学習成果の獲得状況を適切に把握することに困難があった。

幼児教育学科では、今後もコンピュータ利用技術を授業や学生支援に、更に活用していく必要がある。そのため情報センターや情報機器操作、情報機器利用を担当する教員よりコンピュータ利用技術の説明を受け、専任・非常勤を問わず全教員が更に積極的にコンピュータ利用を行うことが課題である。

幼児教育学科では、依然として学習上の困難を抱える学生が一定数いるため、実習やピアノ等実技科目以外においても、習熟度別の学習支援対応策を講じる必要がある。また、実習指導における個別指導に関して、近年学生に関わる問題も増加していることから担当教員の負担が非常に大きくなっていることから、実習指導体制の改善に取り組んだ結果、実習業務の役割分担や学生の個別相談のありかたなど改善された点も多い。今後も実習指導体勢に更に改善の余地がある。

地域保育学科における保育者養成のための授業は、異なる授業であっても内容が重複していたり、逆に教授する内容が漏れたりする場合がある。学生が不利益を受けたり混乱したりすることのないよう授業担当者間での調整が望まれる。また、学科教員には学生が円滑に履修および卒業に至るよう一層の連携、情報の共有化等が必要とされる。学生に関して言えば、特に遠隔授業の際のコンピュータの利用に際して得手不得手等の個人差が認められるためその解消や、資格取得や将来の職業と直結する分野として、特に国語力、文章表現力を中心とした基礎学力の向上が求められる。地域保育学科学生の社会活動は地域の人々から概ね高い評価を得ているが、時々学生の姿勢や行動等についての問題が指摘されており、担当教員を中心に対応を行っている。

文化表現学科では、学生の自己成長の様子を学生、教員がともに認識し把握することが、次の成長につなげていくための要点であると認識しており、客観的な把握ツールの開発が必要である。また、コンピュータを利用した学生との双方向授業の導入など IT 利用の高度化を図る必要がある。学生が社会の要請に応じた資格・検定へ挑戦するための仕組みの構築や社会の要請に対応した教育の仕組みも検討すべき課題である。地域貢献活動などの社会活動を既存の教育活動の中で進めるには時間的制約などがあり、学科としては地域の要請に十分に応えられない状況であり、その解決策を考えていくことも重要である。また、地域貢献については地域の要請にこたえる形での地域貢献活動に限定せず、大学・学生側から能動的に発信する地域貢献活動を授業の中で取り入れていくことが課題である。

また、発達障害の学生が入学してきている現状もあり、こうした学生に対する学習支援は特別に対応していく必要があり、そのための体制を構築していくことも大きな課題である。

令和２年度に実施した新型コロナウイルス感染防止対策用の遠隔授業については、初めての経験であり、教育方法について学生から不満の声が出されたことも少なくない。また、対面教育が難しい実技科目では遠隔授業による教育効果を上げることは困難であり、対面授業を行わざるを得なかった。今後、このような非常時の事態に備える意味でも、遠隔授業の方法について非常勤の教員を含めたスキルの向上が課題である。

事務職員は、学生の学習成果の獲得に直接的、間接的に貢献しているが、より効果的な貢献方法はないか、例えば、ICT の活用や、学生にとってよりわかりやすい履修指導の方法、学生便覧の記載内容や学生からの相談への対応など常に検証することが重要である。令和２年度は新型コロナウイルス感染の影響で遠隔授業の形態が定着したが、事務職員の対応も対面に縛られない方法を検討していく必要が求められる。

図書館においては、更なる利用率向上が今後の課題である。その為に、学生の興味を引く企画展示を定期的に実施する。実習や課題向けの図書だけでなく、話題性・娯楽性のある図書も一緒に展示し学生の読書への関心も同時に高めていく。

平成 25 年度にタブレット端末利用の利便性を考え Wi-Fi のアクセスポイントを 25 か所設置することで、インターネットに接続できる環境整備を実施した。しかしながら、多くの学生が動画等見ると膨大な容量が必要となることから、現在学内 Wi-Fi は教職員にのみ開放し、学生へは開放していない。しかし、学生の学内 Wi-Fi 利用の要望が多く、さらにコロナ禍において教室での授業の密を避け、様々な授業形態に対応するためには、学内 Wi-Fi の学生への開放は必要である。今後は学生への学内 Wi-Fi の開放に向けて条件等検討する必要がある。

入学手続き者に対する情報提供は、合格時期によって対応に差が生じてしまうことは否めないが、遅い時期での合格者に対して行える効果的な方法を検討しなければならない。また、教務課では、オリエンテーション等において学生便覧に記載されている教科履修計画や卒業及び資格取得要件の履修・登録方法等について説明を行っており、学生にとって分かりやすい説明への努力・改善は行っているが、それでもなお学生によっては履修ミスによるトラブルが生じることがある。それを防ぐためにも今後の更なる改善が求められる。特に令和２年度入学生については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、通常の新入生オリエンテーションの実施が出来なかったので、在学生オリエンテーションや履修登

録時の相談時により詳しい説明資料などを作成し、学生が履修ミスなどのトラブルが生じないように対応していく必要がある。あわせて、学生便覧の表記の方法等についてもより分かりやすいものに改めていく必要がある。シラバスについては、毎年記載事項を含めた更新を行っているが、学生にとって適切に記述されているか検証する必要がある。

新型コロナウイルス感染の収束が見通せない中で、令和３年度の実習派遣に関して課題が残る。

地域保育学科施設実習（６月予定)、幼児教育学科施設実習（７月～９月予定）は、実習承諾状況を確認中であり、例年と異なり承諾数の不足が懸念される。不足の場合には早急に新たな実習先の確保が必要となる。また、実習派遣先の利用者の中には健康上の配慮が必要な方がいるため、学生の健康管理の徹底や PCR 検査実施等の検討が必要である。
教育実習、保育所実習、児童館実習においても、授業にて注意喚起し、現在学生が記録している「健康チェック表」「行動記録表」等を活用して、健康管理の徹底を図って行く。
前期保育所実習において、他校の実習生が新型コロナウイルス感染症陽性となったために実習園が閉鎖となり、本学の学生の実習が延期となる事例があった。他校の実習生は家族が感染の疑いがある中で実習を行ったことが原因であり、学生が実習に臨むことに関する理解の徹底、及び、実習直前に学生が PCR 検査を受けることの必要性を改めて認識した。

時間割の都合から、幼児教育学科第二部の補講時間の確保に苦慮している。仕事を終えてからの登校となる学生が多いことから、１日の授業コマ数を増やすことは出来ず、教育課程からの見直しが必要であったが令和元年度の新入生から新しい教育課程を導入し、わずかながらではあるが学年によっては空き時間を設定することができたため、今後どの程度の改善が図れるかを検証する必要がある。また、二部授業対応の教職員の配置や、学生への福利厚生の充実も課題である。

入学している学生の中に、経済的に厳しい家庭の学生が増えている。令和２年度から始まった「高等教育の修学支援新制度」について、掲示やメール等で奨学金等の申込みの案内をしているのだが、学生、特に保護者が周知されていない状況が伺える。この制度は授業料の減免（国からの補助）と給付奨学金（日本学生支援機構）となっており、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込まなければならないことを理解しておらず、対象者が応募していない状況である。そのため対象者へこの制度を理解させ申込みをさせることが課題である。

入学生の減少や経済的な理由でアルバイトをしなければならない学生が多くいるためなのか、クラブに入部する学生が減っている。さらに、クラブは登録しているが、活動はほとんど行っていないクラブが増えているためクラブ活動が活発に行われていない状況である。また、学園祭時に向けて短期間で行うクラブや、１人、または数人で活動するクラブもあり活動状況がさまざまになっており、かつての積極的に継続して活動するクラブがなくなってきている。また、学校行事への参加も消極的なっていることも課題である。

学生相談室の利用数が増加傾向にある。現在、１名のカウンセラーが週２日に支援を行っているが、年間 284 件。学生の相談が多い月は 53 名が利用している状況である。相談内容は学生生活について、将来のこと、友人のことなどが多い。限られた時間内で一人のカウンセラーで相談を受けることは厳しい状況ある。

障がい者受け入れのためのトイレ設備が、一か所のみとなっており、増設が求められる。

また、本学は５階建の施設であるが、エレベーターの設置が４階までであることも含めて、今後全学的に障がい者支援の物理的、また人的な支援の対策を早急に検討しなければならない。令和３年度からは障害学生修学支援委員会の発足と同時に規定の作成を行い、より具体的な障害学生支援の拡充を図ることとなった。

保育所の新園増設や保育業界の若手人材不足であるが、幼稚園・保育所・施設の訪問活動等ができず求人受領件数はやや減ってしまった。令和２年度は 1068 件（前年度 1,114 件）であった。学生の減少に伴い、求人先（特に幼稚園）からの要望数に応えられない場合の対応が引き続き課題である。また、幼稚園からの求人は増加しているにも関わらず、幼稚園教諭免許状の取得を辞退する学生、幼稚園を就職先に選ばない学生が増加している。学生に関する情報共有は改善されてきているが、内定後に滞納していた学費が未納のままとなり卒業が出来ない学生についての対応が、いまだ不十分の為、今後も企画財務部等関係部署との連携が重要である。

本学では実習中の就職活動は、実習を優先するため学生に禁止している。しかし、実習中に就職活動に関する問題が起きた場合、キャリアセンターと実習指導センターで統一した相談手順を明確にする必要があった。この問題について、平成 27 年度からキャリアセンターと実習指導センターが協議のうえ、学生が理解しやすい説明プリントを作り、実習の事前事後指導の授業や就職関連講座で配布し、周知徹底したため大幅に改善された。しかし、実習先においてそれぞれ受け入れ方が違うため、就職活動を承諾できない園があり、令和２年度においても引き続きの課題である。また、平成 29 年度から実習の時期がそれぞれの学科で変更になった事に伴い、実習期間中の就職活動の様々なルールについて後期実習直前に実習教科担当と協議し、学生に対して周知徹底し改善を図ったことで、令和 2 年度は大きなトラブルもなく終わった。なお、内定後の就職辞退者を減らすために、幼児教育学科及び地域保育学科の学生の就職活動のピーク時における実習中断及び辞退者（免許状や資格取得不能となった者）の情報収集については、引き続きの課題である。

企業からの求人受領件数については、近年インターネットでの求人が主流であることから減少し続けていたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で更に厳しくなった、（令和２年度 144 件・令和元年度 184 件）。今後もこれまでの実績企業と新規企業の開拓により、企業からの求人受領件数増を図る必要がある。また、文化表現学科の学生が希望する一般事務や医療事務、図書館司書などの求人件数が少ないことも課題である。文化表現学科には独りで行動ができない、人と話すことが苦手という性格で消極的な学生が比較的多い。また、卒業後の進路に迷いがあり就職に向かう意欲の低下も見受けられる。

求人先から「社会人としての一般常識やマナーを知らない」、「コミュニケーション能力が低下している」、といった指摘を受ける学生が全学科において増加している。これらの能力の向上が今後の課題といえる。また幼稚園や保育所からは、学生に対してピアノの演奏技術の向上が求められることが多い。そうした要求に応える実力を学生が身につけることが必要である。

キャリアセンターを２階短大事務室の奥の位置に移転したところ、利点として、学生が立ち寄りやすくなった、各事務担当との連絡がしやすくはなったという点が挙げられる。一方、入口付近からキャリアセンターが分かりにくいため、表記の仕方をさらに工夫し、分かりやすくする必要がある。

卒業時および卒業後アンケート調査の実施と結果の解析とセンター機能への反映について、アンケート結果を教授会にて共有し、授業等で活用する依頼を行った。今後は、どの授業で活用できたかを調査していきたい。また、卒業生アンケートの回答率が低いため、回答率を上げる対策が必要である。

平成 30 年度まで幼稚園・保育所・施設懇談会を食事形式で実施していたが、合同就職説明会に変更し「幼稚園・保育所、施設就職フェア」として令和元年度に実施したが、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大影響により、対面ではなく、Web による園紹介のみを 97 園の参加で行った。今後に関しては、学生に多くの園を認知してもらえるように、対面型フェアと Web によるフェアの開催を検討していきたい。また、参加園について、参加数や地域等、内容について検討していかなければならい。

幼児教育学科では、今後もコンピュータ利用技術を授業や学生支援に、更に活用していく必要がある。そのため情報センターや情報機器操作、情報機器利用を担当する教員よりコンピュータ利用技術の説明を受け、専任・非常勤を問わず全教員が更に積極的にコンピュータ利用を行うことが課題である。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

令和元年度から、成績優秀者（クラスごとに概ね２名）、成績向上者（クラスごとに概ね２名）、資格取得者、学内貢献者（学生リーダーなど）を表彰し、表彰状とともに賞品（重複しないように６種類を用意）を授与している。授与された学生は大変喜んでおり、勉学意欲の向上につながっている。なお、令和２年度の表彰者数は、前期 57 名後期 108 名であった。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

幼児教育学科では、学位授与の方針については、ホームページと共に学生便覧への掲載を行い、学生への周知徹底を進めた。新設教養科目の学習成果は、成績評価以外に実習へのサポートとなることを確認した。造形表現や音楽などの一部教科、及び実習研究の担当者同士の連絡会を実施して、授業の改善を図った。入学前の初心者向けピアノ講座のプログラムを改善し、実施した。また、入学前後の早い段階から、保育者の社会的要請への理解を深め、幼稚園教諭２種免許状と保育士資格の二つを取得することを目指すよう働きかけた。そして、コンピュータ利用に関して苦手意識のある教員に対しては、学内ＦＤ活動の技術指導を受けるよう促した。ただ行動計画に掲げた、進度の早い学生や優秀学生に対しての対応策については、未だ対応策が検討できていない。

地域保育学科では、学位授与の方針については、大学案内、学生便覧及びホームページ上に明示し周知を図っている。保育者としての資質向上を目指し、学習成果に対応できるよう各教科及び隣接教科間で授業内容を検討した。そして、入学者受け入れの方針を明確に示すとともに、入学後の試験別入学者の学生生活の様子や成績、学習意欲等について検

証を行った。入学前の課題については、基礎学力講座などを実施し、入学前教育の充実を図った。さらに、令和３年度入学の高校生に対しては Zoom を用いて相互的な関わりが持てる形での指導を行った。また、学位授与の方針に基づき、それぞれの学生に応じて将来を見据えたきめ細やかな指導支援に努めている。今後は、専任教員と非常勤講師の情報交換や指導内容の確認・調整を行う機会をより密に設けて、更なる向上を図っていく必要がある。また、３年次には「総合演習Ⅱ」をゼミナール形式で行い、基礎学力を含めた学生の総合的な学力向上を図っている。

文化表現学科では、前年度の課題として、整合性がとれていなかった三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）について改善することにしていたが、計画通り改善して各ポリシー間の整合性を担保、大学案内、学生便覧などで公表した。

入学前教育については、平成 29 年度に合計４回の入学前教育を本学において実施した。この場にボランティアとして在学生の参加も得ることもでき、当初の目標は達成した。ただし、４回に渡って本学キャンパスに入学予定者の参加を呼び掛けることについては、生徒の負担、特に地方生徒の経済的負担等が大きいため、平成 30 年度以降令和元年度までは、３回に渡って課題を送付し、提出物については添削指導を行ったほか、本学に来校してもらって入学前オリエンテーションを実施するという形をとった。令和２年度についても当初計画では過去３年間と同様の方式で実施する計画であったが、コロナ感染状況の悪化による国の非常事態宣言もあり、計画を変更して本学キャンパスでの入学前オリエンテーションは取り止めた。また、これに合わせて教材を一新して充実を図り、過去 3 回分相当以上の教材を冊子として入学予定者に自宅学習用として送付した。自宅学習用教材は新学期から始まる必修科目の「短大生基礎力学習」の時間を使ってチェックするとともに学習指導する。

また、地元の団地自治会が運営する「グリーンポケット」と連携し、ボランティアの授業を推進し、学生のキャリア意識の向上に努めた。次に、学科のカリキュラム・マップについては、教育課程の改編が遅れたこともあり、十分なものができていないのが現状である。令和２年度に新教育課程を運用するのに伴い、新課程に沿った、可視化を前提とするカリキュラム・マップを令和２年度に作成する。非常勤講師の出講希望日・時間等については、教務課と調整し滞りなく実施した。

文化表現学科では、新しい資格制度の導入や入学前教育の在り方などについ計画作りを進めていく。また、教育課程の改善を含め、時間的制約を受けないで活動できる地域活動、地域貢献、ボランティア活動を検討していく。また、ディプロマ・ポリシーに対応する成長の様子を学生、教員が認識・把握できるポートフォリオを作成し、速やかに運用していく。

また、発達障害の学生に対する学習支援については、まず具体的な対応マニュアルを作成し、併せて体制の正義を検討していく。

遠隔授業による授業方法のスキルアップについては、ＦＤや研修会への参加などによる各教員のスキルの向上を進めていく。

事務職員は、学生の学習成果の獲得に直接的、間接的に貢献しているが、より効果的な貢献方法はないか、例えば、ICT の活用や、学生にとってよりわかりやすい履修指導の方

法、学生便覧の記載内容や学生からの相談への対応など常に検証することが重要である。令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で遠隔授業の形態が定着したが、事務職員の対応も対面に縛られない方法を検討していく必要が求められる。

新型コロナウイルス感染に関する実習派遣の対応については、実習委員長、実習教科担当を中心に対応を検討し、必要な場合は実習委員会にて協議する。その結果については、各学科長、学長に諮って行く。短大事務部とも連携して、学校としての統一した見解を確認して臨んで行く。

今後、学生に PCR 検査を受けさせるかどうかは、前述した施設実習への派遣時の対応を考慮し、また、他の実習においても検査が必要かどうかを慎重に検討して行く。

平成 29 年度から卒業生の進路先の更なる情報収集のため、採用先及び卒業生を対象とした「卒業後のアンケート」を実施している。合わせて幼稚園、保育所、企業に勤務している卒業生と連絡を取り、就職活動や勤務先での仕事についての在学生向けの講話を依頼し、卒業生の参加を促している。この取り組みは主に在学生を対象にした「就職関連講座」内における「園長講演会」や「合同企業説明会」などにおいて行っている。また、アンケート結果をホームページにて公開したり、卒業生の回答率あげる対策として、①HP からの回答を募る、②ハガキにて QR コードでの回答にする、③現職保育者研修会での告知を実施する。結果や卒業生からの情報については、学生に情報を伝え就職活動に活かすようにする。今後も更なる改善点を見つけ継続検討事項としていく。

また、公立保育士受験者の参考となるよう、平成 27 年度から、当該年度に公立保育士となった卒業生による受験対策や、保育現場での仕事内容などについての講話を実施している。仕事内容を聞くことにより、公立保育士受験者の不安や悩みを解消し、現場の仕事内容などを理解して心置きなく受験に臨める体制を作っている。また、学生指導のありかたについては、担当者間で話し合いを行い、その結果を「就職関連講座」内の「就職活動体験発表会」「就職報告会」「先輩との座談会」などの形で実施していが、令和２年度は対面式講座開催が困難な為、「就職活動体験発表会」のみを個々に撮影したものを配信した。

保育現場からの意見、要望が多いピアノの演奏技術の向上については、平成 27 年度からは「就職関連講座」内で、平成 28 年度から「公立保育士試験対策講座」内において対策を行ってきた。主に、ピアノ教科担当者よる実技試験対策というテーマで、採用試験や保育現場におけるピアノ演奏の注意点などについてを講義形式にて実施している。また、就職内定が決まった後に、単位の取得不足や学費滞納等で卒業ができない学生が発覚することのないよう、教員間、関係部署間の連携を深めてきた。平成 27 年度からは、関係部署に早期の確認を促し、キャリアセンターからの学生への告知をさらに徹底させることに努めている。その他、文化表現学科の「就職関連講座」に関しては、令和２年度からは単位を付加する教科「キャリアスタディ」「キャリア形成基礎講座」になり、キャリアセンターは後方支援をしている。幼児教育学科、地域保育学科の実習時期における就職活動については、実習教科担当と実習指導センターとの連携をさらに密にし、実習先での就職を希望する学生の情報交換を行っている。加えて、平成 27 年度からは、事前に実習教科担当と「実習期間中の採用試験の取り扱い」について協議を行い、「就職関連講座」及び「公立保育士試験対策講座」内で学生に説明し、学生に十分な就職活動準備期間を保障できるよう、よりよい条件を整えている。また、幼稚園教諭２種免許状と保育士資格の両方の取得を今以上に

学生へ促し、幼稚園にも就職ができるよう「就職関連講座」内において「園長講演会」と題して、幼稚園園長からの講義及び説明を行っている。ピアノを苦手として、幼稚園就職を諦めてしまう学生も少なからずいるため、ピアノの演奏技術の向上についても積極的に進めていきたい。

平成 27 年度以降、実習指導センターから実習辞退者のリストや就職に影響する内容の実習園、施設の情報を入手し、今後の学生への就職斡旋の際の参考にしている。また、実習と就職について、実習指導センターとキャリアセンターとが情報を共有し、連絡や相談をさらに行いやすくするため、空間の共有を具体化していけるよう、関連部署に働きかけ、協議を重ねている。情報共有については、実習教科担当とともに実施が進んできている。空間の共有については、平成 30 年度にまずは実習センターが教務課・学生課と同じフロアへの移動を行った。令和元年度にキャリアセンターが短大事務室に移転し、学生サービスの向上を図っている。今後も各担当部署への働きかけと協議を続けていきたい。

図書館に関しては、平成 27 年度予算に文庫書架、及び紙芝居架を予算計上し書架の増設を行った。レファレンス・コーナーはレイアウトを変更し、より利用しやすい環境に整備をした。ＡＶ機器に関しては、平成 27 年度卒業記念品としてビデオ・DVD プレーヤー、ブルーレイプレーヤー、テレビのセットを２セット寄贈された。

学生が利用できるネットワークの負荷の問題が生じない学内 Wi-Fi を整備するには多くの費用がかかる。まずは、人が多く集まる部屋において数台の Wi-Fi 機器を設置し、ネットワークの負荷の調査を兼ねて、運用する予定である。

平成 27 年度から文化表現学科と幼児教育学科第二部のリマーケティング広告を実施した。また、オープンキャンパス時の学科説明を、保育系（幼児教育学科・地域保育学科）と文化表現学科を分けて実施していたが、合同で実施したことにより、本学全体に関心を広げることができた。その他広報のための幼児教育学科第二部用のポスターを作成した。

平成 28 年度より SNS 強化のため、ユーチューブ、インスタグラム、ツイッターを配信している。他に地方出身の新入生が安心して学生生活が過ごせる企画として、４月中旬に新入生・在学生懇談会（WELCOME TEA PARTY）を実施した。

平成 29 年度からは業者に依頼して SEO（検索エンジン最適化）対策を強化した。この他「学研奨学金導入」、「スマイルペーパー」（在学生の様子がわかる冊子）、「オープンキャンパススタッフ研修」、「kintone 導入」（クラウドサービス）、「秋高連携（伝承遊び、カタリバ）」、「保護者向けリーフレット」、「非入学者アンケート」を実施している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

幼児教育学科では、クラス指導教員が担任する学生の学習成果の獲得状況を適切に把握するための方策を学科会や作業部会で検討する。学習成果の獲得状況を把握するためには、専任教員間のみならず、非常勤講師が担当する科目も含めて連携・調整が必要である。今後更に非常勤講師との連携を図りつつ、学科内の作業部会で、担当科目内容の検討を行い、引き続き必要な調整を行っていく。

幼児教育学科では、コンピュータ利用に関して苦手意識のある教員に対して、技術の習得を促すため、引き続き学内ＦＤ活動の中でコンピュータ技術の指導を行うと共に、情報機器操作、利用に関する授業を担当する教員に、外部で実施される研修会や講習会への参

加を促す。

幼児教育学科では、「基礎演習 I・II」の授業内容を入学時に行う基礎的な学習支援の一つとして位置付け、その後の実習への準備の一環としていけるよう、学生の学習成果を見ながら更に改善を目指す。優秀学生と学習上の困難を抱える学生それぞれに各教科で積極的な学習支援対応策を実施できるようにするために、学科会等で検討を行う。

また、教科担当教員に過重負担となっている実習の個別指導に関して、担任等できるだけ多くの教員が関わることができるよう、引き続き人的環境の整備をする。

地域保育学科では、専任教員・非常勤教員も含めた授業の様子や実習・地域活動などの学外活動の状況を把握し、学位授与の方針や学習成果に対応できるよう各教科および隣接教科間における授業内容等について、見直しや調整を図り、効果的な授業展開できるように、そしてそれぞれの学生に応じてきめ細やかな指導支援ができるように努めていきたい。また、幅広く深い教養を培うとともに専門教育内容に密接に連携した教養教育科目の開設について検討し、学位授与の方針に基づき、それぞれの学生に応じて将来を見据えたきめ細やかな指導支援に努める。そして、受け入れ方針をより明確に示すことは、学生の入学後の勉学意欲向上につながり授業不適応を防ぐ意味でも必要なことである。入学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等において受験生に伝わるよう丁寧な説明を心がける。学科教員は学習成果の獲得に向け課題を認識している。そのため、地域活動Ⅰ、Ⅱや地域保育基礎講座などの複数教員が担当する科目については頻繁に問題点を話し合い授業内容の改善に努めている。さらに、顔を合わせる機会の少ない非常勤講師を含めた全教員での意思の疎通を図り調整や協力に努めたい。また、学科教員には学生が円滑に履修および卒業に至るようさらに連携、情報の共有化等が必要とされる。授業内容については、コンピュータについて必要とされる利用技術の向上を図る。そして、国語を中心とした課題への取り組みは勿論であるが、国語以外の一般的な分野についても基礎学力向上に向けての検討を始めたい。各教員は学習の成果をより確実にするため、教科としての専門性を重視しながらも基礎学力の向上をめざした授業内容の改善や見直しが必要である。なお、社会のニーズに応え社会貢献できる人材の育成というのは、地域保育学科の学位授与の方針に添ったものであり、成果の向上をめざし学生一人ひとりに対しきめ細やかな指導や助言を徹底する。

文化表現学科では新教育課程に対応した、教科ごとのアセスメントポリシーを明確にし、ルーブリックの作成を含め学習成果の具体的で公平な評価をする必要があり、そのための検討を組織的に行っていく。学科のカリキュラム・マップについては、教育課程の改編が遅れたこともあり、十分なものができていないのが現状である。令和２年度に新教育課程を運用するのに伴い、新課程に沿った、可視化を前提とするカリキュラム・マップを令和２年度に作成する。また、新しい資格制度の導入や入学前教育の在り方などについ計画作りを進めていく。今後は教育課程の改善を含め、時間的制約を受けないで活動できる地域活動、地域貢献、ボランティア活動を検討していく。また、卒業認定・学位授与の方針に対応する成長の様子を学生、教員が認識・把握できるポートフォリオを作成し、速やかに運用していく。

短大事務部に関しては、事務職員の学生の学習成果への効果的な貢献についての検証は毎年度行い、それを次年度以降の改善に繋げていく必要がある。令和元年度からは、退学

者防止のために転学科制度を取り入れ、令和２年度においても本制度を活用して転学科を行った学生が３名いた。令和元年度の転学科生の１名が転学科先の学科の総代として卒業しており、本制度は学習成果の獲得に大きく寄与していると考えられる。また、幼児教育学科、地域保育学科は平成 30 年度より新カリキュラムとなり、また、文化表現学科も令和２年度より新しく観光実務士資格課程を設置した。そのため履修登録ミスなどのトラブルを未然に防ぐために、新旧カリキュラム対照表を作成するなどし教職員で情報を共有し学生への支援を行っている。あわせて部署単位でその業務内容の検証と改善は常に行われている。しかしながら、学生のレベルもその年々で変化し、その効果を測ることは極めて困難なことではあるが、今後も PDCA サイクルを回していく。

図書館においては、幼児教育学科・地域保育学科は実習の時期やその内容に合わせて展示する図書のテーマを考えていく。年齢に合わせた読み聞かせ絵本の展示は今年も好評で貸出し数も多かった為、来年度は更に内容を充実させて実施していく。合わせて季節を意識した展示も実施し、展示方法もポップ等を効果的に使い学生の目を引く展示を行う。文化表現学科の学生は現代小説を好んで利用しているので、ジャンル別で小説の展示も検討している。引き続き図書館ホームページでも情報を迅速に公開し、学生に周知していく。

「高等教育の修学支援新制度」の対象者へ、この制度を理解させ申込みをさせるためには、保護者に分かりやすい内容の案内をすることが大切である。まずは保護者宛に企画財務部が送付する授業料納付書にこの制度や奨学金についての案内文を同封し理解させ対象者に期日までに申し込みを行っていきたいと考えている。また、入学式、オリエンテーション（新入生・在学生）時に案内を行いすべての対象者に申し込んでもらいたい。

学生課における活動、改善計画として、学生のクラブ活動のサポートについて、本学は学生同士だけでは継続して活動することは難しいため、定期的に活動を行えるように、顧問（教員）が一緒に目標を持って活動することで本学の学生は、クラブ活動に参加するのではないかと考える。行事についても日頃より参加意欲を高めることが大切であるため、どのようにして参加意欲を高めて行事に参加するのかを検討していく。

学生相談室については、学生サービスとして、できることならカウンセラーを１名増加が望ましが、経費の問題があるため増やすことは難しい。現状として、指導教員、ゼミ教員などが、学生が身近に話しやすい、相談しやすいように、声掛けをしていくことが大切ではないか。学生も相談する相手を選ぶと思うがまずは身近な人と話すことで相談に乗ることができ、コミュニケーションを図ることができるのではないかと考える。

就職支援に関しては、収集した情報を就職指導委員会にフィードバックしていくが、今後の学習成果の点検に寄与できる形態についても協議を行い検討していく。また、「合同企業説明会」や「就職関連講座」に含まれている「職種研究会」や「園長講演会」等において、それぞれの職場で活躍している卒業生からの体験談を聞く機会を現在より更に増やし、学生の就職への意欲向上に努めていく。そのためには、幼稚園、保育所、企業に勤務している卒業生と連絡を取り、在学生を対象とした「園長講演会」や「合同企業説明会」において、就職活動や勤務先の仕事内容に関する講話を依頼していく。また、令和３年度の公立保育士受験者の参考となるよう、時期を早め「公立保育士ガイダンス」を行い「ＯＧ報告会」では、卒業後数年間私立保育園を経験し、公立保育士に合格した卒業生などに実体験の「公立と私立の違い」等を話してもらうなど受験生・合格者を増やす取り組みを行っ

ていく。また、文化表現学科の学生の就職意欲向上のためには、今後更に学科との連携を深め、ゼミ指導の先生方にも就職について直接学生指導にあたる機会をもつことを依頼していく。合わせて、学生が就きたい職種の採用選考に必要となる基礎的な実務（履歴書の作成や、面接の準備、小論文など）ができるように支援する。そのためにも、先ず「就職関連講座」への出席率を更に上げる努力をする。また、文化表現学科については、在学中に取得できる資格を活かせる職種になかなか就けないという課題にできる限り対応するため求人の開拓を行う。学生の就職斡旋に関して、授業の出席状況、単位の取得状況、実習中の状況、学費の納付状況、等の卒業要件に係る情報を関係部署と連携を図り更に共有できるようにしていく。

就職に関連して、保育現場からの意見、要望が多いピアノ技術の向上については、今後学科や教科担当教員間で検討し対応する。あわせて、言葉づかい、身だしなみ、礼儀作法、来客応対、電話応対といった社会人としてのマナーの習得や、相手の話をよく聞き、自分の意見を述べることができるといったコミュニケーション能力の向上を目指し、令和３年度「就職関連講座」の更なる充実を図る。しかし、こうしたマナーやコミュニケーション能力は、容易に身につくものではないので、各学科の授業内において学生へ指導を行うよう、働きかけることも行っていきたい。また、主に就職が内定している学生を対象に、新社会人として求められる心構えや基本的なマナーを習得させる「卒業前研修」の実施を全学科対象で実施を検討していく。また、企業及び公立保育園の採用選考では、二次選考の面接に進むためにまず、第一次選考の筆記試験に合格しなければならない。そのため、学生の基礎学力と文章力の向上を図る。令和３年度の「卒業前研修」は全学科で開催検討中、今後は実施時期や内容を検討し学生への周知を徹底していく。

課題に即した学生への指導のあり方を担当者間で話し合い、その結果を令和３年度の「就職関連講座」に反映させる。また、キャリアセンターが把握した課題と、その解決に必要と考えられる指導について、令和３年度は就職関連講座のみでなく、関係部署や学科にも伝えていく。保育現場からの意見、要望が多いピアノの演奏技術の向上については、今後も数年をかけて学科や教科担当教員間で検討し、対応することを働きかけていく。また、令和元年度は就職内定が決まった後に、取得単位数の不足や学費滞納等で卒業ができない学生が発覚することのないよう、令和３年度も関係部署に早期の確認を促し、キャリアセンターから学生への告知を更に徹底させることに努める。

令和３年度も幼児教育学科、地域保育学科の実習時期における就職活動については、実習教科担当者と実習指導センターとの連携を密にし、実習先での就職を希望する学生の情報を交換する。また、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を取得するよう学生を指導するとともに、幼稚園、認定こども園にも就職活動ができるよう実習指導センターとキャリアセンターとが情報を共有し、連絡や相談を行いやすくしていけるよう協議を重ねる。文化表現学科の学生に関しては、希望する職種の採用に必要な基礎的実務の力をつけるためには就職関連講座のみでは困難であることから、令和３年度も引き続き学科の授業内での指導を求めていく。全学科学生の「就職関連講座」出席率の更なる向上をめざし、講座への出席を促す手段について各学科と連携しつつ検討する。

卒業時および卒業後アンケート調査の実施について、結果の解析をセンター機能へ反映するため、アンケート結果を教授会にて共有し授業等で活用する依頼を行った。今後は、

どの授業で活用できたかを調査していきたい。卒業生アンケートについて、学内で実施している現職保育者研修会での告知を実施した。結果について来年度以降報告し、更なる改善点を見つけ継続検討事項としていく。

特に近隣企業からの求人増加の対策について、秋草というと保育というイメージが強い企業が多かったため、企業との交流会へ積極的に参加し、求人確保に努めていく。

公立保育園等合格者増加対策について、令和元年度は公立講座オリエンテーション実施時期を早め、早期意識づけに取り組んだ。今後は対策講座参加者と受験者、合格者を増やしていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

＜根拠資料＞

備付資料　37　秋草学園短期大学紀要第 34 号
備付資料　38　秋草学園短期大学紀要第 35 号
備付資料　39　秋草学園短期大学紀要第 36 号
備付資料　40　平成 31 年度教務ガイドブック
備付資料　41　ＦＤ活動記録【平成 29 年度】
備付資料　42　ＦＤ活動記録【平成 30 年度】
備付資料　43　ＦＤ活動記録【令和元年度】
備付資料　44　秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範
備付資料　45　秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する不正使用防止計画
備付資料　46　倫理遵守の誓約書
備付資料　47　ＳＤ研修報告書・職場内研修報告書【平成 29 年度】
備付資料　48　ＳＤ研修報告書・職場内研修報告書【平成 30 年度】
備付資料　49　ＳＤ研修報告書・職場内研修報告書【令和元年度】
備付資料-規程集
備付資料　12　秋草学園短期大学任期付教員任用規程
備付資料　13　秋草学園短期大学教員の採用・昇任に関する資格基準
備付資料　14　秋草学園短期大学教員の採用に関する資格内規
備付資料　15　秋草学園短期大学教員の昇任に関する資格内規
備付資料　16　秋草学園短期大学個人研究費規程
備付資料　17　秋草学園短期大学教員の研究旅費に関する内規
備付資料　18　秋草学園短期大学奨励研究及び奨励研究費に関する内規
備付資料　19　秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程
備付資料　20　秋草学園短期大学公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規
備付資料　21　秋草学園短期大学「人を対象とする研究倫理」規程
備付資料　22　秋草学園短期大学研究倫理審査委員会規程
備付資料　23　学校法人秋草学園就業規則
備付資料　24　学校法人秋草学園職員研修実施細則
備付資料　25　秋草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会内規
備付資料　26　学校法人秋草学園事務職員ＳＤ研修規程
備付資料　27　学校法人秋草学園事務職員自己啓発の研修補助取扱細則
備付資料　28　学校法人秋草学園個人情報保護基本方針
備付資料　29　学校法人秋草学園個人情報の保護に関する規程
備付資料　30　学校法人秋草学園個人番号及び特定個人情報取扱内規
備付資料　31　秋草学園短期大学情報セキュリティポリシー

［区分　基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。

(2)　短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

(3)　専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。

(4)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

(5)　非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。

(6)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

(7)　教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学には、幼児教育学科（第一部・第二部）、文化表現学科及び地域保育学科が設置され、専任教員はそれぞれに所属して教員組織を構成している。各学科は、教務委員会等各種委員会に教員を所属させるとともに、定期的に開催される学科会等を通じて入試業務、オープンキャンパスの分担やクラス運営及び学生に関する情報の交換などを行い、責任をもって学科の運営にあたっている。

短期大学全体及び各学科の専任教員については、短期大学設置基準の定める教員数を充足している。

専任教員の職位は、学位、経歴、研究業績等に基づいており、それは短期大学設置基準の規定を充足している。

各学科は、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。主要な教科は専任教員が担当するよう採用等に当たり配慮している。補助教員は、調理実習や情報機器演習の教科に配置され、授業時間内だけでなくそれ以外の時間においても学生からの質問等の対応に当たっている。

教員の構成、配置は、短期大学設置基準に基づいた学内関連規程や教育課程に照らし、充実した教育環境を整備できるよう十分に配慮して、計画性をもって実行している。

教員の任用については、専任・非常勤、公募・学内推薦の別なく、任用委員会、教員資格審査委員会、教授会、理事会等の審議を経たうえで採用を決定している。新規教員の採用については、平成 22 年度から導入された任期付教員任用制度（任期３年）（備付-規程集 12）により行われた。教員の昇任（備付-規程集 13）についても、同様の手続きを経て実施されている。

なお、教員資格審査については、客観性・公平性を確保するという趣旨から、相当期間の検討を経て策定した審査内規（備付-規程集 14～15）に基づいて行われている。

［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

（1）　専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

（2）　専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。

（3）　専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

（4）　専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

（5）　専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

（6）　専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

（7）　専任教員が研究を行う研究室を整備している。

（8）　専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

（9）　専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

（10）　FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

（11）　専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-2 の現状＞

幼児教育学科の教員は、それぞれの専門分野に即した学会や団体に所属し、各自研究成果の論文発表や作品制作、演奏などを行っており、その成果を学生指導に役立てている。また教育課程に基づいた研究テーマを持って、研究と教育が一貫したものとなるよう工夫している教員も多い。しかし研究成果の多寡には教員間の格差があるため、更なる研究活動を促すために、学科会等を通じて学会誌や研究紀要への投稿や著書の執筆等を積極的に行うよう促している。

尚、各教員の研究成果は、教育情報公開の一環として本学ホームページ上や、国立情報学研究所のデータベース CiNii に登録して公開されている。

地域保育学科の専任教員は、本学を始め所属学会・団体においての紀要や学会誌への執筆や作品制作、演奏等の研究発表を通じ大きな成果を上げている。その成果は学生教育にも高く反映されている。研究活動の公開については、毎年の本学「紀要」（備付-37～39）に研究業績一覧を掲載している。また専任教員については教育研究業績、社会活動などデータ化し一部は本学ホームページに公開している。

文化表現学科の教員は、それぞれの専門領域で学会や研究会等に所属し、講演や研究発表を行うとともに、本学の「紀要」その他の学術雑誌に研究成果を発表している。各教員の担当教科はそれぞれの専門領域と整合しており、研究成果は本学科の教育指導に活かされている。各教員の研究成果は、教育情報の一つとして本学ホームページに公開しているほか、国立情報学研究所のデータベース「CiNii」に登録し、広く公開している。また、令和元年度までは実績のなかった科学技術研究費（科研費）の助成事業に関し教員 1 名の研究が採択された。

科学研究費補助金等の外部研究費獲得に関して、科学研究費については、令和３年度の申請において研究代表者として３名、研究分担者として３名の教員が申請を行った。

専任教員の研究活動に関する規程については、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」（文部科学省）に基づき、「秋草学園短期大学個人研究費規程」、「秋草学園短期大学教員の研究旅費に関する内規」「秋草学園短期大学奨励研究及び奨励研究費に関する内規」、「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「秋草学園短期大学公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」（備付-規程集 16～20）、「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範」（備付-44）及び、「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する不正使用防止計画」（備付-45）が整備されている。また、専任教員の研究倫理遵守のため、年に１回コンプライアンス教育を行うとともに、全ての教員から倫理遵守の誓約書（備付-46）の提出を求めている。平成 30 年度からは、研究倫理審査委員会を設置し、研究を行う際にその内容が人を対象とする研究に該当する場合には委員会にその研究についての倫理審査の申請を行い、承認を得てから研究に入る仕組みが確立した（備付-規程集 21～22）。

教員の研究成果を発表する機会として年１回「秋草学園短期大学　紀要」を発行している。令和２年度は専任教員、非常勤講師を合わせて 27 点の投稿があり、そのうち 21 点（論文 14 点、研究ノート 4 点、調査報告 2 点、資料 1 点）が「紀要 37 号」に掲載されている。また、紀要の原稿は全て国立情報学研究所の CiNii に登録して広く公開している。

専任教員が自身の研究に集中して取組めるよう専任教員全員に対して各自１室、約 20 ㎡の研究室が与えられ、相応の設備が整備されている。研究室は１号館２階に７部屋、３階に４部屋、２号館２階に 24 部屋計 35 部屋あるが令和３年３月末日現在では４部屋空室がある。

本学では就業規則（備付-規程集 23）で「職員は、人格を高め、知識、技能を向上するためたえず研修に努めなければならない。」と定めている。これを受けて、教員の研究日を確保するため「学校法人秋草学園職員研修実施細則」（備付-規程集 24）を定め、「教員にあっては週１日の自宅研修日を取ることができる」としている。また、学園の承諾を得て、教学運営に支障がなく一定の期間内の研修を行うことができるものとし、日本学術会議登録の学術研究団体及びこれに準ずる団体の研究会に参加、出席するための研修は原則７日以内、さらに、研究のための資料収集及び学術調査を目的とする研修は原則年間計 20 日以内で行うことができることとしている。国内・外の区別、制約はない。今年度はコロナ禍により、所属学会への出席や発表についても、研究出張許可願や研究出張報告書から、教員の研修が十分には行えていない状況ではないかと思われる。

また、所属学会への出席や発表についても、研究出張許可願や研究出張報告書から、個人差はあるが、概ね積極的に取り組んでいるものと判断できる。なお、留学、海外派遣に関する規程は特段定めていない。

ＦＤ推進委員会は、「秋草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会内規」（備付-規程集 25）に基づきＦＤ活動の支援を行っている。本年度はＦＤ研修会が次のように開催され、休職者を除く全ての専任教員が参加した。

第１回：８月５日「前期の遠隔授業から見えた後期の遠隔授業への取り組みについて」

野中文化表現学科長・塩崎准教授・長谷川准教授により、コロナ禍に対応した遠隔授業

の実例が発表され、今後必要とされる対応や改善点について討論が行われた。
第 2 回：10 月 21 日「淑徳大学における IR～教学改善に向けて～」
淑徳大学 IR 推進室長・中西規之氏による IR 活用の意義と成果についての講演。
第 3 回：２月３日「ハラスメント（パワハラ・アカハラ・セクハラ）防止について」
野中文化表現学科長による、本学のハラスメント規定についての説明、及び具体的内容と相談の受け入れ態勢についての講演。
第 4 回：２月 24 日「障がいのある学生支援の関する指針について」
野中文化表現学科長による、障がいのある学生の学習支援のための規定と体制整備の必要性についての講演。令和３年度早々に規定を整備し、委員会を立ち上げ、ガイドラインを策定することが合意された。
大学コンソーシアム京都が主催する第 26 回 FD フォーラム「あらためて大学とは何か～コロナ禍を超えて新しい時代へ～」がオンライン開催され、中村 FD 委員長が参加した。
昨年から専任教員全員が作成することとなった、ティーチングポートフォリオは、必要に応じて、各自が改訂を行っている。また、令和 3 年度から、専任教員全員が担当科目においてルーブリック評価を実施することとなり、各教員がそれぞれルーブリック評価表を作成することとなった。

［区分　基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。］

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1)　事務組織の責任体制が明確である。
(2)　事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
(3)　事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
(4)　事務関係諸規程を整備している。
(5)　事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
(6)　防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
(7)　SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
　① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
(8)　日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
(9)　事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-3 の現状＞

本学における事務組織及び所管事務は、本報告書３ページの資料に示すとおりであり、平成 25 年４月１日より短期大学事務部の実習指導センター事務室及びキャリアセンター事務室を独立組織に編成替えし、業務分担の見直しを図った。また、平成 27 年 12 月に新たにＩＲ推進室を設置し、平成 28 年度から運営している。更に、平成 30 年度には地域連携センターを設置し、令和元年度より本格的に運営を始めている。現在の専任の事務職員の総数は 29 名で、事務局長の下に総務部（４名）、企画財務部（４名）、短大事務部（15 名）、入試広報室（４名）、エクステンションセンター事務室（１名）の５部門をもって構

成されている。事務室は、建物の床面積の制約上１階と２階の二層構造となっていたが、平成 30 年度より事務室のワンフロアー化計画を推進して１階の実習指導センター事務室を２階の短期大学事務室内に移動し、令和元年度は短期大学事務室のレイアウト変更を行いキャリアセンター事務室も２階に移動した。これにより、短期大学事務部の図書館事務室及び情報センター事務室を除く全ての部署がワンフロアーで業務を行う体制が整った。その中で事務職員は各部課長の指揮監督のもと事務処理等を行っており事務組織の責任体制は明確となっている。

専任事務職員は、「学校法人秋草学園事務職員ＳＤ研修規程」（備付-規程集 26）に基づき、専門的な職能を習得するよう各部署で職場内研修を実施し、また、専門性に応じた定期的な外部研修等にも毎年積極的に参加するなど、常に専門的な職能向上に努めており、嘱託事務職員もこれらの研修会に参加している。その一例として、日本私立短期大学協会及び外部団体主催の研修会に毎年多くの職員が参加し、学生支援及び担当事務業務の改善・向上に努めている。しかし、残念ながら令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため予定していた全ての研修会の開催が中止となった。

事務関係諸規程は、規程集として整備し、事務室及び関係部署に備え付けるともに学内 LAN により閲覧できるようになっている。

事務部署は事務室、情報機器、備品等を整備している。事務室では、情報ネットワークが整備され、令和元年度に職員のほぼ全員のＰＣの入替えを行った。また、学生の学籍管理、成績処理等のために情報システムが整備されている。その他プリンターやコピー機など必要な事務機器が整備されている。

防災対策としては、防災計画、自衛消防隊編成表及び任務分担表を作成し、全教職員に周知するとともに、「消防防災マップ」を常時掲示し、災害時の避難場所の周知を図っている。さらに、毎年５月に全教職員・全学生を対象とした、所轄署による「消防避難訓練」を実施し指導を受けているが、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

情報セキュリティ対策としては、「個人情報保護基本方針」、「個人情報の保護に関する規程」、「個人番号及び特定個人情報取扱内規」（備付-規程集 28～30）等で組織的に対応している。平成 29 年度には、情報セキュリティ検討委員会を立ち上げて「秋草学園短期大学情報セキュリティポリシー」（備付-規程集 31）を作成している。また、現状の情報把握とコンピュータのウィルス感染、不正アクセス等の脅威に対しては、外部の情報セキュリティ専門業者を招いて研修会を行っている。平成 30 年度には標的型メール攻撃訓練を実施して不審なメール等によるサイバー攻撃への防衛力アップと情報セキュリティ意識を高めている。

事務職員のＳＤ活動を担当するＳＤ研修委員会の運営については、平成 26 年度から隔月に委員会を開催し、各部署で作成した年次計画表に基づく実行状況や進捗状況等について確認・検討を行っている。各部署の実施状況等については課題があるものの、概ね計画どおり実行できている（備付-47～49）。学生支援の職務を充実させるＳＤ活動は、数年前までは組織的に行われることはなかった。研修会参加者によって研修会等の成果が公表されることで職員の資質、職務能力の向上が期待されるが、一堂に会しての報告会等は行われてこなかった。しかし、平成 25 年４月ＳＤ研修に関する規程が施行されたことにより、

平成 26 年度からは基本的に部・課単位で研修計画が立案、実施され、指定された様式による報告書が提出されることとなった。その内容は、学外で開催された研修会への参加報告、各部課で独自に行う研修や、パソコン研修などである。令和元年度は８月に短大、系列の高校、及び専門学校の事務職員も参加して、管理職職員は外部講師によるハラスメントに関するＳＤ研修を、その他の職員は「学園のＰＲ」をテーマとしたグループワークのＳＤ研修を行い、事務職員としての資質や能力向上、お互いの理解を深めるための意見交換等を行った。令和２年度は、９月に埼玉県私立短期大学協会研修会課題「新型コロナウイルス感染拡大防止を前提とした現状と課題・取り組」について、教職員全員参加し６分科会に分かれて意見交換等を行った。11 月には朝礼等の会議休止の対策として、情報の発信、共有、スケジュール管理等を目的としたグループウェア J-MOTTO の研修を行い、業務の効率化を図ることができた。

「学校法人秋草学園事務職員ＳＤ研修規程」では、自己啓発のための研修についても規定（備付-規程集 27）され、研修結果の報告、課程の修了または資格の取得等を条件として、学園が研修経費の一部を補助することになっている。この件については、前年度に続き令和元年度も一部の職員が通信講座を受講し資格取得等の実績を挙げているが、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で実績はなかった。また、これまで自己啓発は一部経費が補助対象であったが、学園が要望する資格取得に対しては、全額補助することに規程を変更している。このようなＳＤ活動を通して職務の充実を図り、直接的、間接的に学生支援や教育活動の支援を強化している。

事務局各部署の部課長会議は隔月に、朝礼は週１回召集して行っている。これらにおいて業務の見直しや事務処理の改善とまではいかないが、共通認識、情報共有を得ることにより、部署間の業務を円滑に進めることができている。令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため週１回の朝礼は休止したが、部課長会議は適宜開催し、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、学生対応にあたった。

教務課事務職員は、Web を利用した履修登録の指導・相談や毎年１月に実施する卒業年次生以外の学生へのガイダンスにおいて、新年度の履修計画に関する相談やその他の学生相談等に応じて学習成果を向上させるために努力している。また、短大事務部の各部署は、一層の学生の満足度向上のため、それぞれの関係部署と連携するとともに教員組織の各種委員会とも連携している。短大事務部の関係部署の課長等が各種委員会の構成メンバーとなり、積極的に委員会の運営に関わっている。

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教職員の就業に関する諸規程を整備している。

(2)　教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

(3)　教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分　基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業に関する諸規程は整備されており、法律等の改正に併せ適宜改正し、監督

官庁への届出を行っている。教職員への周知のため、諸規程を規程集としてファイルし、事務室に備え付けるとともに、学内 LAN での検索により誰でも閲覧できるようにしている。休暇、給与等は、これらの規程に基づいて適正に処理されている。

教職員の勤務時間の管理はＩＣカードで行われ、各自出勤時、退勤時にカードリーダーを読み込ませて記録している。緊急時は人事課への電話連絡等で対応している。教職員の勤務時間は、原則、第一部学生対応としては８時 40 分始業、17 時終業とし、第５時限の授業や学生支援のための事務対応は、職務内容に応じて勤務時間をシフトして行っている。第二部学生への授業と事務対応については、14 時始業、21 時 20 分終業とし、学生対応を行っている。令和２年度については、新型コロナウイルス感染予防のため、遠隔授業実施中の教員は原則出勤日を２日として、オンライン等で授業を行った。また職員については、公共交通機関を使用している場合、出勤日数・労働時間を考慮し、早出早帰り等のシフト勤務やテレワーク日を設けて感染予防対策を行った。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

幼児教育学科では、近年校務が更に多くなり、教員の研究の進捗がままならない時期もある。特に令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、初めての遠隔授業への取り組み等に時間が割かれ、研究に向かう時間が全体に不足する状況だった。今後積極的な研究活動を促すために、校務の負担が一部の教員に偏らないよう配慮した環境整備が必要である。

地域保育学科では、令和２年度は各教員とも新型コロナウイルス感染拡大の影響で、遠隔授業の対応に多くの時間が割かれたが、そのことで教授方法に関する見直しを図ることができた面もあった。一方で、このような状況に適応しやすい教員としづらい教員で業務量の負担さが顕著になったのは課題である。

文化表現学科では令和２年度に、教員１名の研究が科学研究費助成金の対象研究として採択を受けたが、今後さらに科学研究費補助金の獲得、外部補助金の獲得を目指し、その成果の社会への公表・還元を行っていく必要がある。

紀要図書委員会では、紀要の質の確保及び研究成果の地域・社会への還元をどのように進めていくかが大きな課題である。

教員の研究活動における外部資金の獲得について、教員の研究活動に関しては、令和２年度の外部資金の獲得として、科学研究費は３名が申請し２名の教員が採択された。また、研究分担者としては更に３名が科学研究費を獲得した。令和元年度の科学研究費の採択は無かったがその取り組みが令和２年度の採択に繋がっていると考えられる。高等教育機関に所属している立場からも、専任教員にはより一層の研究活動と、競争的資金の獲得のための挑戦をしていくことが求められる。令和２年度同様に今後も引き続きの科学研究費の採択に繋げられるよう、事務局としても支援を行っていく。また、学内規程の運用上で「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」との乖離等がないか自己点検を行う必要があり、またコンプライアンス教育がどの程度浸透しているかを検証することも必要である。

事務局の業務が縦割りにならないように部署間の情報共有と職員間の協働体制、相互に業務の助け合いができる環境づくりをする。また、各部署業務の効率と業務のマニュアル

化を進め、テレワークで業務を行える環境設備を整えていくことも必要である。

ＳＤ研修については、開催頻度や内容について検討の余地があり、職員からの意見や要望を取り入れていく必要がある。研修結果がその後の業務にどのように反映されているかの検証もされていない。また、自己啓発のための研修活動が活発ではないため、推奨していかなければならない。

研修日の取得については、個々の教員の役職や校務分掌、研究状況により差異が生じることはやむを得ないと考える。授業日数確保のための休日授業実施や学校行事等により休日勤務をした教職員については、休日の振替を行い、健康上過度に負担にならないよう配慮している。校務の都合から休日振替ができなかったということがないように注視する必要がある。あわせて、教員が研究を行うために十分な時間を確保することについて、今後も配慮していく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

＜根拠資料＞

備付資料　50　自衛消防隊編成及び任務分担表
備付資料　51　火災予防のための組織表
備付資料　52　防災用品取扱マニュアル
備付資料−規程集
備付資料　32　秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規
備付資料　33　学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程
備付資料　34　学校法人秋草学園施設貸与規程
備付資料　35　秋草学園短期大学図書館管理運営規程
備付資料　36　秋草学園短期大学図書館利用細則
備付資料　37　学校法人秋草学園危機管理規程

［区分　基準Ⅲ-B-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(2)　適切な面積の運動場を有している。
(3)　校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(4)　校地と校舎は障がい者に対応している。
(5)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

(6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
(7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
(10) 適切な面積の体育館を有している。

＜区分　基準Ⅲ-B-1 の現状＞

校地面積は設置基準面積 8,000 ㎡に対し 9,243 ㎡、運動場用地は 1,980 ㎡あり短期大学設置基準を充足している。校舎面積については 11,629 ㎡を確保（基準 6,250 ㎡）している。授業用の機器備品については、4 つのパソコン教室（124 台）、16 のプロジェクター設置教室に配置している。視聴覚教室、図画工作室、表現演習室、音楽室２、ピアノ室 45、電子ピアノ室１（48 台）、調理実習室、保育演習室、茶道室があり、講義、演習、実習を行う施設設備は充分に確保できている。ただ、障がい者対応としては平成 22 年度に多目的トイレ、平成 23 年度に車椅子用リフトを１号館入口に設置したが、エレベーターは４階までのため、５階へは人手が必要となる。

平成 30 年３月改革総合支援事業採択に伴い 508・509 教室周辺では電子黒板接続のパソコンが２台あり、かつインターネット通信は可能となっている。校内照明 LED 化も２階を残し終了している。

本学の図書館の面積は 655 ㎡で、図書の収納能力は 62,000 冊である。また、本学の在籍学生数は 653 人（令和３年５月１日現在）に対して、館内の閲覧席数 109 席を確保している。

令和２年度の図書予算は 3,000,000 円、新聞雑誌費が 1,176,000 円であった。図書館は大学の知的基盤であり、情報の基点という認識をもって予算を充実させている。図書の選定については多くの希望に応えるとともに、適正に行われることが求められている。本学では、各学科から教科に関連する図書や専門分野に関する図書の希望を募り、図書館で所蔵図書との重複やバランスを検討しながら購入している。また、本学の図書館機能として、社会人になるために必要な教養（社会人基礎力）や即戦力を育成するための基礎知識・技術に関する情報提供に重点を置いている。幼児教育・保育系学科の学生利用に応えるため、実習準備に必要な絵本、紙芝居、パネルシアターなどの所蔵に力を入れており、学生の利用頻度も高い。また、人文系の学科があることから文化、文学系の書籍の充実も本学図書館の特徴の一つである。近年、学生の活字離れが深刻になっており、図書を読むだけでは内容の理解が難しい学生が増えている。その為、図書とあわせて DVD 等の視聴覚資料の購入希望が多くなっている。これらはより学生に理解しやすい授業を行う為に利用されている。

教員用の高額図書や資料に関しては、予算全体のバランスを考慮して、教育用図書の購入に支障が起こらない範囲で計画的な購入に努めている。その他、司書が選定する枠があり、蔵書構築に偏りが起きないように調整を行っている。さらに、学生や非常勤講師からの要望も受け付けており、予算の執行状況に照らして、できる限り要望に応えるよう努めている。このように図書選定システムは良好に機能している。なお教員が研究費で購入した書籍に関しては、図書館での蔵書登録を経て教員が自身の研究室で保管しているが、これらの書籍についても学生からの閲覧の希望があれば教員と調整の上、閲覧をできるようにしている。

図書館の蔵書数は 73,190 冊（和書 70,562 冊、洋書 2,628 冊)、学術雑誌 162 種である（令和３年５月１日現在)。さらなる充実を図るため、毎年度分野別の必要性に応じて、新旧雑誌の入れ替えや、停止、追加を行っている。図書の除籍に関しては、「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」（備付-規程集 32）に基づいて実施しており、副本・破損本だけでなく資格・検定に関する図書や、内容が古いと価値のない図書もあわせて除籍した。年間に何度か内規に従って除籍する図書が生じるが、その際にはその旨を学生に掲示し告知することで、希望者に贈与することも行っている。

体育館は 952 ㎡を有し（更衣室、倉庫等の付属棟を含む)、バスケットボール、バレーボールの公式試合が可能な設備を確保している。

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

(2)　諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

(3)　火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

(4)　火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

(5)　コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

(6)　省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分　基準Ⅲ-B-2 の現状＞

「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人秋草学園施設貸与規程」、「秋草学園短期大学図書館管理運営規程」、「秋草学園短期大学図書館利用細則」（備付-規程集 33～36）等諸規程を整備することで固定資産及び物品の管理に関する基準を定め、その適正な運用、管理を行っている。

また、「学校法人秋草学園危機管理規程」（備付-規程集 37）により学生、生徒、職員及び近隣住民の安全確保を図るための規程を設けている。さらに、「自衛消防隊編成及び任務分担表」「火災予防のための組織表」（備付-50～51）等を掲示し、教職員への周知を図っている。年に１度（毎年５月）地元消防署の指導のもと、学生の避難誘導訓練や消火器取扱訓練を実施し、教職員に対して指導訓練を行っている。

年２回消防用設備（火災報知機、緊急放送等）の点検を実施している。非常時の水・食料・防災用品等は平成 23～25 年度に備蓄計画を立て、随時期限のある防災用品について

入れ替えを実施している。また、その使用については、「防災用品取扱マニュアル」（備付-52）にて掲示をしている。

防犯については、正門に昼夜各１名の守衛員を配して不審者の侵入チェックを行っており、校内の各教室及び施設内は校務員１～２名で巡回点検を実施している。さらに、１階学生生徒通用口及び２階正面玄関、体育館裏に防犯カメラを設置し、夜間は警備会社へ警備を委託している。

体育館は必要面積の確保においての問題はない。また、本施設は使用頻度が多くないこと、また女子短期大学ということで施設の扱いがそれほど荒くないこともあり、比較的綺麗な状態を保っているが、建築されてからの年数は 40 年を超えている。何度かの改修も実施済みであるが、耐震補強工事も含め改修の時期が近づいてきている。

サーバー及びコンピュータについては、最新のアンチウイルスソフトを導入している。また、ファイアウォールを設け外部からの不正アクセスに対応している。データのやり取りについては、パスワードを使用し不正防御に努めている。また、コンピュータ室のパソコンはシンクライアントというシステムを導入している。このシステムは起動ごとに設定した初期状態に戻るため、セキュリティを高めている。

学術研究、教育活動および大学運営業務における情報資産の安全性の確保および対策整備を目的として、平成 28 年度に情報セキュリティ検討委員会を立ち上げた。メンバーは、事務局長、情報センター長を主とし、法人各部署および各学科の教職員で構成されている。本委員会では、学内の様々な情報の取り扱い状況について現状を確認し、平成 29 年度には情報セキュリティポリシーを策定、管理運用体制を確立した。コンピュータのウィルス感染等の脅威、情報の漏えい防止のため、さらなる規定の整備を行っている。また、紙媒体等の資料破棄のためシュレッダーを増設した。

平成 30 年度に経産省の補助金を受け、省エネタイプの空調システムに切替えを実施。最大出力量の制御のため、デマンドコントローラーの設置等経費削減を兼ねた対応を実施している。平成 22・23 年度夏季にトイレを全面改修し省エネ型のトイレに変更するとともに、廊下・事務室・外灯の間引き等節電、節水を実施している。２号館の冷暖房は、平成 25 年度に重油を使った冷暖房から電気による省エネタイプのエアコンへ全面切り替えを実施。また、１号館屋上に太陽光発電装置（パネル 240 枚）を設置し、クリーンエネルギーの利用に貢献している。その他、学内の各教室及び事務室等施設への掲示等を利用し、節電・節水等省エネ意識を喚起、醸成している。学生食堂及び厨房の照明は平成 27 年度に、図書館及び視聴覚教室を平成 28 年度に、１号館１階を平成 29 年度に、１号館３階を平成 30 年度に LED 灯に切替えた。令和元年度は１号館４階と体育館及びその外灯を水銀灯から LED 灯に切替えた。令和２年度は１号館５階と１～４階の渡り廊下の照明を灯に切り替えた。令和３年度は LED 化未実施の１号館および２号館２階の照明を LED 化する予定である。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

エレベーターは４階までのため、５階への移動は足の不自由な学生や公開講座の高齢の受講生などに不便をきたしている。

情報セキュリティポリシーの周知徹底とともに、コンピュータのウィルス感染等の脅威、

情報漏えい防止のため、さらなる規定の整備、専門家による研修等、ポリシーの啓発、教育が必要である。

年間約 2,000 冊増加する新規図書と、現在所蔵している図書の保管をしていく為に図書の除籍を実施している。「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に基づいて、現在は主に副本と破損本を除籍しているが、今後は図書の内容をより精査して除籍していく必要があり、現状は内規に従って司書による除籍を実施しているが、紀要図書委員や専門性を持った教員にも除籍に当たっての協力を仰ぐことも検討すべき課題である。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

＜根拠資料＞

該当なし

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

(2)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

(3)　技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

(4)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5)　教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

(6)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

(7)　教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

(8)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分　基準Ⅲ-C-1 の現状＞

令和元年度に情報基盤環境が整備され、さらに使いやすいストレスを与えないパソコン

教室の環境を構築している。学科の教育課程編成に基づいて、授業や研究に活用できるフリーソフトウェアなどのソフトウェアの充実を図っている。令和２年度から、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、遠隔授業を円滑に行うための遠隔授業管理システムを構築し運用している。遠隔授業において、遠隔授業管理システムや Google Classroom などの活用支援を行った。情報センターは定期的な情報基盤整備の都度、情報端末及びサーバーからの情報流出や、外部からの不正アクセス防止のために、セキュアなネットワークシステムを構築してきた。システムの保守は情報センターと保守契約を結んでいるベンダーとの間で絶えず連絡を取り合いながら実施している。最新のウィルスチェックの実施、ファイアウォールシステムの導入により外部からの不正アクセス等の脅威対策を行っている。課題であった情報セキュリティポリシーが策定され、より一層のセキュリティの向上およびセキュリティルールの周知徹底を図っている。

個人情報保護のために教育用と事務用の二つのセグメントを構築し、相互のセグメントは閉鎖体系とする一方で、インターネットへのアクセスはどの情報端末からも利用でき、学内に無線 LAN を整備したことからモバイル端末からの利用も可能となっている。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、幼児教育学科第一部・第二部は選択科目として、地域保育学科と文化表現学科は必修科目として、情報技術の向上のためのコンピュータの操作を学ぶ授業科目を提供している。学生のほぼ全員がこれらの授業を履修し、文化表現学科においては必修科目以外にも多くの情報技術向上のための授業科目を提供している。全学科が対象となる情報教育に活用する技術的資源は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、情報教育科目を担当する教員および情報センタースタッフの自発的な自己研修等によりコンピュータ利用技術の向上が図られている。スタッフについては、研修のための予算等は確保されているものの、学外での研修機会の活用は不十分なままであり、業務過多の現状では十分に消化されているとはいえない。令和２年度には、遠隔授業実施のため、遠隔授業管理システム、Google Classroom の利用方法、パワーポイントによる講義の動画作成など、非常勤講師を含め、教職員に指導している。

情報センターが中心となり、４～５年の周期で情報教育資源の整備を実施している。令和元年度に情報基盤環境が整備され、さらに使いやすいストレスを与えないパソコン教室の環境が構築された。また、各学科の教育課程にある情報教育関連科目を円滑に実施するため、パソコンなどの情報機器は４室に計画的に設置されている。各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づいて必要とされる技術的資源の配置と利用を常に見直し、学生の学習支援、教員の教育支援のために必要な学内 LAN を有線、無線の両方で整備している。授業担当教員は、新しい情報技術などを活用して効果的な授業を行っている。利用するＯＳは安全性と利便性の高いものを導入し、Web デザインや DTP の現場のワークフローを再現するために、事務系の Windows 環境に加え、Mac 環境を整備している。令和元年度にマイクロソフトと包括契約（OVE-ES）を結び、Office365 が専任の教職員と学生に無料で提供されている。また令和元年度に MOS 検定の学内受験を開始し、学生・教職員のさらなる情報技術向上のためのトレーニング環境を整えている。令和２年度はいわゆるコロナ禍により受験者数が少なく、MOS エクセルの検定に学生１名が受験し合格した。

文化表現学科の授業科目において、情報教育関連科目の内容を見直し、プログラミング、３D 技術、IT パスポートや MOS に関する内容を取り入れ、最新の情報技術や就職に活か

せる事柄を学べる環境を整えている。

学生や教職員が自由に利用できるコンピュータ室を４室、Windows 104 台、Macintosh 20 台のパソコンを整備している。すべての Windows パソコンには、マイクロソフト Office、画像処理ソフト、動画編集ソフトなどがインストールされ、授業や学校運営に活用できるようになっている。また、授業や研究に活用できるフリーソフトウェアなどのソフトウェアの充実を図っている。利用者個人のファイルが保存できる領域やファイルが共有できるフォルダも整備している。図書館には複数のパソコンを配備し、学生や教職員が自由に文献の検索などができる。職員にはひとり１台のパソコンが与えられ、学校運営に活用している。専任教員については、個人研究費により自由にコンピュータを整備できるようにしている。

学生が利用できるコンピュータ室のパソコンは常時インターネットに接続できる環境になっており、学生の学習に必要なサイトへのアクセスや遠隔授業で使用している Google Classroom へのアクセスができる。

令和２年度に遠隔授業が実施され、授業支援システム Google Classroom や Google のクラウドシステムといった新しい情報技術を活用した授業を実施している。教員は情報技術を利用し、音声入りの講義動画を作成し、効果的な授業を行っている。文化表現学科ではプログラミングや３D プリンタといった最新の情報技術を活用した授業が行われている。また、机や席、大型ディスプレイなどを自由に移動ができるアクティブラーニングの教室が整備され、新しい情報技術を活用した授業が実施されている。

学生や教職員が自由に利用できるコンピュータ室を４室、Windows 104 台、Macintosh 20 台のパソコンを整備している。机や席、大型ディスプレイなどを自由に移動ができ、様々な授業形態に対応できるアクティブラーニングの教室を整備している。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

インターネットへの接続速度の向上など、継続中の課題については、引き続き情報センターのスタッフが対応しているが、授業進行に影響を与えることのないように抜本的な対応を検討する。その際、スタッフの外部研修への時間確保や、技術的資源活用のための組織的な研修の具体化が課題である。

学生や教職員の中に遠隔授業のシステムに不慣れな者が少なからずおり、また毎年新入生が入学してくる。遠隔授業での Google Classroom の使い方や課題の作成方法、提出方法などの学生の教育、授業資料の作成方法などの教職員の教育が必要である。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

＜根拠資料＞

提出資料　10　秋草学園第Ⅲ期５ヵ年計画
提出資料　15　活動区分資金収支計算書（学校法人全体）［書式 1］
提出資料　16　事業活動収支計算書の概要［書式 2］
提出資料　17　貸借対照表の概要（学校法人全体）［書式 3］
提出資料　18　財務状況調べ［書式 4］
提出書類　19　計算書類【平成 29 年度】
提出書類　20　計算書類【平成 30 年度】
提出資料　21　計算書類【令和元年度】
提出資料　22　事業報告書
提出資料　23　事業計画書
提出書類　24　収支予算書
備付資料　53　新入生保護者向け「ご寄付のお願い」
備付資料　54　学校法人秋草学園創立 70 周年記念事業募金趣意書
備付資料　55　財産目録等【平成 29 年度】
備付資料　56　財産目録等【平成 30 年度】
備付資料　57　財産目録等【令和元年度】
備付資料　58　秋草学園第Ⅰ期５ヵ年計画
備付資料　59　秋草学園第Ⅱ期５ヵ年計画
備付資料–規程集
備付資料　38　学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準
備付資料　39　学校法人秋草学園財務書類等開示規程

［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

③ 年度予算を適正に執行している。

④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分　基準Ⅲ-D-1 の現状＞

資金収支については、平成 30 年度 258 百万円の収入超過、令和元年度 109 百万円の支出超過、令和３年度 64 百万円の支出超過、事業活動収支については平成 29 年度 89 百万円、平成 30 年度 136 百万円、令和元年度 150 百万円、令和２年度 199 百万円と過去４年間にわたり支出超過となっており、収支の均衡は図れていない状況である。(提出-15～16)

令和２年度の基本金組入前当年度収支差額は△199 百万円となり、４期連続の赤字となった。基本金組入後の当年度収支差額では△309 百万円となり、翌年度繰越収支差額は△1,679 百万円となった。支出超過の要因としては、入学者数の減少があげられる。基本金組入前当年度収支差額は短期大学で△78 百万円、高等学校△90 百万円、専門学校で△20 百万円となった。入学者数の減少だけでなく、退学・除籍・転学等による学生・生徒数の減少がある。学生・生徒数の減少は、短期大学・高等学校・専門学校の３校合計で、令和２年度は 48 名にのぼる。これらに対する抜本的な対策を検討する必要がある。

令和２年度の貸借対照表（提出-17）の総資産は 12,532 百万円で固定資産は 11,452 百万円、流動資産は 1,080 百万円である。固定負債は 643 百万円、流動負債は 488 百万円、基本金は 13,080 百万円、繰越収支差額は△1,679 百万円となった。流動比率は 221.5％と当面の資金繰りには問題がない。また固定長期適合率は 95.1％であり、固定資産も長期の安定的な資金で賄われており健全の範囲内と言える。ただし、施設の老朽化等が顕著に見られるため、楽観視できる状況にない。

学校法人全体の財政は、短期大学部門の黒字によってその他の部門の赤字を補い、基本金組入前当年度収支差額は平成 28 年度まで６期連続の黒字を維持していた。しかし、短大の収支が悪化し、法人全体として平成 29 年度は△89 百万円、平成 30 年度は△136 百万円、令和元年度は△150 百万円、令和２年度は△199 百万円となり４期連続のマイナス計上となった。短期大学部門単体で、平成 29 年度＋41 百万円、平成 30 年度△22 百万円、令和元年度△89 百万円、令和２年度△78 百万円と短期大学部門の収支悪化に比例するように法人全体のマイナス計上額も大きくなっている。

短大の経営状況に直結する入学生確保は、定員 415 人に対し平成 30 年度は 296 人、令和元年度は 315 人、令和 2 年度は 248 人、令和３年度は 259 人と依然として厳しい状況が続いている。この減少傾向に歯止めをかけなければ、財政の維持は厳しく、法人全体の存

在も危ぶまれるものとなってしまう。(提出-18)。

退職給与引当金は、私立大学退職金財団加盟者と埼玉県教職員福祉財団加盟者とそのいずれにも加入していないものに分類し、期末要支給額の 100%を基に各財団に対する掛金の累積額と交付金の累計額との差額に繰入調整額を加減し、退職給与引当金を計上している。

資産運用については、平成 20 年 4 月に施行した「学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準」(備付-規程集 38) に則り、安全性を第一として資金分散をはかったうえで健全保有に努めている。しかし運用環境の悪化・低迷により貴重な金利収入の減少が続いているため、購入する債券の発行体格付け「A」以上だったものから「BBB」(投資適格債券) のものも一定額まで購入できるよう運用規定を一部変更した。これは金利低迷が続く中期債自体の減少、中途償還等折返しの運用がしづらくなったことも要因である。

教育研究費比率については、平成 30 年度 33.8%、令和元年度 35.3%、令和 2 年度 37.1%となっている。今後も教育研究費率に注視し、収支の均衡を崩す要因とならない様、適切な運営を図っていく。

教育研究用機器備品は、毎年一定額以上の設備関係予算を設けたうえで購入している。図書も一定額以上を予算化し、紀要図書委員会等を経て購入している。教育研究用機器備品全体として、平成 30 年度予算 44 百万円に対し 36 百万円の実績、令和元年度予算 142 百万円に対し 119 百万円の実績、令和 2 年度予算 26 百万円に対し 26 百万円の実績となった。

公認会計士の監査意見へは適切に対応している。本学では監査報告書だけでなく、監査時や監査終了後等に意見交換を行っており、その中で積極的に改善するよう心がけている。

寄付金を収入源のひとつとしてとらえ、平成 24 年度より導入している。平成 30 年 1 月 31 日付けで文部科学省より、特定公益増進法人として再度承認を受けている。また租税特別法施行規則一部改正により条件が緩和されたため、平成 27 年 10 月から本学への寄付者の税額控除も認められるようになった。寄付金の募集に関しては、毎年入学式後の説明会で保護者に対し寄付の依頼を行っている (備付-53)。また、令和元年は学園創立 70 周年の節目であったことから、平成 30 年 8 月から令和 2 年 3 月まで記念事業のための寄付金募集を行った (備付-54)。結果として募集目標の約 93%の寄付金・協力金があった。

短期大学全体の収容定員充足率は令和 3 年 5 月 1 日時点で 63.4%となっており大きく定員を割っている。定員充足率を 100%に近づけるべく、今後もオープンキャンパス、各種ガイダンス等を含めた広報活動や授業内容の充実、ボランティア、保育・施設実習、インターンシップ等あらゆる手段を使い、本学の特色をアピールしていく。

短期大学部門及び学園全体でも『基本金組入前当年度収支差額』では平成 28 年度までは黒字が定着しつつあったが、学生数の減少により平成 29 年度から令和 3 年度まで赤字計上となる見込みとなっている。当面の学校運営に支障はないが、予断を許さない状況は続くものと考える (提出-19～21)。

毎年の予算については、本部事務局が翌年度の入学者状況を見た上で予算編成基本方針を策定し、10 月下旬～11 月初旬に学内理事会に諮り決定する。その方針に基づいて 11 月より関係各部室に次年度の「予算積算書」の作成を指示し、各部門から提出された「予算積算書」の内容をヒアリングにより確認、2 月中に「予算積算書」を積算した予算 (案) を作

成する。また、事業計画については、秋草学園第Ⅲ期５ヵ年計画に基づき各部門の責任者が次年度の事業計画書（案）を提出する。これらの予算（案）及び事業計画書(案)を３月下旬の評議員会で諮ったうえで理事会の承認を受け、決定する。

決定した予算と事業計画は速やかに関係部門に通知し、確実な実施を指示している。しかしながら、教職員向けに行っている予算の説明会の参加率が思わしくなく、組織全体で予算に対する意識付けを図っていかなければならない。

年度予算は各部門が稟議書、物品請求書等を提出し、決裁または承認を経たものを企画財務部が適正に執行する。予算外の事案に関しては、原則稟議書に理由等を明記し、決裁されたものを執行する。

出納業務については、金庫内現金、口座共に入金・出金処理を日々確認・適切に処理し、仕訳帳の回覧という形で経理責任者へ報告している。理事長へは月次試算表の回覧で報告としている。

資産及び資金の管理運用については、退職給与引当特定資産を退職給与引当額に基づき積立している。また、その他の資産についても「学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準」に則り、資金分散を図ったうえで債券を中心に健全保有に努めている。特に債権については、前述のとおり信用格付けを規程化し、安全性を重視した管理に努めている。また、施設設備等の管理については、「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人秋草学園施設貸与規程」、「秋草学園短期大学図書館管理運営規程」、「図書館（短大）利用細則」等により管理し、固定資産については、固定資産管理台帳により管理し、また取得価格２万円以上で 10 万円未満の物品（消耗品）については「教育研究用機器備品」と「管理用機器備品」として区分し、「備品台帳」を作成して管理している（備付-55～57)。

「月次資金収支計算書」「月次事業活動収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「合計残高試算表」「月次支払資金集計表」は、経理責任者を経て毎月理事長まで回覧している。

［区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学の将来像が明確になっている。

(2)　短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

(3)　経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

② 人事計画が適切である。

③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

(4)　短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

(5)　学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

［注意］
基準Ⅲ-D-2 について
(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分　基準Ⅲ-D-2 の現状＞

短期大学の将来像を明確にするために平成 20 年度にスタートした第Ⅰ期秋草学園５ヵ年計画（備付-58）は、平成 24 年度に終了した。第Ⅰ期５ヵ年計画の期間中に、平成 23 年度より財政状況が少しずつ改善され、平成 24 年度以降改善傾向が続いた。しかし、平成 29 年度再度赤字転落し、立ち直りのため「財務改善委員会」にて改善方策を検討している。

第Ⅰ期５ヵ年計画の結果を受けて、平成 25 年度より第Ⅱ期５ヵ年計画（備付-59）をスタートさせた。その基本目標として、学校法人は、①建学の理念の再検証、②安定した学園経営、③高短専３校の連携、また短期大学は、①本学女子教育の充実、②意欲ある学生（障害がある学生を含む）の受け入れ、③教育体制の充実、④就職・キャリア支援の強化、⑤外部資金の獲得、⑥地域貢献、⑦文化表現学科の定員充足、⑧専攻科幼児教育専攻の再生、をそれぞれ掲げ、本学に関する客観的分析に基づいた評価と計画の遂行を継続している。

前述した第Ⅰ期秋草学園５ヵ年計画における財務状況の改善は、帰属収支差額においてプラスに転じたものであり、繰越消費収支差額の改善に至るためには、今後とも入学生、在学生の増加を主とする安定した学生数の確保が重要であり、加えて各種経費の節減に努める必要がある。

文化表現学科及び地域保育学科の入学定員未充足が影響して、短期大学全体の収容定員も未充足の傾向が大きくなっている。そのため財務状況は厳しくなっているが、人件費、施設設備費は抑制しながらも適当なバランスを保っている。文化表現学科に関しては、入学者数が定員の半数にも及ばない状況が続いているため、平成 29 年度から入学定員を 100 人から 65 人に変更する手続きを行った。

財務状況の厳しさを認識し危機意識を共有するために、「学校法人秋草学園財務書類等開示規程」（備付-規程集 39）に基づいて経営情報を開示している。財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書などの財務書類は、本部事務局、短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供している。また、同様の情報はホームページ掲載により公開している（提出-22～24）。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

これまで定員割れの無かった幼児教育学科第一部の入学者が令和元年度から定員割れとなり、全学科で定員未充足になったことからも改善が急務である。文化表現学科は平成 29 年度から入学定員を 100 人から 65 人に変更したものの定員充足とはならなかった。これ

を受けて、定員確保のための方策を抜本的に検討する時期に入ったといえる。

経費の削減については、平成 21 年度からの秋草学園第Ⅰ期５ヵ年計画に沿って予算額の減額を毎年実施してきた。第Ⅱ期５ヵ年計画においても経費削減を推し進めてきた。平成 30 年度からは第Ⅲ期５ヵ年計画がスタートしており、継続して経費削減を進めている。短大部門では基本金組入前当年度収支差額の黒字は継続されていたが、平成 30 年度に 17 年ぶりに赤字となったことから全部門が赤字となった。原因は学生数の減少であり、財務面だけでの努力にも限界がある。令和３年度予算策定において直近の決算値を基準に支出削減をすることにしたほか、幼児教育学科二部の定員を令和４年度から 100 名を 50 名に半減することにした。また、地域保育学科の定員も令和５年度に向けて見直す予定である。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成 22 年度から導入された任期付教員任用制度については、そのあり方についての検討を重ねて来てはいるが、平成 30 年度からは採用年度１年間は週３日勤務であるが２年目以降は本人の希望に応じ週４日勤務としている。また令和元年度新規採用教員にあっては、初年度から本人の希望に応じ週４日勤務としている。なお、３年経過後に退職し、新たな選考を行うことは継続している。この制度は教員の資質の判断、本学の建学の精神との齟齬などの面から有用な制度といえる。

研修日や個人研究費の活用による研究活動については、個々の教員に委ねている状況に変わりはないが、個人研究費の使用状況については、多くの教員が本学規定の限度額まで使用している。また、奨励研究費についても、毎年確実に 10 名程度の教員からの応募申請がある。具体的な審査方法であるが、研究計画の妥当性、研究成果の教育面への反映などの面から申請者にヒアリングを行い、定量的に査定し、委員会委員の審議を経て奨励研究として対象となる研究を決めている。その結果、奨励研究費は有意義に活用されているといえる。

科学研究費に関する規程整備については、平成 27 年に「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「秋草学園短期大学における公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」、「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範」、「秋草学園短期大学公的研究費の不正使用防止計画」を定め、整備を行った。また、平成 30 年度からは、研究倫理審査委員会を設置し、研究を行う際にその内容が人を対象とする研究に該当する場合には委員会にその研究についての倫理審査の申請を行い、承認を得てから研究に入る仕組みが確立した

図書館の除籍手続、及び適切な蔵書構築については、「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に従い、副本・汚損本について除籍を行い、適切な蔵書構築を行った。

なお、利用者用の機器に関しては、更新の必要がなかった為予算化は行わなかった。

情報センター職員の学外研修については、平成 29 年度は、「サイバー攻撃基礎講座」の受講をした。

ＦＤ推進委員会は、「授業評価アンケート」の結果を、教授会にて報告をするとともに、教務課でその結果を保管し、いつでも閲覧可能な状態としている。また専任、非常勤を問わず全教員から、その結果に対する授業改善計画の提出を義務付けている。

情報の安全性の観点よりホスティングサービス会社の見直し検討を行っているが、現時点では回答は出ていない。ただ、年２回の定期メンテナンス時に情報機器利用上の問題点や課題については、情報センターが中心となり学外事業者と協議を行い解決した。

経費は不要不急の消費を予算時点で極力抑えてきたが、基本金組入前当年度収支差額は平成 27 年度、28 年度は黒字を達成したものの、平成 29 年度から令和元年度まで３期連続赤字決算となった。

学園行事等による休日出勤については、主管部署に依頼し、出勤職員を必要最少人数に留めるように調整した。さらに、土曜日直については、土曜担当嘱託職員及び非常勤職員を割り当て、職員の出勤日数を２分の１にした。

理事長は、「秋草学園第Ⅱ期５ヵ年計画」で掲げられた基本目標に関わる項目を計画通り確実に遂行する。また、文化表現学科の改編に関しても、学内外の状況を十分に精査し、学園としての結論を出す。その一環として、学科の規模の適正化のため、平成 29 年度より入学定員をこれまでの 100 名から 65 名に変更を行った。

防災関連については、防災計画、自衛消防隊編成表及び任務分担表を毎年度作成し、全教職員に周知を図っている。また、毎年５月に全教職員、全学生を対象とした、所轄署立会いによる「消防避難訓練」を実施し指導を受けており、「消防防災マップ」を常時掲示し、災害時の避難場所の周知を行っている。

ＳＤ研修委員会については、毎年度隔月の委員会開催を行い、各部署で作成した年次計画表に基づく実行状況や進捗状況等についての確認、検討を行っている。平成 30 年度も多くの職員が日本私立短期大学協会及び外部団体主催の研修会に参加すると共に、一部の職員が通信講座を受講し資格取得等の実績を挙げている。なお、自己啓発研修については、これまで一部経費が補助対象であったが、学園が要望する資格取得に対しては補助の増額を行った。ＳＤ活動における自己啓発のための研修は、平成 27 年度以降一定数を確保している。そしてその対象となる研修については、「1382 学校法人秋草学園事務職員自己啓発の研修補助取扱細則」に規定しており、また、ＳＤ研修委員会の運営方針等については「1381 学校法人秋草学園事務職員ＳＤ研修規程」にある。保健衛生に関する事項については、「1790 学校法人秋草学園衛生委員会規程」（備付-規程 39）が定められた。平成 29 年度、平成 30 年度は各４回、令和元年度は３回の衛生委員会を開催し、協議を行った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

幼児教育学科では、各教員が更に研究を行いやすく、またその成果を公表できるよう、更に研究環境の整備を行う。具体的には、校務の負担が一部の教員に偏らないよう配慮して授業担当コマ数を組む。また、与えられた研修日や個人研究費を十分に活用して研究活動を行うよう、引き続き学科会等を通じて促すと共に、学外の研究助成や、学内に準備さ

れている奨励研究費への積極的な応募を呼びかける。

文化表現学科では、所属教員による科学研究費補助金の獲得、外部補助金の獲得のために、引き続き科学研究費補助金の申請をするよう呼びかけるとともに、研究支援のための方策や調査研究のための環境整備を検討していく。

紀要図書委員会では、教員の学術成果の成果の地域・社会への公表・還元を行っていくために、機関リポジトリへの投稿を進めることとし、投稿規程の整備などを進めていく。

情報セキュリティの対策基準、実施手順などの整備を進める。

省エネルギー対策としては、LED 化を推進中であり、令和３年度には完了する。

障がい者対応としての１号館５階へのエレベーター設置は、従来から検討されているが適当な設置場所が見当たらないまま未実施となっている。建物本体が建築から 39 年以上経っており、後付のために躯体を壊す必要もあることから費用もかさむため、現在の財政状況を踏まえて補助金等の支援がある時期に実施する予定である。

ＳＤ研修を充実し、全職員（嘱託職員含む）による研修会や資格取得支援をして職員資質向上を図る。ＳＤ研修の改善計画については、令和３年度上期中に学園が取得してほしい資格を掲げる。

図書館図書等の「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に従い除籍を実施するとともに、資格・検定に関する図書等内容が毎年更新される図書等に関しては、古い図書を積極的に除籍していく。

体育館については、改修に向けて動き始めている。令和２年度においてはまずは耐震診断を実施し、現状は耐震補強工事を含めた回収のための設計に着手している最中である。学生にとって魅力的な施設となるよう検討を重ねており、一部には本学の新しいイメージを打ち出すようなアイコニックな仕掛けを組み入れることも考えている。

経費予算関係については、前年度の予算額を超えないように各部署に積算を依頼している。ただし、必要不可欠な備品等については目的、必要性を聴取したうえで予算計上していく方針である。令和３年度予算策定においては、直近の決算値を基準に支出削減をすることにしたほか、幼児教育学科第二部の入学定員を令和４年度から 100 名を 50 名に半減することにした。あわせて、地域保育学科の入学定員も令和５年度に向けて見直す予定である。これは、ここ数年の両学科の定員充足率の低下を受け、適切な定員管理、及び必要専任教員数の削減により定員に見合った教員数、人件費とすることで財務改善を図ることが目的である。これにより基本金組入前当年度収支差額の赤字幅の圧縮を実現していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

提出資料　25　学校法人秋草学園寄附行為
備付資料　60　理事長履歴書
備付資料　61　学校法人実態調査票【平成 29 年度】
備付資料　62　学校法人実態調査票【平成 30 年度】
備付資料　63　学校法人実態調査票【令和元年度】
備付資料　64　理事会議事要録【平成 29 年度】
備付資料　65　理事会議事要録【平成 30 年度】
備付資料　66　理事会議事要録【令和元年度】

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2)　理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
- ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3)　理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
- ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分　基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長（備付-60）は、昭和 43 年 3 月から学校法人秋草学園に勤務し、昭和 63 年 2 月

から評議員、平成２年 12 月から理事、平成 18 年４月から理事長に就任し、現在に至っている。その間、創設者である秋草かつえ元理事長・学長（平成 25 年３月 13 日逝去）の下、建学の理念や教育理念・目的を理解し、様々な部署の業務を務めてきた。

理事長は、寄附行為第７条（提出-25）に定めるところにより、法人を代表し、その業務を総理している（備付-61～63）。

また、理事長は、毎会計年度終了後２月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た（備付-64～66）決算及び財産目録、貸借対照表、収支計算書並びに事業報告書を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、寄附行為第６条に定めるところにより、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、理事会は理事長が招集し、議長を務めている。

認証評価に係る自己点検・自己評価委員会は、理事会の主要なメンバーである理事長、常任理事、学長のほか事務局長などが構成員となり、積極的なリーダーシップをとっている。委員長や ALO は理事長から委嘱されている。「自己点検・評価報告書」は、理事会が審議、承認を経て、学長名による公表を最終的に了承する責務を果たしている。

理事会は、学内外の情報を収集することにより、課題について自ら検討するとともに、課題によっては関係部署に対しても検討を指示し、大学運営に責任を果たしている。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、規程集として、各部署に備え付けるだけでなく、学内 LAN により閲覧が可能となっている。

理事の選任については、寄附行為第 10 条に規定されている。学長、教職員のうちから理事会において選任された者、評議員のうちから評議員会において選任された者及び学識経験者のうち理事会において選任された者が理事となる。学長、教職員及び評議員を退いたときは、理事の職を失う。いずれも学校法人の建学の理念を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識に基づいた対応を行っている。

また、寄附行為第 16 条第２項第３号には、役員の退任事由として、学校教育法第９条各号に掲げる事由を摘要している。

理事会開催状況（令和２年度）

年	月	日	主な議題	出席者数	定数
2	6	16	・令和元年度事業報告　同収支決算 ・令和元年度秋草学園収支決算（案）の件 ・秋草学園５ヵ年計画に係る令和元年実施報告及び令和２年度実施計画（案）の件	9人	8人以上10人以内
3	2	19	・秋草学園短期大学長候補者選考委員会委員の選出（案）の件 ・任期満了に伴う理事（２号及び４号）選任（案）の件 ・任期満了に伴う監事選出（案）の件 ・任期満了に伴う理事会選任の評議員（２号及び３号）選任（案）の件 ・秋草学園短期大学学則変更（案）の件 ・秋草学園福祉教育専門学校学則変更（案）の件 ・秋学園高等学校学則変更（案）の件 ・秋草学園短期大学名誉教授規程制定（案）の件 ・役員退職金支給（案）の件	10人	8人以上10人以内

3	2	21	・任期満了に伴う理事長選任（案）の件 ・理事長の職務代理選任（案）の件	9人	8人以上10人以内
3	3	23	・任期満了に伴う監事選出（案）の件 ・秋草学園短期大学長選任及び理事（１号）選任（案）の件 ・令和２年度秋草学園補正予算（案）の件 ・令和３年度学校法人秋草学園事業計画（案）の件 ・令和３年度学校法人秋草学園予算（案）の件 ・秋草学園理事（４号）選任（案）の件 ・学校法人秋草学園職員給与規程改正（案）の件 ・秋草学園短期大学障害学生修学支援規程制定（案）の件 ・秋草学園高等学校学則変更（案）の件 ・社会福祉法人秋草福祉会に対する貸付金返済猶予（案）の件 ・役員退職金支給（案）の件 ・秋草学園短期大学学科長選任（案）の件 ・学校法人秋草学園職員の任用（案）の件	9人	8人以上10人以内

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事会、評議員会については、寄附行為に則して安定した運営を行っている。しかし、常に新しい発展的な課題を投げかけることにより、理事、評議員、監事が学園の目指す方向性を理解できるよう、一致協力しての体制作りをさらに推進することが課題である。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

備付資料　67　学長個人調書
備付資料　68　教授会議事要録【平成 29 年度】
備付資料　69　教授会議事要録【平成 30 年度】
備付資料　70　教授会議事要録【令和元年度】
備付資料　71　各委員会議事要録
備付資料-規程集
備付資料　41　秋草学園短期大学学長選考規程
備付資料　42　秋草学園短期大学教授会規程
備付資料　43　秋草学園短期大学教員表彰規程

［区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の

意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分　基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、大学院修了後に研究所職員として約 20 年間化学物質の安全性評価の研究に携わった経験を有している、その後大学教員としても 26 年の長きにわたり環境化学の教育・研究を行ってきた。(備付-67)。その面では保育者養成を中心とした本学にとって必ずしも専門性が一致しないが、研究所では部長職として、また大学では学科長、図書館長として長きにわたり教職員の管理にあたってきた。この面ではガバナンスに多くの経験を持っている。学長は、学長選考規程（備付-規程集 41）に基づいて選任され、人格、学識において全教職員から認められている。また、教学運営の責任者として職務遂行に務め、学長就任以来４年間にわたり強力なリーダーシップを発揮している。具体的には学内的には私立大学等改革総合支援事業に係る諸規定の整備、そのほか新規の専任教員採用に当たっての専門領域の特定、専任教員の昇任規定と条件の見直し、任期付き教員の勤務条件等の整備、奨励研究費採択基準の明確化、学生の転学科、休学規程の明文化、学外活動としては所沢市上下水道事業運営審議会の委員長として、また所沢市及び周辺自治体の要請に基づく講演会の講師などを行ってきた。さらに、学長は各委員会委員長に対し、検討すべき事項を４月の教授会で指示し、半年後及び１年後の教授会で各委員長から進捗状況の説明を求め、学内改革に努めている。この他にも新入生オリエンテーションや新年度の非常勤講師との

教職員会において、建学の理念について丁寧に説明を行うとともに、研究会への参加や授業を担当することにより教育研究を推進している。

教授会は、教授会規程第３条の定めるところにより、学長が招集し議長となる。また、同規程第４条には教授会の意見聴取事項が規定され、教育研究上の審議機関として適切に運営されている（備付-規程集 42)。教授会は民主的に運営されている。教授会は月１回を原則とするが、学長の判断により、必要に応じて追加開催している。議事録は、教務課において作成し、資料とともに適切に保管されている（備付-68～70)。

教授会では、学習成果、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れ方針」の三つの方針が明確に示され、教員全員の認識を得られている。三つの方針に関しては、平成 29 年４月から施行される改正学校教育法施行規則に対応するため、教学マネジメント委員会において、新たな三つの方針が検討され、29 年度に向けて策定された。

学長は、教授会の下に各種の委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営している。必要に応じて合同の委員長会を開催するなど臨機応変に対応している。議事録は、委員会庶務を担当する事務局において作成され、適切に保管されており（備付-71)、学長はいつでも議事録を確認できる状態となっている。教学運営にあたっては、学科長、との協力体制により軌道に乗せることができている。

平成 26 年に学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され平成 27 年４月１日から施行されることにともなって、大学運営における学長のリーダーシップの確立等を図るために教授会と学長の役割を明確にすることを目的として、学則、教授会規程、その他の内部規則の見直しを行った。

教授会規程の改正により、教授会の意見聴取事項として、（１）学生の入学、卒業及び課程の修了、（２）学位の授与、（３）その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を規定した。また、（３）の学長が定める事項については、教育課程の編成等３項目が学長裁定として提示され、教授会の意見を聴取した。その他、教授会は学長の求めに応じて意見を述べることができると規定した。

さらに、学長に最終決定権があることを明確にするために、教授会が述べた意見については、これを受けた学長が最終的に判断すること、教授会が学長等に意見を述べる際に行った決定は、学長が行う決定を妨げるものではないことを規定した。

平成 26 年の学校教育法及び学校教育法施行規則の改正趣旨が、学長のリーダーシップによるガバナンス体制の構築にあることから、平成 27 年度に教学マネジメント委員会及びＩＲ推進室の設置、教員表彰の制度化（備付-規程集 43）などの施策が具体化され、平成 28 年度以降実質的な活動が行われている。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

教学運営に当たっては、学科長との協力体制や各種委員会の協力を得たことにより円滑に行うことができた。各種委員会においては、それぞれの委員会規程に基づいて運営されているものの、学科会については各学科の運営にゆだねられる部分が多く、学長への報告が必ずしも充分に行われていないケースも多々見られる。現時点では学長は地域保育学科長を兼任しており、学長が他学科の会議に時間的に出席できないケースがほとんどである。今後、学長は学科長兼任を外れるので、各学科の学科会に出席できるようになり、意思の

疎通が行いやすくなり、学科の意向などの掌握が容易になると思われる。
　各委員会の協力体制も整いつつあり、必要に応じて学科会と委員会との交流も必要と考えるがなお実現できていない。今後は委員会間にまたがるような懸案事項が多くなるため、例えば教務委員会と学生委員会の合同会議など進めていく。
　学長のリーダーシップ及び補佐体制の強化を図る教学マネジメント委員会及びＩＲ推進室の実効性ある運用が今後も課題となる。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

＜根拠資料＞

備付資料　72　監査報告書【平成 30 年度】
備付資料　73　監査報告書【令和元年度】
備付資料　74　監査報告書【令和２年度】
備付資料　75　評議員会議事要録【平成 30 年度】
備付資料　76　評議員会議事要録【令和元年度】
備付資料　77　評議員会議事要録【令和２年度】

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
(2)　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
(3)　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分　基準Ⅳ-C-1 の現状＞

　監事の職務については、「学校法人秋草学園寄附行為」第 13 条の二に「監事の職務」として、「（１）この法人の業務を監査すること」、「（２）この法人の財産の状況を監査すること」、「（３）この法人の理事の業務執行の状況を監査すること」、「この法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「（５）第１号又は第３号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」、「（５）前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求する

こと」及び「（６）この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」と定めており、適切にその業務を行っている。

「監事の職務」に則り、監事は理事会に出席し監事としての意見を述べた。また、令和２年５月29日に監事会が行われ、秋草学園から事業報告及び財務報告等の説明を受け、それに関する所見が述べられた。

令和２年６月 16 日の理事会及び評議員会に「監査報告書」が提出され（備付-72～74）、令和元年度事業報告書（案）及び令和元年度収支決算（案）の審議の中で、監事の所見等が述べられた。

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　評議員会は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2)　評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分　基準Ⅳ-C-2 の現状＞

「学校法人秋草学園寄附行為」第５条第１項第１号は、理事の定数を「８人以上 10 人以内」と定めている。一方で評議員の定数に関しては、第 18 条第１項で「20 人以上 26 人以内」と定めており、評議員会は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって組織している。

評議員の運営に関しては、第 18 条に次の通りに定めている。「２　評議員会は、理事長が招集する」。「３　評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する」。「４　理事長は、評議員総数の３分の１以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない」。「５　評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない」、「６　前項の通知は、会議の７日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項および本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる」。「７　評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することが出来ない」。「８　前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」。「９　評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」。「10　議長は、評議員として議決に加わることができない」。評議員会は、これらの規定に基づいて適切に運営されている（備付-75～77）。また、「諮問事項」については、第 19 条において、「（１）予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分」、「（２）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「（３）寄附行為の変更」、「（４）合併」、「（５）目的たる事業の成功の不能による解散」、「（６）寄附金品の募集に関する事項」、「（７）事業計画」、および「（８）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項」と定めており、評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、適切に運

営されている。

評議員会開催状況（令和２年度）

年	月	日	主な議題	出席者数	定数
2	6	16	・令和元年度事業報告　同収支決算 ・秋草学園５ヵ年計画に係る令和元年実績報告及び令和２年度実施計画（案）の件	16人	20人以上26人以内
3	2	19	・秋草学園短期大学長候補者選考委員会委員の選出（案）の件 ・任期満了に伴う評議員（４号）選任（案）の件 ・任期満了に伴う評議員会選任の理事（３号）選任（案）の件 ・任期満了に伴う理事会選出監事の同意（案）の件	20人	20人以上26人以内
3	2	21	・任期満了に伴う評議員会議長選任（案）の件	20人	20人以上26人以内
3	3	23	・任期満了に伴う理事会選出監事の同意（案）の件 ・令和２年度秋草学園補正予算（案）の件 ・令和３年度学校法人秋草学園事業計画（案）の件 ・令和３年度学校法人秋草学園予算（案）の件	22人	20人以上26人以内

［区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

(2)　私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分　基準Ⅳ-C-3 の現状＞

平成 27 年度には、ホームページに「研究活動の不正行為の防止等に関する規程」及び「公的研究費の使用に関する行動規範」、「誓約書」並びに「公的研究費の不正使用防止計画」等の掲載を行い、平成 28 年度からは「教員の養成の状況に係る情報」の公開を行った。平成 29 年度からは、平成 28 年度の改善計画に記した、「教員一人当たりの学生数」、「収容定員充足率」、「専任教員と非常勤教員の比率」の公表を行うとともに、毎年の「自己点検・評価報告書」「事業報告書」の掲載も開始した。また、平成 30 年度からは、以前よりおこなっている年間のシラバスの公表に追加する形で、ナンバリング、履修系統図の公表も行った。令和元年度についても留学生情報や社会人学生の資格取得状況等、令和２年度に関しては新たに公表が必要となった事項はなかったが、教育情報の公表に関しては、今後も公表すべき情報を整理して必要に応じて順次開示していく。関係する規程追加・改定の例としては、平成 30 年度に「人を対象とする研究倫理規程」、令和元年度に「奨励研究及び奨励研究費に関する規程」、令和２年度には「出版助成に関する規程」などである。

財務情報については、「学校法人秋草学園財務書類等開示規程」を定め、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書及び事業報告書など、閲覧に供する財務書類等を本部事務局・短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供している。なお、同様の情報をホームページにも掲載しており、誰でも閲覧が可能となっている。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

現在、実地監査は高等学校及び専門学校において年１回実施している。また会計士及び理事長、学内理事等を交えた監事会は年２回行っているが、今後一層のガバナンス機能の充実等、具体的には監事による理事へのヒアリング及び評価など、が将来の課題である。

寄附行為における評議員定数は 20 人以上 26 人以内で、現員 20 名である。その内、２号評議員（教職員のうちから、理事会において選任された者）が定員 10 人以上 14 人以内のところ現員 10 名であることから、評議員全体の均衡を考慮すると補充が望ましい。

情報の公開については、「事業報告書」を平成 27 年度決算からホームページに掲載しているが、教学関係情報や財務情報の指標となる費目や比率の説明について、今後その解説を加えることを課題としたい。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長は、理事会・評議員会においての意見聴取は当然ながら、その他常時、積極的に理事・評議員と個々に打合せの機会を持ち、学園の方針、財務状況等について意見交換を行っている。特に私学として重要な学生・生徒の募集関連等については、現状を示し、今後の見通し､その方法等について十分に議論を重ね､募集に対する協力依頼も行っている。

学長については、学科長会を月に１回、委員長会は不定期ではあるが開催し、問題点の報告、及び情報の共有を図っている。また、学内規程については、学科長会や各種委員会等で必要に応じて検討を行い、教授会、理事会の承認を経て新規の規程追加や改正を行っている。

監事を支援する事務局体制については、本学園に所属する監事は２名ともに非常勤であり、詳細な情報伝達・理解をしてもらう事は現実には厳しい。そこで監事監査を年２回必ず実施し、その節に幹部職員や財務担当事務局も参加し、実施状況及び課題点等を十分に話し合い、監査の為の支援を行っている。

評議員数の見直しについては、平成 29 年度に改選が行われたが、評議員数に大きな変動はなかった。今後も、引き続き人数の検討を行う。

事業報告書については、平成 27 年度以降は毎年ホームページへの掲載を行っている。

教育情報の公表については、毎年開示する内容の追加を行っており､「令和元年度　情報の公表に係る調査票」において求められている情報すべてを公開している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

実地監査の充実と内部監査との連携により、監事監査を支援する体制構築等を図るとと

もに、監事を支援する事務局体制については、将来の課題として関係部門とも調整しながら慎重に検討を進める。

２号評議員は、教員・事務職員・各学校のバランスを考慮し補充を検討する。平成 29 年度に改選が行われたが、評議員数に大きな変動はなかった。今後も、引き続き人数の検討を行う。

情報の公開については、「事業報告書」にはこだわらないが、他大学での情報公開等を参考にしながら令和２年度中には財務内容の指標となる比率と本学の比率の比較などを決算理事会承認後にはホームページ上で掲載できるよう検討していく。

短期大学の概要

様式11

（令和3(2021)年5月1日現在）

事項	記入欄	備考
短期大学の名称	秋草学園短期大学	
学校本部の所在地	埼玉県所沢市泉町1789番地	

教育研究組織

短期大学士課程

学科・専攻課程の名称	開設年月日	所在地	備考
幼児教育学科第一部	昭和54年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地	
幼児教育学科第二部	昭和54年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地	
地域保育学科	平成13年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地	
文化表現学科	平成19年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地	

専攻科

専攻の名称	開設年月日	所在地	備考
—	—		

別科等

別科等の名称	開設年月日	所在地	備考
—	—		

学生募集停止中の学科・専攻科等：□□学科□□専攻（　年度学生募集停止，在学生数　人）

教員組織

短期大学士課程

学科・専攻課程の名称	専任教員等 教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
幼児教育学科第一部	4 人	6 人	2 人	－ 人	12 人	8 人	3 人	－ 人	19 人	人	教育学・保育学関係
幼児教育学科第二部	1 人	2 人	1 人	－ 人	4 人	3 人	1 人	－ 人	15 人		教育学・保育学関係
地域保育学科	4 人	4 人	1 人	－ 人	9 人	8 人	3 人	－ 人	18 人		教育学・保育学関係
文化表現学科	2 人	2 人	－ 人	－ 人	4 人	4 人	2 人	－ 人	21 人		文学関係
(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—			—	—	—	
計	11	14	4	0	29	23	9	0	73		

専攻科

専攻の名称	専任教員等 教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
—	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	—	—	— 人	— 人	0	
—	—	—	—	—	—	—	—				
計	0	0	0	0	0			0	0		

施設・設備等

校地等

区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考
校舎敷地面積	—	7,263 ㎡	㎡	㎡	7263 ㎡	
運動場用地	—	1,980			1980	
校地面積計	㎡	9,243			9243	
その他	—	0			0	

校舎等

区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
校舎面積計	㎡	11,629 ㎡	㎡	㎡	11629 ㎡

教員研究室

学科・専攻等の名称	室数
幼児教育学科第一部	15 室
幼児教育学科第二部	3
地域保育学科	11
文化表現学科	4

教室等施設

区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設
短期大学	22 室	6 室	2 室	4 室	0 室
—	—	—	—	—	—

図書館・図書資料等

図書館等の名称	面積	閲覧座席数
図書館	655 ㎡	109 席
	—	—

図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕
図書館	70,562〔 2,628 〕 冊	162〔 25 〕 種	0〔 0 〕 種
	—〔 〕	—〔 〕	—〔 〕
計	70562〔 2628 〕	162〔 25 〕	0〔 0 〕

体育館

	面積
短期大学	952 ㎡
—	—

［注］

1　学科・専攻課程、専攻科、別科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。

2　教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科等」の欄に記載してください。

3　所在地について、２以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「○○キャンパス」と記載してください。

4　教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記２に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等(○○)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数(及び「教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「―」としてください。

5　専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第２１条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。

6　「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。

7　他の学科・専攻課程等に所属する専任の教員であって、当該学科・専攻課程等の授業科目を担当する教員（兼担）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。

8　専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・短期大学設置基準第２２条別表第一イ及びロ（備考に規定する事項を含む。）
・短期大学通信教育設置基準第９条別表第一（備考に規定する事項を含む。）

9　「専任教員１人あたりの在籍学生数」の欄には、様式２の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。

10　「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、短期大学設置基準上算入できるものを含めてください。

11　寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（短期大学設置基準第３２条を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など短期大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。

12　「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第２０号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。

13　校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該短期大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該短期大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。

14　「基準面積」の欄は、短期大学設置基準第３０条の校地の面積及び第３１条の校舎の面積、または短期大学通信教育設置基準第１０条の校舎等の施設の面積としてください。

15　「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して１室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

学生数

様式12

（令和3（2021）年5月1日現在）

学科・専攻課程名	項目	H29（2017）年度	H30（2018）年度	R元（2019）年度	R2（2020）年度	R3（2021）年度	入学定員に対する平均比率	備　考
幼児教育学科第一部	志願者数	185	143	157	116	119		
	合格者数	166	129	137	103	114		
	入学者数	166	129	135	103	112		
	入学定員	150	150	150	150	150	86%	
	入学定員充足率	111%	86%	90%	69%	75%		
	在籍学生数	324	295	273	244	220		
	収容定員	300	300	300	300	300		
	収容定員充足率	108%	98%	91%	81%	73%		
幼児教育学科第二部	志願者数	79	63	70	47	46		
	合格者数	78	62	60	45	45		
	入学者数	78	62	60	45	45		
	入学定員	100	100	100	100	100	58%	
	入学定員充足率	78%	62%	60%	45%	45%		
	在籍学生数	250	224	204	176	150		
	収容定員	300	300	300	300	300		
	収容定員充足率	83%	75%	68%	59%	50%		
地域保育学科	志願者数	47	64	70	59	46		
	合格者数	43	61	70	57	46		
	入学者数	43	61	69	52	46		
	入学定員	100	100	100	100	100	54%	
	入学定員充足率	43%	61%	69%	52%	46%		
	在籍学生数	201	167	175	183	168		
	収容定員	300	300	300	300	300		
	収容定員充足率	67%	56%	58%	61%	56%		
文化表現学科	志願者数	52	44	53	50	59		
	合格者数	49	44	51	48	58		
	入学者数	49	44	51	48	56		
	入学定員	65	65	65	65	65	76%	
	入学定員充足率	75%	68%	78%	74%	86%		
	在籍学生数	100	95	102	115	115		
	収容定員	165	130	130	130	130		
	収容定員充足率	61%	73%	78%	88%	88%		
学科（専攻課程）合計	志願者数	363	314	350	272	270		
	合格者数	336	296	318	253	263		
	入学者数	336	296	315	248	259		
	入学定員	415	415	415	415	415	70%	
	入学定員充足率	81%	71%	76%	60%	62%		
	在籍学生数	875	781	754	718	653		
	収容定員	1065	1030	1030	1030	1030		
	収容定員充足率	82%	76%	73%	70%	63%		
専攻科	入学定員	20	20	0				R元（2019）年度
	入学者数	10	7	0				募集停止
	収容定員	40	40	20				R2（2020）年度
	在籍学生数	12	15	5				廃止

［注］

1　学生を募集している学科・専攻課程、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
　ただし、学科・専攻課程等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
2　昼夜開講制をとっている学科・専攻課程等については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
3　学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
4　学科・専攻課程、専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
5　募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
6　入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
7　入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
8　最新年度の秋入学については別途確認します。
9　編入学の定員を設定している場合、入学定員には編入学の定員を加えないでください。

様式13

教員以外の職員の概要（人）

（令和3（2021）年5月1日現在）

	専任	兼任	計
事務職員	23	7	30
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	3	8	11
その他の職員	0	5	5
計	26	20	46

［注］

1 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指します。

2 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類してください。

学生データ

① 卒業者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
幼児教育学科第一部	170	146	137	119	128
幼児教育学科第二部	94	69	65	58	52
地域保育学科	94	82	56	40	58
文化表現学科	40	45	42	39	52
専攻科幼児教育専攻	5	2	6	3	0

② 退学者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
幼児教育学科第一部	13	13	16	8	6
幼児教育学科第二部	19	22	21	14	12
地域保育学科	8	9	9	3	2
文化表現学科	8	5	4	3	4
専攻科幼児教育専攻	4	0	4	4	0

③ 休学者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
幼児教育学科第一部	6	9	9	16	6
幼児教育学科第二部	26	19	18	13	7
地域保育学科	7	6	4	3	0
文化表現学科	6	6	3	4	4
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

④ 就職者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
幼児教育学科第一部	153	132	128	117	122
幼児教育学科第二部	81	59	54	56	44
地域保育学科	83	73	48	36	52
文化表現学科	31	36	30	38	38
専攻科幼児教育専攻	4	2	5	3	0

⑤ 進学者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
幼児教育学科第一部	6	1	2	1	0
幼児教育学科第二部	1	0	0	0	0
地域保育学科	5	7	2	1	0
文化表現学科	2	1	0	0	3
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

⑥ 科目等履修生(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
幼児教育学科第一部	3	0	0	0	1
幼児教育学科第二部	2	1	1	1	1
地域保育学科	2	2	0	0	1
文化表現学科	2	1	2	2	0
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

⑦ 長期履修生（人）

学科・専攻課程	H28（2016）年度	H29（2017）年度	H30（2018）年度	R元（2019）年度	R2（2020）年度
幼児教育学科第一部	0	0	0	0	0
幼児教育学科第二部	0	0	0	0	0
地域保育学科	0	0	0	0	0
文化表現学科	0	0	0	0	0
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

［注］

1　学科・専攻課程ごとに、認証評価を受ける前年度の令和2（2020）年度を起点とした過去5年間のデータを示してください。

2　⑥及び⑦は、当該年度に在学する学生数を記入してください。